

平成25年度
自己点検・評価報告書

公立大学法人京都市立芸術大学

目次

序章	P 1
本章	
第1章 理念・目的	P 2
1 現状の説明	P 2
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	P 2
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。	P 4
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適格性について定期的に検証を行っているか。	P 5
2 点検・評価	P 6
3 将来に向けた発展方策	P 8
4 根拠資料	P 9
第2章 教育研究組織	P 10
1 現状の説明	P 10
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	P 10
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	P 14
2 点検・評価	P 15
3 将来に向けた発展方策	P 17
4 根拠資料	P 18
第3章 教員・教員組織	P 20
1 現状の説明	P 20
(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。	P 20
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	P 23
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	P 25
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	P 27
2 点検・評価	P 29
3 将来に向けた発展方策	P 30
4 根拠資料	P 31
第4章 教育内容・方法・成果	
4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	P 33
1 現状の説明	P 33
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	P 33
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	P 35

(3) 教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が, 大学構成員(教職員及び学生等)に周知され, 社会に公表されているか。……………	P 36
(4) 教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。……………	P 37
2 点検・評価……………	P 39
3 将来に向けた発展方策……………	P 41
4 根拠資料……………	P 43
4-2 教育課程・教育内容……………	P 44
1 現状の説明……………	P 44
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき, 授業科目を適切に開設し, 教育課程を体系的に編成しているか。……………	P 44
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき, 各課程に相応しい教育内容を提供しているか。……………	P 47
2 点検・評価……………	P 52
3 将来に向けた発展方策……………	P 54
4 根拠資料……………	P 56
4-3 教育方法……………	P 57
1 現状の説明……………	P 57
(1) 教育方法及び学習指導は適切か。……………	P 57
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。……………	P 59
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。……………	P 61
(4) 教育成果について定期的な検証を行い, その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。……………	P 64
2 点検・評価……………	P 66
3 将来に向けた発展方策……………	P 68
4 根拠資料……………	P 70
4-4 成果……………	P 71
1 現状の説明……………	P 71
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。……………	P 71
(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。……………	P 73
2 点検・評価……………	P 75
3 将来に向けた発展方策……………	P 77
4 根拠資料……………	P 78
第5章 学生の受け入れ……………	P 79
1 現状の説明……………	P 79
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。……………	P 79

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。……………	P 81
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。……………	P 83
(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。……………	P 85
2 点検・評価……………	P 86
3 将来に向けた発展方策……………	P 88
4 根拠資料……………	P 89
第6章 学生支援……………	P 91
1 現状の説明……………	P 91
(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。……………	P 91
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。……………	P 91
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。……………	P 94
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。……………	P 96
2 点検・評価……………	P 97
3 将来に向けた発展方策……………	P 98
4 根拠資料……………	P 98
第7章 教育研究等環境……………	P100
1 現状の説明……………	P100
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。……………	P100
(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。……………	P100
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。……………	P102
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。……………	P104
(5) 研究理論を遵守するために必要な措置をとっているか。……………	P105
2 点検・評価……………	P106
3 将来に向けた発展方策……………	P107
4 根拠資料……………	P107
第8章 社会連携・社会貢献……………	P109
1 現状の説明……………	P109
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。……………	P109
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。……………	P110
2 点検・評価……………	P117
3 将来に向けた発展方策……………	P119
4 根拠資料……………	P119

第9章 管理運営・財務

9-1 管理運営 P120

- 1 現状の説明 P120
 - (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。・・・ P120
 - (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。..... P121
 - (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。..... P123
 - (4) 事務組織の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。..... P125
- 2 点検・評価 P125
- 3 将来に向けた発展方策..... P126
- 4 根拠資料 P126

9-2 財務 P128

- 1 現状の説明 P128
 - (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。..... P128
 - (2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。..... P129
- 2 点検・評価 P130
- 3 将来に向けた発展方策..... P131
- 4 根拠資料 P131

第10章 内部質保証 P132

- 1 現状の説明 P132
 - (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。..... P132
 - (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。..... P133
 - (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。..... P134
- 2 点検・評価 P136
- 3 将来に向けた発展方策..... P137
- 4 根拠資料 P138

終章 P139

序章

本学は、明治13年に日本初の公立の絵画専門学校として開設された京都府画学校を母体とする日本で最も長い歴史を持つ芸術大学です。美術と音楽を両軸とする本学は、文化首都・京都に蓄積された豊かな伝統とも相まって、建学以来130年以上にわたって、国内外の芸術界・産業界・教育界（研究者）で活躍する優れた人材を輩出し、わが国のみならず世界の芸術文化に貢献してきました。

こうした伝統を引き継ぎながら、18歳人口の減少など大学を取り巻く社会環境の大きな変化に対応して、京都市立芸術大学が今後も日本のみならず世界の文化芸術をリードし、学生や市民が誇りに思う大学であり続けるためには、大学自らが主体となって、今まで以上に時代や社会の期待に応えられる「文化芸術都市・京都」にふさわしい大学として改革を推し進めていく必要があります。

このため、平成20年7月に学識経験者、芸術家等で構成される「京都市立芸術大学のあり方懇談会」を設置し、平成21年5月に提言を頂きました。

提言では、京都芸大の未来像とそれを実現するための方策が例示されるとともに、今まで以上に大学改革を進めていかなければならないと言及し、改革を実現するために、公立大学法人化は一つの選択肢として非常に有効な手段であるとされました。これを受け、京都市と京都市立芸術大学は、「京都市立芸術大学整備・改革推進会議」を設置して教育研究の充実や社会・市民への還元、さらにそれらの取組を支える手段として教育環境の整備、自主・自律的な大学運営や迅速な意思決定が可能となる公立大学法人制度の導入を柱とした「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」を平成22年6月に策定しました。

本学では、平成22年度から地方独立行政法人法に基づく定款や中期目標の素案・中期計画を京都市と連携して進めるため「整備・改革推進委員会」を設置するとともに、その下部組織として、ワーキンググループ会議と4つの部会を設置し、法人化のための準備作業を行いました。

本学は、平成24年4月に公立大学法人へ移行し、理事長のリーダーシップのもとに新たな運営体制を整備して、第1期中期目標期間である平成29年度までに中期計画を達成できるよう改革に取り組んでいるところです。平成25年には平成24年度の業務実績報告書について、市の評価委員会から「総じて順調な進捗状況にある。」との評価を受けております。

平成19年に財団法人大学基準協会による認証評価を初めて受審して、適合認定を受けています。認証評価結果では、17項目の助言を受けたことから、学内の担当する部署を中心にこれらの改善に努め、平成23年に改善報告書を提出しております。引き続き改善を進めるべき事項については、中期計画及び年度計画の中で改善を図っていくこととしています。

本学は、第1期中期目標期間に設定した中期計画及び年度計画を確実に達成することで大学の質の向上を図るとともに、設置者である京都市や公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会からの助言や指摘はもちろんのこと、学生・保護者等からの意見も踏まえて、教育研究内容の充実、地域社会との連携等、公立大学法人としての役割を果たしてまいります。

1 理念・目的

1 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

大学全体

21世紀は、あらゆる人間と自然が多様性をもって地球の上に共存しうる新たな文明社会を構築することが求められる時代であり、そのなかで芸術が果たす役割はますます大きなものになっている。なぜなら芸術は、太古以来、そこに培われた多様な技術と知恵をもって、人間と人間、人間と自然を創造的に結びつけてきたからである。

そこで、本学はこうした芸術の普遍的意義を担う人材を育成するため、教育の目的を「京都市立芸術大学学則」及び「京都市立芸術大学大学院学則」に以下のとおり定めている。**【資料①②】**

＜京都市立芸術大学学則（抄）＞

第1条 京都市立芸術大学は、広く知識を授けるとともに、深く芸術に関する理論、技能及びその応用を教授研究し、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

＜京都市立芸術大学大学院学則（抄）＞

第1条 京都市立芸術大学大学院は、芸術の理論及び応用と教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

これを踏まえ、本学の教育・研究理念として、以下の三つの柱を建てている。**【資料**

③④】

- 1 本学独自の伝統をふまえ、芸術の教育研究を「創造活動」として推進すること
- 2 少数精鋭の高度な教育体制を維持・展開させること
- 3 地域社会と連携しつつ、文化首都・京都の特質を活かした国際的な芸術文化の交流拠点となること

また、平成24年4月からの公立大学法人化に際し、学則や教育・研究理念等を踏まえ、本学は、公立大学法人京都市立芸術大学定款第1条において、法人の目的を「長い歴史の中で行われてきた京都ならではの人的な交流を生かして自由で創造的な研究を行うとともに、当該研究に基づく質の高い芸術教育を行うことにより、次世代の芸術文化を先導する創造的な人材を生み出し、京都における芸術文化に関する創造的な活動の活性化を図り、及び当該活動の成果を広く世界に発信し、もって国内外の芸術文化の発展に寄与すること」と掲げている。**【資料⑤】**そして、この目的を達成するため、中期目標前文において以下の3つの基本目標を定めている。**【資料⑥】**

1 教育研究活動の展開

伝統的な都市景観をはじめ、市民の暮らしの中に繊細な美的感覚が息づいている京都の文化風土に根ざしつつ、学生と教員が一体となった独創的な研究と質の高い芸術教育を推し進め、日本の新しい芸術文化の可能性を切り開き、国際的な文化芸術の基軸となることを目指す。

2 創造的な人材の育成

芸術分野のみならず、あらゆる分野を超えた人と人との交流が行われてきた京都特有の歴史と環境を生かしつつ、高度で、かつ、きめ細やかな教育環境を整備する

ことを通して、学生の可能性を伸ばし、世界にはばたく芸術家をはじめ、社会に創造的な活力をもたらす人材を育成する。

3 教育研究成果の公開と発信

京都市立芸術大学が蓄積してきた有形無形の文化資源と130年の歴史を踏まえながら展開される創造的な教育研究活動の成果を、他の教育研究機関や芸術諸機関との連携を更に推進しつつ、積極的に一般公開し、市民が共有、活用できる環境づくりを行う。

この基本目標は、将来にわたって国内外の芸術界・産業界で活躍する優れた人材を輩出するだけでなく、京都の文化芸術のより一層の向上を図り、市民に愛され、そして市民が誇りに思う大学を目指すべく策定したものであり、時代の要請に沿った目標であると考えている。

美術学部

美術学部は、明治13年創立の京都府画学校を母体とし、創立以来133年という日本の芸術系大学としては最も長い歴史を誇っており、我が国における芸術文化の拠点でもある京都の伝統を背景に教育を深めてきた。その結果、美術学部出身者の活躍は京都のみならず、日本の芸術文化を支えてきたと言っても過言ではない。

この長い歴史の推移のなかで、芸術の様相も社会における役割も変化しているが、本学部では、創造的営みとしての芸術制作に寄与する「人間的な能力」の伸長を第一とし、身に付けた能力や資質を自らの制作現場で実践し、芸術家、工芸家、デザイナーなどとして活躍することで「社会」と「文化」に寄与する人材の育成を目指している。

美術学部の教育理念・目的は、前述の内容と全学の教育・研究理念を受けて、以下のようになっている。**【資料④⑦】**

<理念・目的>

国際的な芸術文化の都である京都の文化的・人的資源を生かし、独創的で多様な研究を背景に、専門的かつ横断的な教育を通して、優れた芸術家をはじめ独創的な人材を生み出し、もって社会に貢献することを目的とします。

音楽学部

音楽学部は、昭和27年に京都市立音楽短期大学として開設され、その後、昭和44年に美術学部と共に4年制の京都市立芸術大学となって以来、日本における西洋伝統音楽の担い手を育成するための関西地区の中核であるとともに、公立大学の特性を活かした少人数教育を一貫して実施してきた。

音楽学部の教育理念・目的は、本学が掲げる教育・研究理念を踏まえて、以下のようになっている。**【資料④⑧】**

<理念>

個性と芸術性を尊重する創造力豊かな音楽芸術の教育と研究を行い、その成果を歴史ある京都の地から発信し、世界の音楽文化の発展に貢献します。

<目的>

個性を尊重し創造性を育む専門的な音楽芸術の教育研究により、幅広い教養を併せ持つ優れた音楽家や研究者となりうる人材を育成すること。

美術研究科

美術学部の教育を基本とし、高度な専門性をより深化させるために、昭和 55 年に大学院美術研究科修士課程が設置され、平成 12 年に同研究科博士(後期)課程が設置された。

美術研究科の教育理念・目的は、全学の理念や目的を受けて、次のように定めている。

【資料④⑨】

< 修士課程 >

修士課程は、独創的で多様な研究を背景に、幅広い視野の下に専門性を深め、もって高度な創造・研究能力を有する人材を養成し、国内外の芸術文化に貢献することを目的とします。

< 博士(後期)課程 >

博士(後期)課程は、専門分野についての理論的な考察と実践によって次世代を担う芸術家及び研究者を養成し、また高度な創造と研究を通して、国内外の芸術文化に貢献することを目的とします。

音楽研究科

① 修士課程

音楽研究科修士課程は、昭和 61 年に、より高度の音楽理解と演奏技術を備えた音楽家・研究者を必要とする社会・文化環境に対応するために設置されて以来、「個性を尊重し創造性を育む高度に専門的な音楽芸術の研究と教育を行い、音楽の専門的知識を生かして社会で幅広く活躍しうる優れた音楽家や研究者を育成すること」を教育目的として定めている。【資料④】

② 博士(後期)課程

音楽芸術の継続的な発展を図るためには、単なる演奏活動にとどまらず、大学等の高等教育機関での教育者としての資質を有する人材の育成が不可欠であり、今般の社会情勢は演奏指導者であっても博士の学位を持つことが理想となってきた。その要求に応えるべく、平成 15 年に設置された博士(後期)課程では、「高度で専門的な音楽芸術の研究を行い、世界的に活躍しうる音楽家、音楽学者を育成すること」を教育目的としている。【資料④】

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか。

大学全体

本学の教育・研究理念は本学ホームページに掲載し、教職員及び学生のみならず、一般市民にも広く公表している。また、中期目標、中期計画、年度計画、業務実績報告書等についても同様に掲載することで、大学運営の事業計画及び実績等についても社会に周知している。【資料⑩】

美術学部

美術学部の理念・目的は、本学ホームページ、大学案内、募集要項等により公表されており、大学構成員のみならず、広く社会全般に周知している。また、美術学部オープンキャンパス等でも大学案内を配布、説明し、受験生や保護者に対してより詳しく周知するようにしている。

音楽学部

音楽学部の理念・目的については、本学ホームページ、大学案内、募集要項等により、学内への徹底並びに社会への公表を図っており、また、本学部の教務委員会や教授会等における判断の際に、理念・目的に関する確認は折に触れて行われている。さらに、年3回の定期演奏会、オープンスクール、平成23年度から開始した関西オーケストラ・フェスティバルなどにおいて、大学案内を配布・説明しており、これらの機会も理念・目的を広く社会全般に公表する場となっている。

美術研究科

美術研究科の理念・目的は、学部と同様に本学ホームページや大学案内等により公表されており、大学構成員のみならず、広く社会全般に周知している。

音楽研究科

① 修士課程

修士課程の理念・目的については本学ホームページに明記し、学内への徹底並びに社会への公表を図っている。

また、研究科の教務委員会（学部と共同開催）並びに研究科委員会等における判断の際に、理念・目的に関する確認は折に触れて行われている。

② 博士（後期）課程

博士課程の理念・目的については本学ホームページに明記して学内への徹底並びに社会への公表を図っている。また、博士課程委員会並びに教授会等における判断の際に、理念・目的に関する確認は折に触れて行われている。さらに、博士課程特別総合演習という演習形式のスクーリングを実施している。この演習の第一の目的は、博士課程在学生の学位論文の方向性・進捗状況の確認であり、当該博士課程の学生以外にも、他の博士課程の学生と学生を指導する教員（論文指導に携わる音楽学専攻教員と当該の実技指導教員）が一同に顔を合わせて実施している。併せて実技系の博士課程学生は、学位取得までに年度を分けて3回の博士課程リサイタルを実施することを義務付け、それらの発表やリサイタルに対する論評の機会が理念・目的の確認の場として機能しうるシステムを採用している。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適格性について定期的に検証を行っているか。**大学全体**

自己点検・評価及び大学評価機関による認証評価については、「公立大学法人京都市立芸術大学自己点検・評価委員会規程」【資料⑩】を定め、自己点検・評価委員会等の実

施体制を整備している。第1期大学認証評価(平成19年度)で自己点検・評価を実施し、平成23年度に改善報告を行うことで、点検評価・改善を図ってきた。

法人化後は、経営審議会及び教育研究審議会の審議を経て、理事会で中期目標及び中期計画に基づく年度計画を定めており、また、事業年度ごとに業務実績を取りまとめ、経営審議会及び教育研究審議会の審議を経て点検・評価を実施している。本学が取りまとめた業務実績は、毎年、設立団体である京都市が設置した公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会【資料⑫】による業務実績評価を受け、その評価結果を以降の年度計画の策定及び事業実施に生かしており、定期的な検証サイクルが構築できている。

美術学部

美術学部教授会において、教務委員会などと連携しつつ、教育・研究のあり方やそれに応じた教育課程の編成などの検討とともに、理念・目的が適切かどうかを検証している。今回の自己点検・評価においても、法人化後の中期目標・中期計画を踏まえた検証を行っている。

音楽学部

音楽学部では、教務委員会での教科設定の検討や学生の履修状況の確認等で、理念・目的の適格性についての検証を心がけている。

なお、本学部は常勤の教員数が24名と規模が小さく、学部構成員の1/3以上が参集する機会が多いことから、特別な検討の機会を設けずとも自然と淘汰圧がかかり、理念・目的の適格性の検証が可能となっていると考える。

美術研究科

美術研究科委員会において、教務委員会などと連携しつつ、教育・研究のあり方やそれに応じた教育課程の編成などの検討とともに、理念・目的が適切かどうかを検証している。

音楽研究科

① 修士課程

修士課程についても、学部とほぼ同様の状況である。

② 博士(後期)課程

博士(後期)課程については、博士課程委員会が中心となって、先に明文化された理念・目的についてというよりは、輩出する人材が備えるべき資質について常に問題意識を持ち続け、その発足以来、常に軌道修正を加えてきている。特に音楽学専攻の学生は多くの大学に見られる学術系の博士像がモデルにできるのに対して、実技系の学生は高度な実技レベルと学術的にも価値のある論文執筆の両立という難題をクリアしなければならない。一人の人間に与えられた時間の制約を考えると、真の意味でのベスト・パフォーマンスの両立を課することは現実的ではなく、本学として社会的な責任を持てる独自の基準の持ち方について、機会を捉えて議論をしている。

2 点検・評価

● 基準1の充足状況

本学の教育・研究理念に基づき、人材育成や社会貢献等の目的を踏まえた理念・目的を各学部・研究科において明確に定めており、それらを大学概要や本学ホームページ等で広く社会に公表している。また、理念・目的の適格性の検証の場として教授会や教務委員会等が常に機能しており、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

美術学部・美術研究科

理念・目的の明確化により、美術学部では入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を制定し、例えば、受験生に美術学部が求める人材をわかりやすく伝えることができるようになった。

美術研究科修士課程でも美術学部同様に、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを制定中であり、本学の理念・目的に合致した学生の獲得を目指している。【資料⑬】

美術学部の理念に述べる「専門的かつ横断的な教育」として設けられた「総合基礎実技」授業では、1年次の学生全員が美術・デザイン・工芸・総合芸術学という所属科を越えて同じ課題に取り組み、教員も同様に所属科・専攻に拘わらず適切なチームを組んで教育に当たり、他に例を見ない初年次教育として効果を上げている。また、「テーマ演習」授業においても、学科教員に加えて実技教員も参加し、3、4年次及び美術研究科修士課程の学生に対して、専門性が高くしかも専門分野の異なる複数の教員の多角的な視点を通じた授業を行っており、授業の可能性を広げる新たな取り組みとして位置づけている。【資料⑭】

音楽学部・音楽研究科

音楽を奏で作り上げることに對して、学部でその基盤を形成し、修士課程で専門家としての技能・知識を高度化し、博士（後期）課程で日本を代表して世界へと羽ばたける人材を育成するという目的の設定は、正統的であり、公立の大学として短期大学時代を含めると60年以上の歴史を有する本学部として適正なものであると考える。

② 改善すべき事項

音楽学部・音楽研究科

いわゆるクラシック音楽の実践を主眼とし、職業音楽家として備えるべき資質の教育を一人ひとりの学生に教授する本学部の使命は、社会情勢の変化があつたとしても軽々に変えるべきものではない。ただし、「クラシック音楽」自体は歴史的文化遗产として保存されるべきということに寄りかかって、硬直化した理念の固持に陥ったり、音楽芸術を受容する側である社会情勢の変化に無関心を決め込むことがないように常に注意を怠ってはならないが、これまでは、このような視点での積極的な取組ができていない。

大切なのはクラシック音楽の伝統を保護するという姿勢ではなく、それぞれの時代

にふさわしい形で、クラシック音楽を中心とした音楽芸術を柔軟な姿勢で提供し続けるという精神である。理念に謳われている「個性の尊重」や「幅広い教養」とは、まさにこのような環境や社会情勢の変化に適応的な進化を音楽にもたらすための源泉であるはずであり、その表現方法は多様であっていいと考える。今後、その多様な表現のあり方について、教員を筆頭とする構成員が率直な意見交換ができる雰囲気醸造にさらに力を注ぐべきと考える。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

美術学部・美術研究科

美術学部では、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を制定したことを踏まえて、具体的な入学試験内容・方法の検討、教育課程の再編など、学生受け入れから教育内容まで、多くの面でより適切な方策を検討し改革することにつながっている。入学試験の方法・科目・得点配分などについては、その改訂を入試検討プロジェクト委員会を中心として考えており、より優れた受験生の獲得を目指している。

また、教育課程については、美術学部の理念に述べる「専門的かつ横断的な教育」をさらに発展・拡充させるための具体的な方策として、新たな授業「基礎学科（仮称）」を計画している。既に実施している「総合基礎実技」は実技授業であるが、これを学科授業にまで拡大した「基礎学科（仮称）」の新設にむけて、新たなカリキュラムや具体的な時間割の策定を学科教育検討委員会で行っている。【資料⑮】

音楽学部・音楽研究科

伝統的なクラシック音楽の教育を一貫して行う姿勢は、少子化が進み、他大学が学生数の確保のために新機軸を導入する中ではむしろ希少価値となり、さらに公立大学法人という形態であるからこそ維持をすることが可能である。他大学の区別化や公共目的への寄与など、この立場が持つ利点は今後とも効果的に働くものとして社会に伝えていきたい。

② 改善すべき事項

音楽学部・音楽研究科

理念・目的の明文化は、前回の自己点検・評価作業の実施を受けて、従来の「不文律」的な状態から脱することに成功している。芸術とは言葉では表現し切れないものを訴えてこそ真の力を発揮するものであるため、その実践に関しては、言葉によって表現することに対するある種の抵抗のようなものをさらに取り除いていくことが重要である。

音楽学部では、日頃の教育成果の社会的な発表の場として、定期演奏会の開催に代表されるような学部全体に関与した催しを持っており、この機会は理念・目標の再確認と検証のためにはよい装置として働きうる。今後は、学部全体を上げての教育成果の発表の場へとさらに進化させ、より実効力を備え、効率性の高い仕組みの構築に向

けて検討していきたい。

4 根拠資料

- ① 1-1 京都市立芸術大学学則
- ② 1-2 京都市立芸術大学大学院学則
- ③ 1-3 大学案内 2013 (p. 120)
- ④ 1-4 大学ホームページ<教育・研究理念, 目的>
- ⑤ 1-5 公立大学法人京都市立芸術大学定款
- ⑥ 1-6 公立大学法人京都市立芸術大学中期目標
- ⑦ 1-3 大学案内 2013 (p. 23)
- ⑧ 1-3 大学案内 2013 (p. 67)
- ⑨ 1-3 大学案内 2013 (p. 54, 56)
- ⑩ 1-7 大学ホームページ<法人情報>
- ⑪ 1-8 公立大学法人京都市立芸術大学自己点検・評価委員会規程
- ⑫ 1-9 京都市公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例
- ⑬ 1-10 美術研究科委員会資料 (修士課程 3 ホリシ-案) (平成 25 年 12 月 19 日)
- ⑭ 1-3 大学案内 2013 (p. 25, 50)
- ⑮ 1-11 学科教育検討委員会資料 (学科授業検討案) (平成 25 年 7 月 18 日)

2 教育研究組織

1 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

大学全体

本学は、美術学部と音楽学部の2学部、美術研究科と音楽研究科の2研究科、研究者のみの日本伝統音楽研究センターを設置した芸術大学で、教育研究を支援するための施設として附属図書館及び芸術資料館を備え、また、事務局には学生の就職や卒業後の活動を支援するキャリアアップセンター、留学者の派遣及び受入を支援する国際交流室を設けている。【資料①】

教育研究の多様化、高度化、社会的な要請に応えるため、中期目標において、本学の理念と目標を踏まえながら「教育研究組織の改善や見直しを行う」とし、中期計画において「学科、専攻の設置・充実」を掲げている。【資料②③】これを受け、平成25年4月、日本伝統音楽研究センターと音楽研究科が協力して、音楽研究科修士課程に「日本音楽研究専攻」を設置した。また、日本伝統音楽研究センター、芸術資料館が持つコンテンツとノウハウを集約し体系的な資料の保存と新たな芸術文化の創造と発信に取り組む新たな研究支援組織「京都芸大アーカイバルリサーチセンター（仮称）」の設立を中期計画に明記している。当該センターについては、平成25年度から事務局組織にアーカイバルリサーチセンター準備室を設け、アーカイブ理論の研究を行うセンターの構想案等を策定し、着実に計画を遂行している。【資料④】

美術学部

美術学部は、前身の京都市立美術大学発足当初、日本画科、西洋画科、彫刻科、工芸科の4科であったが、学科編成の見直しにより、昭和57年に美術科、デザイン科、工芸科の3科に再編された。その後、現代社会における芸術や文化に係る状況の変化から芸術を対象とした研究領域の多様化が進み、その社会的要請に対応するため、平成11年度に総合芸術学科を新たに加え、現在、4学科で構成されている。

本学部は、京都市立芸術大学学則第4条第2項の教育研究上の目的を達成するために、第9条の規定において学科ごとに専攻を定めており、美術科には5専攻（日本画、油画、彫刻、版画、構想設計）、デザイン科には3専攻（ビジュアル・デザイン、環境デザイン、プロダクト・デザイン）、工芸科には3専攻（陶磁器、漆工、染織）、総合芸術学科には1専攻（総合芸術学専攻）を設置し、全体で12専攻が形成されている。【資料⑤】

教育研究組織の拡充はほぼ実現しており、平成21年にデザイン科定員が5名増になったことを除き、量的拡張をせず教育研究の質的向上に努めており、本学の教育理念に則った少数精鋭の高度な教育体制を維持・展開している状況である。

音楽学部

音楽学部は7つの専攻を持ち、その内容は作曲、指揮、ピアノ、弦楽、管・打楽、声楽、音楽学となっている。【資料⑥】言うまでもなく、本学部の教育内容は音楽芸術に関するものである。音楽という言葉は、中国語で歌声に相当する「音」と楽器音に相当

する「楽」を組み合わせたもので、西洋から music という概念が輸入された際に訳語として当てたものである。「音」に相当する部分が声楽専攻によって、「楽」に相当する部分がピアノ、弦楽、管・打楽専攻によって担当される。さらに、その全体的な統合の役割を指揮専攻が担う構成である。

英語での music の概念規定は、"the art or science of combining vocal or instrumental sounds (or both) to produce beauty of form, harmony, and expression of emotion"となっており、人間の創造物としての art を作曲専攻が、自然・文化の理を調べる science の部分を音楽学専攻が補強するということにより、「個性を尊重し創造性を育む専門的な音楽芸術の教育研究により、幅広い教養を併せ持つ優れた音楽家や研究者となりうる人材の育成」を目指す。

大学基礎データの「教員組織（表 2）」及び「学生の受け入れ（表 4）」に各専攻の収容定員と専任教員数の現状を示す。教員一人が担当する学生の人数を絞り、それぞれの学生の才能、資質、進捗状況に応じた決めの細かい指導体制を取れる構造となっている。

美術研究科

美術研究科は、昭和 55 年の修士課程の設置後、より高度な専門性の深化に向けて、教育研究の高度化の方向へと組織を拡大し、平成 12 年に博士（後期）課程を設置するとともに、修士課程においては、京都が所有する伝統文化の継承・保存に貢献するという社会的役割を果たすため、保存修復専攻を設置した。

専攻や研究細目に関しては、修士課程、博士（後期）課程ともに、一部名称が異なるものの、学部の組織を基に構成されており、専攻や研究細目が学部の専攻に対応する形をとっている。現在、京都市立芸術大学大学院学則第 3 条第 2 項の教育研究上の目的を達成するために、修士課程 6 専攻（絵画、彫刻、デザイン、工芸、芸術学、保存修復）、博士（後期）課程 1 専攻（美術）を設置している。**【資料⑥⑦】**

なお、博士（後期）課程においては、専門分野についての理論的な考察と実践によって次世代を担う芸術家及び研究者の養成を行うため、14 の研究領域（日本画、油画、版画、メディアアート、彫刻、視覚情報デザイン、環境デザイン、プロダクト・デザイン、陶磁器、漆工、染織、産業工芸・意匠、保存修復、芸術学）に細かく分類し、高度な創造と研究を実現させている。**【資料⑧】**

本研究科は、高等専門教育研究を行う基幹的研究機関としての中核的な役割を強めており、中期計画において、修士課程については「定員の増員及び専攻分野の見直し」を、博士課程については「科目内容、指導体制、評価基準、運営体制等を時代の変化や学生ニーズに対応した見直し」を掲げている。

音楽研究科

① 修士課程

修士課程は 5 専攻からなり、その内容は作曲・指揮、器楽、声楽、音楽学、日本音楽研究である。**【資料⑥⑨】**このうち、日本音楽研究専攻は、平成 25 年度から設置したものである。日本伝統音楽に関する学術的な研究であれば音楽学領域でカバー可能であるが、この新たな専攻は、学術だけでなく実際の日本伝統音楽の実践者の受け

入れに重点を置いた専攻として位置付けられている。

学部においてピアノ、弦楽、管・打楽の別となっている専攻が、修士課程の器楽専攻へ一本化した形となっているが、それぞれの専門性は学部での蓄積をさらに発展させるべく保持される。言うまでもなく、大学院における指導はその内容の高度化に相応しいものとするべく、さらに教員資源の集中投下を必要とするため、専攻定員は学部以上に絞り込む必要がある。楽器種別ごとの定員設定は、年度ごとの学生の質の担保にとって不要な拘束となるため、柔軟な運用を考えた結果としての専攻の統合が図られている。

② 博士（後期）課程

博士（後期）課程では、全体で音楽専攻という1枠で、その下位項目として作曲・指揮研究領域、器楽研究領域、声楽研究領域、音楽学研究領域を設定している。【資料⑩】これらの領域の設定は、修士課程における専攻を反映したものとなっている。これは入試にあたり、領域ごとに定員固定をすることなく柔軟な選抜を可能とするための措置である。また、博士課程の性質上、それぞれの学生は単に自分の楽器や研究領域の専門に閉じこもることなく、専門性を高めつつ関連領域への造詣も深めるということを意図した構成でもある。

日本伝統音楽研究センター

平成12年に開設された日本伝統音楽研究センターは、日本の社会に根ざす伝統文化を音楽・芸能の面から総合的に研究することを目指している。日本の伝統的な音楽・芸能と、その根底にある文化の構造を解明し、その成果を公表し、社会に貢献するよう努めている。現在、下記の主な事業を行ない目的の達成に努めている。【資料⑪】

① 日本音楽資料の収集・整理・保存

文献・音響映像・楽器・絵画・電子メディアなどの各研究資料が、本研究センター開設時より継続的に収集・整理・保存されており、平成25年9月現在で、文献資料約21,000点、音響映像資料約5,800点がデータベース登録されている。引き続き、日常の研究や業務に必要な基本的文献や参考資料をはじめとして、特定の研究分野ごとの重要な研究資料、本研究センターならではの特色を発揮する資料収集など、さまざまな観点から資料収集を進めている。

② 日本の伝統的な音楽・芸能の個別研究

研究対象となる歴史や地域、社会集団や階層の範囲、また研究方法の違いによって、多角的な個別研究を行なっている。所長及び専任教員5名（教授2名、准教授3名）が広範な研究分野をカバーする。近年の学界の動向を配慮した特定の研究テーマや、専任教員では対応しきれない分野については非常勤講師4名を配置することで、各研究分野や課題をより網羅的、専門的に扱っている。特殊な研究資料の作成や外部研究者との協力が必要な局面では、外部研究者にその専門領域に即したテーマで委託する研究も行なっている。

③ 日本の伝統的な音楽・芸能の共同研究

国内外の多くの研究者・演奏家の参加・協力を得て、学際的・国際的な視野で共同研究を行なっている。外部機関などと共同して行なう調査研究については、関連

学会や研究会との合同研究会の開催のほか、個人レベルでもさまざまな協力関係が構築されている。

④ 社会・市民への教育研究成果の還元

定期・不定期の出版物の刊行、インターネットなど電子媒体による研究資料や情報の提供、公開講座などの催し物の開催を主な事業として行なっている。当センターでは図書室を開設しており、学生・市民に収蔵資料を閲覧提供している。本学の学生・教職員に対しては貸出業務も行っている。非常勤嘱託員2名が、司書・展示業務に当たっている。また、市民向けの「公開講座」「でんおん連続講座」「伝音セミナー」の講座を毎年行っている。「公開講座」は、著名な演奏家や研究者をゲストに招いての実演つき講演で、年に2回ないし3回開催している（有料）。「でんおん連続講座」は、当センター教員（専任・非常勤）が講師となって、各々の研究テーマにそった専門的内容を5回ないし10回にわたって一般市民に分かりやすく解説する有料の講座である。年間4～6講座を教員持ち回りで開催している。「伝音セミナー」は、やや専門的内容の「でんおん連続講座」に対して、主として古今の日本音楽の音源・映像資料を紹介・鑑賞が主な内容であり、誰もが日本音楽に気軽に触れることができる無料の催しである。ほぼ毎月、第1木曜に開催している。以上、趣の異なる3種の講座を開催することにより、より多くの市民が伝統的な日本音楽に触れられ、理解する機会を提供している。

⑤ 高等教育活動—大学院音楽研究科修士課程との連携—

大学院音楽研究科修士課程に「日本音楽研究専攻」を設置し、平成25年度より開講した。当専攻は従来型の修士論文執筆をめざすのみではなく、当センターの各種市民講座等を通じて、研究の成果をひろく一般向に提示する手段を実践的に学ばせるカリキュラムをも盛り込んでいる。当センターの企画・制作・運営に参加させることにより、新しい日本音楽の研究方法の確立・および国内外への発信を担う人材の育成を目指す。

本研究センター図書室については、学内の利用希望者はもとより、外部の研究者や演奏家、一般市民など、想定され得るさまざまな利用者の要望に応えることを目指している。また、今後は大学院生の日常的な研究・学習の場として、他にない特色ある蔵書構成の充実など環境の整備が課題である。

国際交流の促進については、海外からの客員研究員の受け入れ（平成20年にシンガポール及びアメリカより各1名、平成24年にロシアより1名）を行うなど、本研究センターの国際的認知についてもすでに一定の評価を得ているが、例えば、定期的に海外からの研究者を受け入れるためには、彼らの長期滞在のための宿泊施設など設備面での限界がある。そのため、内外の関係機関や関係者の協力を求めるなど、その都度の柔軟な対応を交えることで、より強力な国際交流を実現したい。

市民向けの各種講座については、当センターの最も重要な活動の一つであり、今後はさらに大学院教育の一環としても位置付けられ、その重要度は増していく。かつ、入門的から専門的に至るまで豊富な内容を取り揃えて受講者の興味や知識レベルに対応すべく、常勤教員・非常勤講師それぞれが専門性を生かして多種多様なテーマで開催してきたが、社会教育と大学院教育との連携を図る目的で、今後は大学院生に対して参画を促

す。

長い間日本の首都として独自の歴史を育んできた京都という都市は多くの有形・無形文化財を有し、国内外における認知度が高く、多くの大学や研究機関が集まっている。そうした環境的長所を有効利用し、今後さらに、外部の組織や研究者との提携協力関係を育みながら、研究組織の規模拡大と充実を図らなければならない。必要とされる研究領域の確立のために、厳密な研究計画を策定できる組織体制を整えることを目指す。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

大学全体

本学では、平成19年に認証評価のための自己点検・評価報告書を作成しており、その際に教育研究組織について評価を行った。また、平成21年8月に「教育研究の充実」、「関係諸機関との連携強化」、「公立大学法人制度の導入」の3つの取組推進を柱とする「京都市立芸術大学整備・改革方針」【資料⑫】を策定し、これを受け、平成22年6月に「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」【資料⑬】を定め、本学の教育研究組織の体制を検証してきたところであり、平成24年度の公立大学法人化の際に策定した中期目標及び中期計画においても、大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に対応するため、本学が目指すべき大学像を見据えながら、教育研究組織の見直しを実施していくことを明記している。

法人化以降、本学では年度ごとに作成する業務実績報告において、年度計画の進捗状況に関する自己評価を実施しており、定期的な検証作業は、今後、本学に定着するものとする。

美術学部

教育研究の組織、制度に関する事項については、人事組織委員会での審議を経て、毎月1～2回開催する教授会に諮っており、定期的に検証が行われていると言える。

なお、平成24年度の法人化に際して、効率的・効果的な委員会組織の運営体制を構築するために美術学部委員会の再編を行い、広報委員会の新設、教務委員会、学生委員会、国際交流委員会への審議事項の追加、図書展示委員会、特別授業プロジェクト委員会、サマーアートスクール委員会、オープンキャンパス委員会等の廃止などを行った。【資料⑭】

音楽学部

学部には教務委員会・入試委員会を設け、日常の学生の教育研鑽上の問題点の検証、志願者の数と質の変遷動向の監視等を継続して実施している。

また、少人数教育という特性から、学生一人ひとりの様子が、単なるテストやレポートの表層的な出来栄を超えて、生身の人物像が教員にフィードバックされるため、これらの変化は常に情報として入る仕組みが自然発生的に構築できている。

組織の適切性については、上記のような教員からのボトムアップの情報を反映しつつ、教務委員会、入試委員会での検証を経て、教授会で議論され、さらには全学的な組織である教育研究審議会への報告・議決という流れができていることから、定期的な検証が

行われている。

美術研究科

教育研究の組織、制度に関する事項については、学部と同様に人事組織委員会での審議を経て、毎月1～2回開催する研究科委員会に諮っており、定期的に検証が行われていると言える。

音楽研究科

修士課程には教務委員会・入試委員会を、博士課程には博士課程委員会を設け、日常の学生の教育研鑽上の問題点の検証、志願者の数と質の変遷動向の監視等を継続して実施している。

組織の適切性については、学部と同様に教員からのボトムアップの情報を反映しつつ、研究科委員会で議論され、全学的な組織である教育研究審議会への報告・議決という流れができており、定期的な検証が行われている。

日本伝統音楽研究センター

本研究センターでは、開所以来、「日本伝統音楽研究センター所報」を年一回発行してきた（平成24年6月発行第13号を以って廃刊し、平成25年からは本センター紀要『日本伝統音楽研究』中に彙報として併載）。これは、専任教員の主たる業務であるプロジェクト研究・共同研究の報告、非常勤講師の研究報告、各種講座（公開講座・でんおん連続講座・伝音セミナー）の活動レポート、その他の活動報告等、当センターの年間の活動をすべて記録した内容となっている。【資料⑮】これを広く学内外に配布し、また当センターホームページ上でも公開して、一般市民や専門家の目にさらすことで、活動の方向性を世に問い、組織の脆弱化・活動の衰弱化を防いでいる。

2 点検・評価

● 基準2の充足状況

各学部、研究科に係る組織においては、大学を取り巻く社会環境の変化等に対応するため、教授会や各委員会において教育研究組織の編成や運営の適切性を検証しており、美術学部では委員会組織の再編、音楽学部では管・打楽専攻にサクソフォン科目を新設するなど、教育研究上の組織の検証結果を改善に結びつけている。また、中期計画において、芸術資料の保存と新たな芸術文化の創造と発信に向けた「京都芸大アーカイバルリサーチセンター（仮称）」の設立を目指すことを明記しており、この目標を実現すべく、平成26年度に新たな研究組織として「芸術資源研究センター」を立ち上げる。これらのことから、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

美術学部・美術研究科

美術学部・本研究科の教育研究組織上の体制はほぼ整備されていると考える。しかし、社会環境の変化等に的確に対応し、芸術教育水準の更なる高度化を目指すために

は、教育研究組織の更なる拡充に努めなければならない。そこで、平成 24 年度から保存修復専攻の専任教員を 1 名増員し、文化財の保存修復の一翼を担うための体制の充実・強化を図っている。また、京都のみならず日本の産業・文化の発展を支え、豊かな国民生活の形成に大きく貢献してきた「ものづくり」や、地域活性化の原動力となる「まちづくり」文化の発展にこれまで以上に寄与するため、デザイン科の体制充実に取り組むこととし、専任教員の配置を暫定的に見直し、平成 26 年度からデザイン科の専任教員を 1 名増員することとしている。

また、本学が持つ高等専門教育研究における中核的な役割を踏まえ、平成 26 年度から修士課程における入学定員の増員を予定している。

音楽学部・音楽研究科

本学部・研究科の使命としてカバーできる音楽、いわゆるクラシック音楽を実践する上で、必要最小限の組織構成は達成していると考えられる。少人数ながらも毎年フルオーケストラを構成して定期演奏会を実施できていること、オペラ公演も毎年実施できていること、それ以外にも専攻別の演奏会や博士課程リサイタルなどの日頃の研鑽の成果を一般公開の形で発表する行事が目白押しなことは、組織が健全に機能していることの裏付けと言える。

日本伝統音楽研究センター

教育成果として、音楽研究科修士課程に「日本音楽研究専攻」の設置実現に至ったことがまず挙げられる。平成 25 年度は 3 名が受験し、うち 2 名を受け入れた。当専攻に関しては当センターが研究・学習の場を提供し、センターと兼務する音楽学部教員が中心となって指導にあたる。研究機関としての組織であったこれまでに加えて、高等教育の面での関与も大きくなっている。

各種市民向け講座（公開講座・でんおん連続講座・伝音セミナー）については、徐々に一般市民に認知度が高まってきているように思われる。公開講座については、当日の講座受講者以外の多くの方々にもその内容を知っていただけるよう講演の模様を DVD/ブルーレイ化して頒布している。【資料⑩⑮】

専任教員によるプロジェクト研究・共同研究業務では、老若男女を問わず多くの日本音楽研究者を招いて、学際的研究を展開している。その成果は、「研究報告」「日本伝統音楽研究（紀要）」等の出版物やホームページ上の「伝音アーカイブズ」等で公開している。また、若手研究者にとってプロジェクト研究・共同研究業務は、貴重なスキルアップの場となっている。【資料⑩⑮】

② 改善すべき事項

音楽学部・音楽研究科

現状では、管楽器と打楽器とを併せて菅・打楽としての専攻を学部から設定しているが、これが理想的なものであるとは考えていない。伝統的に吹奏楽ないし鼓笛隊という演奏形態に準じた専攻設定であり、奏法、楽器としての性質ともに異なる楽器種別を同一専攻としている合理性は主張しにくい。

組織の定期的検証については、それほど優先的に取り組んでいるとは言えない。確かに組織の硬直化は時代の変化に対する適応能力の低下につながる恐れがあることから、その適切性の判断を定期的の実施するべきという考え方に異論はない。しかし、より本質的な問題は、その検証の周期をどう定めるのかということである。あまりにも短い周期での検証は不要な外乱要因を教育の現場に持ち込み、返って有害である場合すらある。どの程度の周期が適切であるかは、対象となる教育研究内容に応じて変わってくるはずである。本学部の対象である音楽、特にクラシック音楽と言われる基礎の部分については長いスパンでの検証が相応しく、現状の体制でこれまでも特に支障なく組織の見直しがなされてきている。例えば、最近出来た音楽学専攻は、それまでが音楽演奏や創作という実技系が主体であった音楽学部及び同研究科においては、人文・自然科学的な研究を専門とする専攻として設置された。大半の学生とは異質な存在となりながらその設置へ動いたのは、これからの音楽にとって理論的な背景に対する洞察と論理的な側面が不可欠であることを組織として確認できたからに他ならない。また、平成26年度からは管・打楽専攻にサクソフォンを専門にできる体制を導入した。これについてもオーケストラとは異なる吹奏楽分野に対する潜在的な受容と社会情勢を考慮した組織の改訂である。

音楽学専攻について、特に学部の場合、その定員は他専攻の1/20である一方で教育内容は異質な面が多い。大学としての資源をこの1/20の学生のためだけに割くことは困難であり、何らかの工夫・改善が必要となろう。

日本伝統音楽研究センター

日本音楽研究専攻は、開設初年度ということもあり一般にはほとんど認知されていないことから、PR活動のあり方やより多くの受験生の確保について課題がある。

各種市民向け講座については、交通の不便な立地の要因もあって、誰でも気軽に來ることの出来る環境ではなく、受講者も年齢層に偏りがあり、中高年者で占められている状況である。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

美術学部・美術研究科

美術学部のデザイン科における専任教員の増員は、本学全体の専任教員の配置見直しに併せたもので、単にデザイン科の体制充実を図っただけでなく、社会のニーズに対応した芸術教育の充実に寄与するものと考えている。

修士課程における入学定員を6名増加し、その内訳は絵画専攻2名、デザイン専攻3名、工芸専攻1名となっている。今後は、増員後の体制で本研究科が目指す高等教育及び研究をしっかりと進めていく。

音楽学部・音楽研究科

本学部の教員組織の効果の発揮は、実際には少人数であるため意見の集約や意思疎通が図りやすいという側面に大きく依存している面がある。少人数を維持するという

のでは大学としてのスケール・アップは望めないが、その一方で、教員スタッフの増員を安易に行うことは今持っている良い特性を損なう危険性もはらんでいる。意思疎通を維持しつつ組織構成員の増大を測ればいいなどということをここで安易に言うべきではないと考える。

日本伝統音楽研究センター

各種市民向け講座については、常連受講者で占められるようになると、内容が専門的になり過ぎたり、あるいはマンネリ化を招くなど、新規受講者を寄せ付けない雰囲気が出てしまう嫌いがある。常にテーマを変えプレゼンテーションの方法を工夫して、常連受講者・新規受講者の獲得につなげていかなくてはいけない。

本来の研究業務に加えて、大学院教育・市民講座の充実化を図ってきた結果、常勤講師・非常勤講師・嘱託職員の業務負担が年々増加傾向にある。それぞれの役割分担を明確化・均等化して、無理のない業務量を保っていく必要がある。

② 改善すべき事項

音楽学部・音楽研究科

組織の編成替えなどについては、これまで本学が京都市立の大学として京都市の様々な規定による拘束を大きく受けてきたことで、現場では変革や改善の希望があったとしても効率良く進んでこなかった面があった。しかし、平成24年度から公立大学法人へ移行したことで、従前よりは柔軟性と機動性の向上が期待でき、教育現場からの声が上がりに難かった問題は、かなり取り除けるはずである。

また、大学校地を京都駅の東側に移転する計画も検討されている。この移転は、現在の校地と比べると、京都市内に数多くある他大学との連携や単位互換制度の活用を期待させるものであり、定員比率の低い音楽学専攻の学生にとっても本学独自では提供できない学習機会を増やすことに繋げたい。

日本伝統音楽研究センター

日本音楽研究専攻のPR活動については、願書受付期間の直前だけでなく、年間を通じて行っていく必要がある。ホームページ上での紹介ページを充実させていくほか、日本音楽研究専攻案内パンフレットの作成配布なども必要であろう。また、研究（志望）者だけでなく、演奏家や作曲家など日本伝統音楽実践者にとって学問的に学んでもらえる環境作りや積極的な働きかけも必要である。

市民向け講座は、本センターの場所や平日開講といった悪条件から、実質その条件に合う人しか受講できない。来られない人のために、講座の内容を詳しくホームページで紹介し、紀要のなかで詳しく紹介していく必要がある。

4 根拠資料

- ① 2-1 大学組織図（平成25年4月1日現在）
- ② 2-2 公立大学法人京都市立芸術大学中期目標 [既出資料 1-6]
- ③ 2-3 公立大学法人京都市立芸術大学中期計画

- ④ 2-4 京都市立芸術大学アーカイバルリサーチセンター準備委員会規程
- ⑤ 2-5 京都市立芸術大学学則 [既出資料 1-1]
- ⑥ 2-6 京都市立芸術大学大学院学則 [既出資料 1-2]
- ⑦ 2-7 京都市立芸術大学大学院美術研究科規程 (修士課程)
- ⑧ 2-8 京都市立芸術大学大学院美術研究科規程 (博士 (後期) 課程)
- ⑨ 2-9 京都市立芸術大学大学院音楽研究科規程 (修士課程)
- ⑩ 2-10 京都市立芸術大学大学院音楽研究科規程 (博士 (後期) 課程)
- ⑪ 2-11 日本伝統音楽研究センター所報 第 13 号 (2012 年 6 月)
- ⑫ 2-12 京都市立芸術大学整備・改革方針
- ⑬ 2-13 京都市立芸術大学整備・改革基本計画
- ⑭ 2-14 美術学部教授会議事録 (美術学部委員会再編案) (平成 24 年 1 月 12 日)
- ⑮ 2-15 日本伝統音楽研究 第 10 号 (2013 年 6 月)

3 教員・教員組織

1 現状の説明

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

大学全体

本学は学生の可能性を伸ばし、世界にはばたく芸術家をはじめ、社会に創造的な活力をもたらす人材の育成を目指しており、当該目標を実現するために求める教員の能力及び資質については、「京都市立芸術大学大学教員選考基準」及び「京都市立芸術大学大学院担当教員選考基準」において明確に定めている。【資料①②】

教員組織の編成に当たっては、本学の理念に沿った指導體制の強化を図るため、中期計画において「本学の理念に沿った質の高い教育を実施するため、教育内容、教育方法及びカリキュラム編成等に適切に対応できるよう、教職員の柔軟な配置等を行う。」という方針を掲げている。

教員人事に関する事項等については、理事会の人事方針【資料③】に基づき教育研究審議会で審議されこととなる。教育研究審議会には調査研究機関として全学人事組織委員会【資料④】を置き、そこで教員人事について調査研究される。また、教育研究審議会から教授会へ付託された人事については教授会で審議される。【資料⑤～⑦】各学部の教授会には調査研究機関として人事組織委員会【資料⑧⑨】が組織されている。

なお、各学部等はそれぞれ教員採用選考規程を定めており、その中で採用候補者の内申・募集、調査委員会による調査報告、審議等の手続き等を明確にしている。

美術学部

ア 教員に求める能力・資質について

高度な専門性と柔軟な横断性の両立という教育理念の基軸に沿って、教員にはそれぞれの研究領域での高度な専門性と、それらの領域を含む様々な分野を横断的に研究・教育出来る広範囲で柔軟性のある能力を求めている。つまり、他分野との積極的な交流を踏まえ、各教員の専門性を深めるとともに、意欲的に研究・教育に取り組める資質を判断している。

教員採用時においても、教員公募内容に上述した能力・資質を明確に応募条件に示し、本学部が求める人材を明らかにしている。【資料⑩】

イ 教員構成について

美術学部の教員は 67 名で、各学科等の担当教員数は、美術科 26 名（日本画専攻 8 名、油画専攻 7 名、彫刻専 5 名、版画専攻 3 名、構想設計専攻 3 名）、デザイン科 9 名（ビジュアルデザイン専攻 3 名、環境デザイン専攻 3 名、プロダクトデザイン専攻 3 名）、工芸科 14 名（陶磁器専攻 5 名、漆工専攻 4 名、染織専攻 5 名）、総合芸術学科 10 名（総合芸術学専攻 10 名）、学科担当教員 8 名である。ただし、中期計画において『デザイン科の体制を充実し、日本の「モノ作り、まちづくり」文化の発展にこれまで以上に寄与する』ことを掲げ、これを達成するため、平成 26 年度にデザイン科教員を 1 名増員し、10 名体制とすることとしている。

本学部には、平成 25 年 5 月 1 日現在、564 名（入学定員は 135 名で、4 学年定員 540 名）の学生が在籍（科目等履修生・単位互換履修生などは除く）おり、4 学科 12 専攻

に分かれる。在籍学生数に対する教員1名当たりの実質学生数は本学部全体で8.4人(564/67)であるが、学科ごとで見ると、美術科は11.3名(295/26)、デザイン科は14.2名(128/9)、工芸科は8.7名(122/14)、総合芸術学科は1.9名(19/10)となっている。ただし、総合芸術学科の担当教員10名は、美術学部の一般教養的教育や専門教育課程、さらに一部教員は教職課程及び博物館学課程にも携わっていることから、当該学科の実質教員数は半数の5名程度と考えるのが妥当であり、教員1名当たりの学生数は3.8名(19/5)程度が実態に即した人数と考えている。

また、本学部の全教員67名は、大学院美術研究科修士課程及び同研究科博士(後期)課程も兼任している。

ウ 教員の連携体制について

教科科目や授業科目の編成、テーマ研究の設定及びその実施等、教育編成を円滑に実現するためには専攻間、教員間の連携が重要で、その連携体制の役割を教務委員会が担っている。教務委員会は教授会の承認を得ている組織であり、13専攻から各1名、学科から2名の合計15名の代表者が構成員となる。

教育編成等に係る提案がなされた場合、各専攻・研究室で議論・検討され、その調整を教務委員会が行うこととなる。ただし、教員は複数の各種委員会に構成員として参加しているので、教員間相互における調整と連絡は、教務委員会以外での機会も多いのが実態である。また、業務執行体制を強化するために事務職員が必要に応じて委員会の構成員に加わるなど、教員と事務職員が協働して事業の企画・立案・実施を可能とする体制を構築し、一体的な大学運営を行なっている。

なお、教育研究の指導に関する方針等については、教育研究審議会において全体的な情報の共有が行われ、権限等はこの組織に帰属し、教育研究審議会から美術学部教授会に報告されることとなる。

音楽学部

本学における教員としての資格は、学部共通のものとして、「京都市立芸術大学大学教員選考基準」【資料①】で定められている。

本学部においても当該基準によるものではあるが、学部構成員は音楽学部としての相応しい教員像に対する共通意識を暗黙の内に持っている。それを一言で言えば、演奏技量と教育技能の両立である。作曲専攻の場合は、この演奏が創作となり、音楽学専攻では学術研究と置き換わる。さらにこの演奏技量とは、自負のレベルではなく、社会的にも認知されていることを理想に置いている。まだ精神的には成長しきっていない学部の学生にとっては「実績」を持った教員の一言の持つ説得力は大きい。

その一方で、教育に対する熱意に欠けるものも本学部にとっては望ましくない。何よりも常勤の教員数が24名という小所帯であるから、学生の指導をないがしろに自らの研鑽だけに勢力を注がれるのでは教育が成立しない。日本古来の伝統的な考え方として「芸は教わるものでなく盗むもの」という表現があるが、これは学ぶ側、即ち学生の主体的な学習態度の必要性を説く表現であり、教授する側の教育放棄を意味するものでは決してない。ただ「学ばせるために敢えて教えない」というのも状況に応じては立派な教授法であり、そのためにはそれぞれの教員の個性を重視する姿勢を貫く必要がある。この

ような方針は学部全体に確実に共有されている。

美術研究科

修士課程における教員は、学部教員がそのまま大学院研究科教員として配置されている。専任教員 67 名（教授 36 名，准教授 21 名，専任講師 10 名）に加え，非常勤講師 8 名が直接担当している。

平成 25 年 5 月 1 日現在，在籍学生数 129 名であり，専任教員 1 名当たりの学生数は単純平均で約 1.9 名（129/67）となる。ただし，専攻ごとの 1 名当たりの学生数は，絵画専攻で 2.8 名（56/20），彫刻専攻で 1.8 名（9/5），デザイン専攻で 2.0 名（18/9），工芸専攻で 2.4 名（34/14），芸術学専攻で 0.8 名（7/9），保存修復専攻で 1.3 名（5/4）である。

修士課程における教育活動は，大学院生全員にその研究内容に対応する指導教員をつけて指導に当たり，また，当該専攻の他教員も側面から指導に携わるなど，複数での指導体制をとっている。その際，主たる指導教員は 1 学年 2 名以上の学生を担当できないこととし（留学生は 1 名），指導体制の質的低下をきたさないよう配慮している。

また，博士（後期）課程における教員も，基本的には学部教員がそのまま配置されている。主任指導教員は 43 名（教授 33 名，准教授 10 名）であり，在籍学生数は 34 名である。なお，学生 1 名に対し，主任指導教員および副指導教員を合わせて 3 名が指導に当たっている。

音楽研究科

① 修士課程

修士課程担当教員の基準は，「京都市立芸術大学大学院担当教員選考基準」【資料②】第 2 条第 1 項で定められている。ただし，実際のところ教員は学部担当教員と同一である。

教員の構成が全く同一であることは，本研究科の修士課程における教育が，学部と同一だと見なしていることを意味しない。常勤教員枠数が 24 名ということもあり，その中で修士課程を担当できる者とできない者をわざわざ区分することは学生に対する選択肢を著しく狭め，学部に比べてより自主的な姿勢を求めていく大学院教育の方針と抵触するものである。要するに教員を採用する段階で，修士課程の教育の任に耐え，学部教育もこなせる人材の登用を実践しているということである。

② 博士（後期）課程

博士（後期）課程の担当教員の基準は，「京都市立芸術大学大学院担当教員選考基準」【資料②】第 2 条第 2 項で定められている。

修士課程と異なり，博士（後期）課程担当の是非については，各教員についてその所属する専攻による判断をもとに研究科委員会で資格審査を実施し，決定している。

学生の専門領域に近い教員が主指導教員として指導の責を果たすとともに，学生の視野を広げて博士という学位に相応しい関連分野への知識と洞察力を要請し熟成を目指して，1 名以上の副指導教員を指導に加えることとしている。音楽学領域以外の学生に対しては，各自の論文の質を確保するために，音楽学専攻教員が必ず論文指導教

員として指導に加わる。

日本伝統音楽研究センター

本学は、日本の社会に根ざす伝統文化を、音楽・芸能の面から総合的に研究することを理念として、平成12年に日本伝統音楽研究センターを設立した。本センターは日本の伝統的な音楽・芸能と、その根底にある文化の構造を研究し、その成果を公表することで社会に貢献することを目的とし、国内外の研究者・研究機関・演奏家と提携し、成果や情報を共有・交流する拠点機能の役割を果たしている。

平成25年5月1日現在、センター所長を含む専任教員6名（うち3名は音楽研究科修士課程の日本音楽研究専攻を担当する教員が兼務）の人員体制でセンター運営に当たっている。

本センターは小規模の研究組織であるため、定期的を実施する教授会において、所属教員全体の意思疎通が図られ、組織的な連携体制の構築及び教育研究に係る責任の所在の明確化は実現できている。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

大学全体

教員組織の編成に当たっては、中期計画で定める「本学の理念に沿った質の高い教育を実施するため、教育内容、教育方法及びカリキュラム編成等に適切に対応できるよう、教職員の柔軟な配置等を行う。」という方針に基づき、教育上必要な科目を定め、その教育研究に必要な教員を置くことにより編成している。

毎年度の開講科目及び当該科目の担当者は、教務委員会で審議され、教授会の決議を経て決定する。複数の教員が担当する科目の運営方法、役割分担については、担当教員間において事前に協議し、調整を行っている。

また、中期計画で「機動的な大学運営を図るため、柔軟かつ多様な教職員の任用制度を導入する。」ことを掲げており、それに基づき、各界で活躍されている著名な先生方を招聘するに相応しい方法について学内で議論を重ね、平成24年8月に客員教授制度を制定した。【資料⑩】

本学の教員数については、教育・研究理念の一つに挙げているように、学生一人ひとりにきめ細やかな教育を実施する少人数教育を謳っており、当該理念に則った人員を配置している。平成25年5月1日現在、学部教育に係る授業を担当する専任教員の数は大学全体で91人であり、大学設置基準に定める必要専任教員数47人を大きく上回っている状況で、専任教員1人当たりの在籍学生数は9.1人となっている。本学の特色は、美術と音楽の各専攻分野で活躍する芸術家・研究者による少数精鋭の高度な教育研究環境にあり、上記の数値からも教育・研究理念に沿った体制が図れていると言える。

美術学部

ア 教員組織の整備について

各大学で専門分野の細分化や学際分野の独立化に伴い、入学生数の増加や学科・専攻が増設される中、本学においても3学科11専攻（総定員125名）から、平成11年

度には4科12専攻（総定員130名）に、平成21年度にはデザイン科の入学定員が5名増員し、総定員が135名となった。

各専攻内では、その専門分野が拡大し、学生が専攻を超えた内容に取り組んできていることから、理想的なかたちを言えば、現在の専任教員数及び非常勤教員数では学生の教育に充分対応できているとは言えない状況である。一般教養的教育を担当する教員に関しても、本学は美術学部と音楽学部の2学部のみの小規模な大学であるが、提供科目の多様性という点からすれば、決して十分な数とは言えない状況である。しかし、本学の理念に沿った少数精鋭の高度な教育体制の維持・展開のため、質の高い教育を実施する必要があることから、教育内容、教育方法及びカリキュラム編成等に適切に対応出来るよう体制の充実も視野に入れつつ、学科科目の再編も検討する中で、現状の教員数の中で柔軟な配置等を検討している。

イ 授業科目に係る担当教員の配置について

美術学部全教員67名の中、専攻担当教員は59名、語学・体育などを含めた一般教養的授業担当教員は8名、あるいは実技教員49名に対して学科教員18名という専任教員の配置状況は、一般教養的授業担当教員あるいは学科教員の占める割合が美術系学部としては若干高いように見える。しかし、芸術を志す学生の多様な問題意識の獲得のためには、一般教養的教育を担当する学科教員の組織的充実が望まれる。さらに学科教員には、美術学部分野の拡大に合わせてより広範な専門知識が要求されてきている。そして、一部の学科教員は、美術学部にとって大事な教職課程科目及び博物館学課程科目を担当し、また、学科教員全員がすでに専門教育に関わる学科科目も担当している。このことが学際領域や専攻を超えた内容の授業を少しでもカバーし、カリキュラムの充実を図ることができるという点で、現在の主要な授業科目への専任教員の配置人数の割合は適当と判断できる。

今後、更なる充実した授業を提供するためには実技科目、学科科目とも専任教員が不足しているのは明らかであるが、体制の充実を視野にいれつつ、新規採用の際に機械的に欠員を埋めるかたちではなく、もっとも必要とされる領域の専任教員を選考することに留意するなど、柔軟な配置等を検討している。

音楽学部

大学設置基準の別表第一によれば、定員が200～400名の音楽系の学部には最低限必要な専任教員数は10名とされており、専任教員1名当たりの定員学生数は20～40名となる。本学の学部定員は252名で専任教員数は24名であり、教員1名当たりの学生数は10.5名となり基準をクリアしている。

美術研究科

本学における教員人事は学部および大学院共通で行なっているので、その具体的手順については、学部の人事を参照していただきたい。

博士（後期）課程においては、設立当初、領域での指導体制を整えるため、主任指導教員を重点的に配置した結果、教員の年齢構成のアンバランスがあったが、それも10年以上を経て解消されつつある。**【資料⑫】**この主任指導教員、指導教員としての資格につい

ては、博士課程委員会内の教員審査部会の推薦により、各候補者の業績や社会的評価、教育歴などを総合的に審査し、博士課程委員会、研究科委員会の承認を得て決定される。なお、この業績の審査基準は、領域により業績判断が異なることを考慮しつつ基準大綱を設け客観的に数値化している。また、新任教員募集・任用に際しては、若年齢層であっても、指導教員レベルを求めている。修士の資格審査基準については、博士の基準体網に準じており、教員は全員修士の主任指導教員であることが求められ、採用時に候補者の教育研究能力・実績を入念にチェックしている。

音楽研究科

① 修士課程

修士課程は、平成 25 年度から新たに追加された日本音楽研究専攻のため、新たに 3 名の専任教員を加えて、総勢 27 名の体制で指導に当たっている。大学院設置基準では定員 21 名であることから、基準を満たしている。

なお、日本音楽研究専攻の専任教員は、日本伝統音楽研究センターの教員の主たる所属を音楽研究科とし、日本伝統音楽研究センターへは兼務をかけるということによって賄っている。なお、日本伝統音楽専攻の 1 学年当たりの定員は 3 名としている。

② 博士（後期）課程

博士課程の担当教員数は、大学院設置基準の定員 17 名に対して 21 名であることから、基準を満たしている。しかし、その一方で、博士課程の学生全てに対する論文指導教員として、4 名の音楽学専攻教員が担当をしなければならないシステムとなっている。論文指導は主指導との重みに多少の違いがあるかもしれないが、実技系の学生の博士論文であってもその指導にかかる手間暇は、論文のみで学位を目指す音楽学専攻学生に対するものとほとんど変わらない。そう考えると、現状として 17 名の定員に対して 4 名の専任教員で対応しているという実態が浮上してくる。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

大学全体

本学では、大学設置基準の規定に基づき「京都市立芸術大学大学教員選考基準」【資料①】を、大学院設置基準の規定に基づき「京都市立芸術大学大学院担当教員選考基準」【資料②】を設け、選考基準を明確にしている。

また、大学の教員等の任期に関する法律第 5 条第 2 項に基づき「公立大学法人京都市立芸術大学教員の任期に関する規程」【資料⑬】を、学校教育法 106 条の規程に基づき「京都市立芸術大学名誉教授称号授与規程」【資料⑭】を定めている。

美術学部、音楽学部及び日本伝統音楽研究センターには、それぞれ教員選考規程【資料⑮～⑰】を設けているが、教員の募集・採用・昇格等に関する規程が時代に則したものであるとなっているか、教授会に見直し・検討を指示している。具体的な内容は、各学部等の項目を参照いただきたい。

美術学部

平成 24 年度（法人化後）より、教員を選考する必要が生じた時は、教授会が教育研究

審議会にその旨を報告し、教育研究審議会からの人事方針の提示のもと、採用すべき教員の採用条件などについて人事組織委員会に審議を付託し、その結果に基づいて採用条件を決定している。教員の公募についての詳細が決まれば、人事組織委員会と当該専攻や関連領域の教員と協議したうえで公募要項を決定し、教授会承認後、関係大学や研究機関などに配布するとともに、大学のホームページに掲載している。また、平成25年度からは、人事に於いて中期計画に掲げる「柔軟かつ多様な制度」を実現するため、新たに客員教授や特任教員などの制度を導入した。【資料⑪⑫】

公募の場合、教員の選考にあつては教授会で選任された調査委員会を設けて応募者の適格条件・業績などの調査を行なっている。調査委員会は5名の委員で構成されており、その内の2名は当該専攻の研究室または関連領域の教員であり、他の3名は内容を公正に判断できる他領域の教員としている。調査委員会は、公募条件の内容に基づき、応募者が条件に照らして業績などが適格かどうかを審査するとともに、教授会にて調査報告を行う。報告と並行して応募者の研究業績などの資料展示も行い、教授会での報告についての質疑応答の場も設けている。最終選考は教授会での投票としており、採用予定者は教授会構成員の3/4以上の出席する教授会で出席者の2/3を超えた信任が必要である。【資料⑬】

美術学部における教員の昇任、昇格に関する審議は、毎年、行なわれている。人事組織委員会が作成している人員構成表を参考にしながら、昇任、昇格に該当すると思われる教員について業績などの資料の提出を求め、客観的かつ公正に審査を行なっている。現行では、昇任、昇格させるべき教員について、各職階の定数枠のなかで調整しながら審議している。

音楽学部

基本的には各専攻の実情に応じて臨機応変な募集方法が望ましい。募集方法を特定のやり方に制限することはしていないものの、募集の多くに公募制を導入する傾向が増している。採用に関しては書類による審査に加えて模擬レッスンの実施を課している場合もある。講義系の教員の場合は別であるが、実技系のレッスンの場合は個人指導の場面が多く、インタラクティブな対応能力を採用に当たっての評価基準に加えることは妥当性が高い。個人レッスン形式なので守秘性を確保できるからこそできる採用手段である。

また、本学部では単に教え方が上手である人物だけでは教員として相応しいとは考えておらず、演奏者としての活動も重視している。各領域の専門性が高度に進化した昨今は、学術分野では専門が異なる場合の内容の評価はなかなか困難となっているのに対し、音楽の場合は器楽、声楽の違いや楽器の違いを越えて音楽性という視点での共通理解がし易く、採用に当たって適切な評価が実施されている。

美術研究科

ア 教員の募集・採用・昇格等に関する規定および手続きについて

修士課程における教員は、学部教員がそのまま大学院研究科教員として配置されるため、新しく着任する教員は論文・作品の発表状況やその評価状況を示す資料と併せて、教育実績を示す資料の提出も促される。研究科委員会【資料⑱】において、募集教員

ごとに選出された調査委員会が提出資料を精査し、様々な活動を細かく点数で評価する基準大綱により決定される。博士（後期）課程における教員は、博士課程委員会から資格認定させるべき教員の提出業績により、博士の基準大綱に則って主任指導教員資格・指導教員資格を審議している。

イ 教員体制の適切性について

修士課程では、学部の学科に対応する専攻を専攻細目として専門分化し、それぞれ特色ある教育を展開している。また、学科目についても専任教員が担当し、密度の高い教育条件を整えている。

博士（後期）課程では、修士課程の専攻に対応する研究領域に加えて産業工芸・意匠研究領域を設置し、多様な研究領域をカバーできる体制を取り、入学する学生の期待に応えている。

指導教員が実技、論文の指導を進めていくうえで十分な成果を挙げることができる体制の確立のため、また、研究内容の多様性から個々の学生の研究に十分に応えるために、更なる専門的な教員の確保が必要である。研究科としては体制の充実を視野にいれつつ、新規採用の際に機械的に欠員を埋めるのではなく、もっとも必要とされる領域の専任教員を選考することに留意するなど、柔軟な配置等を検討・整備している。

音楽研究科

音楽学部と同様である。

日本伝統音楽研究センター

本センターの教員選考については、本学の教員選考基準の教員の資格に明記したとおりあり、本センターが行う教員の選考に関する具体の事項については、「京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター教員選考規程」で定めている。その中で採用すべき教員の職格、身分、業績などの必要事項は、教授会が設けた人事選考委員会で本センターの理念及び目的を加味したうえで審議し、その結果に基づいて、教授会で決定することとしている。【資料⑰】

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

大学全体

教職員の人事の適正化として、中期計画に「教育研究活動の活性化を図るため、教職員の多様な活動や業績、意欲、努力等が公正、公平に評価され、モチベーションを高めることができる評価方法の確立に向けて検討する。」と掲げており、現在、公立大学を中心に教員評価の実施状況等について調査しているところである。

また、中期目標では「芸術教育の特性を踏まえ、教員の資質向上を図る取組を強化する。」としており、これを受け、中期計画に「FD委員会による研修等の取組に加え、関係機関や他大学との連携による指導教育方法の研究など、芸術教育の特性を踏まえたFDの取組を充実する。」と掲げている。なお、本学では「京都市立芸術大学・大学院教員支援（FD）委員会設置要綱」【資料⑳】を定め、FD委員会で、授業改善のための基本方針の策定や研修会及び講習会の開催などを推進することとしている。

美術学部

ア 教員の教育研究活動の評価について

昇任の審査に関しては、候補教員は人事組織委員会へ教育研究活動の業績を報告する義務を負っている。また、1990年代までは、教育研究活動についての自主的な業績報告が5年おきに行われていた。平成12年4月の博士（後期）課程設立に向けて、指導教員の文部科学省による資格審査が必要となり、全教員が詳細な業績報告を提出することになり、業績の確認・評価を行っている。さらに3年を経過した時点で、大学独自で資格審査を行えるようになって、毎年必要に応じて対象教員の業績の確認・評価を実施するようになり、平成18年には論文、作品、展覧会、講演などの様々な活動を細かく点数で評価する基準大綱が策定された。さらに、平成17年から平成18年にかけて、自己点検・評価を行なうために全教員の過去5年間にわたる教育研究活動の業績をまとめ、平成25年度においても過去5年間の業績の提出を求めて自己点検・評価を行っている。【資料⑳】

イ ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施について

FD委員会による研修等の取組みに加え、関係機関や他大学との連携による指導方法の研究等、芸術教育の特性を踏まえたFDの取組みを行っており、また、学生による授業評価（アンケート方式）及び教員による授業のまとめについても実施している。【資料㉒㉓】教員の資質向上への取組みのため、芸術大学における教育指導とは何か、重視すべきことは何かという基本姿勢の確認も含め、科研費獲得のための支援体制の充実、京都市立芸術大学サテライトギャラリーアクアでの作品発表の場の提供など、また、個人研究費の充実や特別研究助成金制度（学長裁量）の設置もあり、教員の研究支援体制は充実してきた。

本学に於けるFD活動の主な取組みは、授業参観、学生授業評価アンケートの公開、外部からFD活動の造詣の深い講師を招いた講演会等、23年度から毎年5月に開催される五芸術大学（東京、愛知、金沢、沖縄、京都）体育・文化交歓会の開催に合わせたFD意見交換会や本学に他の国公立芸術系大学から教職員を招き意見交換会を実施している。【資料㉔】

音楽学部

教員の業績や社会貢献については教員陣の大半が職業演奏家としての実績を持ち、大学の業務をこなす傍ら、演奏活動を活発に続けている。明示的な業績評価制度は導入しておらず、自己点検作業の一環としての各自の業績の提出を求めるということに留まっている。それだけでも、適切な効果を上げていると思われる。

FDの取り組みとしては、教員相互の授業に研修として参加する機会を設けている。【資料㉕】また、海外で活躍されている演奏家（もしくは世界的なレベルでの音楽活動を展開している日本人演奏家）などを招いた特別講義を年間5回のペースで実施しており、当該講義は学生に対する教育を主眼としたものではあるが、担当外の教員の参加も許され、実技系の教員のみならず学科系の教員にとっても研鑽を高める有効な機会となっている。【資料㉖】

美術研究科

美術学部と同様である。

音楽研究科

音楽学部と同様である。

2 点検・評価

● 基準3の充足状況

教員人事については、理事会の人事方針に基づき、教育研究審議会で審議し、教育研究審議会から教授会へ付託された人事については教授会で審議することとなっており、明確な規定のもと、教員組織を編成している。また、機動的な大学運営を図れるよう客員教授や特任教授制度を導入し、柔軟な任用制度を整えるとともに人事の活性化を図っており、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

美術学部・美術研究科

より有効でバランスの取れた教育体制の確保を目指し、柔軟な人員配置等の検討・整備を含めた学科教育の在り方を再検討するため、平成25年4月に学科教育検討委員会を設置した。【資料⑦】当該委員会を機能させ、定年退職などにより欠員が生じた場合の新規採用の際、単に機械的に欠員を埋めるのではなく、もっとも必要とされる領域の専任教員を選考することなどに留意していく。

② 改善すべき事項

美術学部・美術研究科

実技教員数の専攻によるバランスが取れていないこともあり、教員1名当たりの学生数にバラツキがある。もちろん各専攻により教育内容が異なるため、個々の教員の負担にある程度のバラツキの差が生じることは致し方ないが、過剰な負担がかからないようある程度の平均化は検討の必要がある。

FD活動については、教員は常に自己の教育方法やカリキュラムなどの改善のため、様々な取り組みを行っている。しかし、大学の外から見てどのようなFDへの取り組みが行われているか分かり難い状況となっている。

音楽学部・音楽研究科

前回の自己点検評価に対する外部評価の際にも指摘を受けた点である教員の年齢構成について例示する。数値的に見ると本学部の年齢構成のバランスは取れていないが、これを重大な問題とは見なしていない。これは人事に当たり年齢構成を考えることの意義を低く見なしているのではなく、表層的なバランスを取ることに拘るあまり、教員としての資質にそれが優先してしまうことによる弊害を嫌った強い意志の表れである。構成員数が24名という小規模の組織には人材構成に冗長性の余地はなく、各自が

それぞれの個性を発揮して有機的なバランスをとることが必要となる。また、たった一人の違いが4%相当の違いにつながるわけで、この総数に関して分布を考えること自体に対しても率直なところ疑念を禁じ得ない。

これは反面、本学部・研究科の組織としての未成熟さを物語るものかもしれない。周辺状況の変化に対しても柔軟かつ頑健な適応能力を示す組織とは冗長性を持っていないからである。冗長性を持つ組織では「人」が重要ではなく「役職」が重要となる。誰がその役を担おうが求められた機能を果たしてこそ組織であり、ひとりの重要人物が抜けることで体質の大きな変化につながる組織は組織としての成熟度としては低いというのが一般論である。そのような組織としての成熟を高めるのは理想の姿かもしれないが、まずそのためには専任教員の員数を現在の倍の規模に少なくともする必要があると判断する。ただし、今の学生定員数でその規模の教員組織の拡張を求めるのは少人数教育を長所とする学部であるとしても簡単に認められるものではないであろう。そのために学生の定員数を増やすという選択肢も考えられる。しかし、昨今の少子化傾向と志望する大学の選択肢の増加の中では軽々に学生定員を増加するべきではないと考える。

要するに、今の規模を変えずにより健全な大学運営を目指すためには、教員一人ひとりにさらなる努力を要求していかざるを得ない。長い歴史を持つ本学部において、教員の資質というものは高度の実技能力と真摯な教育に対する姿勢であった。このような側面に対して、大学の運営に関わる業務については大きな要求をして来ていない。しかし、本学部の規模並びに昨今の大学組織に対する社会からの要請を考慮すると、大学運営に係る業務能力の向上について、何らかの手当てをしていく必要がある。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

美術学部・美術研究科

教員組織は固定したものではなく、常に教育体制を検証し、必要に応じて見直しを行う必要がある、実技系の美術大学に相応しい組織を整備していかなければならない。教員一人当たりの担当学生数の平均化や教員の過度の負担の軽減など、実技系の芸術大学としての学科教育再編検討を実施し、教員組織をより良いものにする方向に進めていく。

② 改善すべき事項

美術学部・美術研究科

柔軟な人員配置によって、新規採用の際に機械的に欠員を埋めるのではなく、最も必要とされる領域の専任教員を選考していくことは、教員組織の改善という点で一定の効果を見込むことができる。しかし、現行の教員体制は、学部、大学院修士課程及び博士（後期）課程のすべてを担当している状況であり、教員組織の再編だけでは、教員の過度の負担を軽減することに限界がある。したがって、体制の充実を視野にいれ、大学院担当の専任教員組織の検討が必要である。

FD活動に関しては、教員が日常的に行っている教育・研究活動の改善の取り組みを

記録することで「見える化」を図り、本学のFD活動としての取り組みを明らかにしていく。【資料⑭】

音楽学部・音楽研究科

大学教員は、例えばこの自己点検評価報告書の作成とか、情報開示にも十分に耐える学内資料の作成、社会的に見ても説得力のある予算要求書の作成、競争的な研究資金の申請書作成などをこれまで以上に求められてきている。その任に耐えるだけの文章作成能力、各種の要項を読み解く読解能力についての研修等の導入を考えたい。

その場合、構成員全員が一堂に介しての研修の実施は、演奏活動を積極的に行うことも求められている本学部構成員の活動内容を考えると現実的とは言えない。例えば、講師やコンサルタントの方との包括契約をしておき、年1回の個別研修の導入などを検討したい。さらに、文書作成にはある種のコツのようなものもあるわけで、困った時に頼れるようなマニュアルの作成も効果的であろう。

上記の指摘は大学運営上必要な事務的文書作成で事務職によってカバーできる部分も相当量存在する。しかし、現状として本学の事務は京都市職員が行っていることから、教員各自の考え方や学生の状況がよく見え理解が深まった頃に人事異動があり、蓄積されたノウハウが活かせずに教員側の負担が増えたり、事務が教員を指揮するというような動き方ができなかつたりしている。平成24年度から公立大学法人となり、いわゆるプロパー職員を暫時増員する計画が進行している。これが実を結ぶことで教員と事務方の適切かつ効率的な業務分担を目指すべきであろう。

4 根拠資料

- ① 3-1 京都市立芸術大学大学教員選考基準
- ② 3-2 京都市立芸術大学大学院担当教員選考基準
- ③ 3-3 平成24年度人事重点方針（平成24年4月理事会資料）
- ④ 3-4 京都市立芸術大学全学人事組織委員会規程
- ⑤ 3-5 京都市立芸術大学美術学部教授会規程
- ⑥ 3-6 京都市立芸術大学音楽学部教授会規程
- ⑦ 3-7 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター教授会規程
- ⑧ 3-8 京都市立芸術大学美術学部委員会規程
- ⑨ 3-9 京都市立芸術大学音楽学部委員会規程
- ⑩ 3-10 教員の公募について（美術学部デザイン科）
- ⑪ 3-11 公立大学法人京都市立芸術大学客員教授規程
- ⑫ 3-12 専任教員年齢構成（平成17～25年度）
- ⑬ 3-13 公立大学法人京都市立芸術大学教員の任期に関する規程
- ⑭ 3-14 京都市立芸術大学名誉教授称号授与規程
- ⑮ 3-15 京都市立芸術大学美術学部教員選考規程
- ⑯ 3-16 京都市立芸術大学音楽学部教員選考規程
- ⑰ 3-17 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター教員選考規程
- ⑱ 3-18 公立大学法人京都市立芸術大学特任教員規程

- ⑲ 3-19 京都市立芸術大学大学院研究科委員会規程
- ⑳ 3-20 京都市立芸術大学・大学院教員支援（FD）委員会設置要綱
- ㉑ 3-21 専任教員の教育・研究業績 2008（平成 20）～2012（平成 24）年度
- ㉒ 3-22 学生授業評価
- ㉓ 3-23 授業内容・方法の検討（授業まとめ）
- ㉔ 3-24 京都市立芸術大学の FD 活動について（平成 25 年度資料）
- ㉕ 3-25 FD の授業参観（音楽学部・音楽研究科）
- ㉖ 3-26 大学案内 2013（p. 85） [既出資料 1-3]
- ㉗ 3-27 学科教育検討委員会資料（学科教育検討委員会について案）

4 教育内容・方法・成果

4-1 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

1 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

大学全体

本学は、明治13年創設の京都府画学校に端を發しており、既に存在した京都市立美術大学と京都市立音楽短期大学を母体として、昭和44年に美術及び音楽の両学部を備えた総合的な芸術大学として設置され、近代日本芸術文化の歴史とともに歩んできた。

京都市が設置する芸術大学としての役割は、京都市立芸術大学学則第1条に掲げる教育目的であり、「広く知識を授けるとともに、深く芸術に関する理論、技能及びその応用を教授研究し、もって文化の向上に寄与すること」としている。【資料①】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、中期目標において「個々の学生の目標や到達度における評価及び判定について、ディプロマ・ポリシーを策定し、認定基準の厳格化、透明化を図る。」としており、中期計画で「ディプロマ・ポリシーを24年度中に定め、卒業時に到達すべき知識や能力を明確化する。」としている。【資料②③】
なお、美術学部、音楽学部、音楽研究科においては24年度に決定し、美術研究科は平成25年度中の決定を予定している。

習得すべき授業科目および当該科目の目標や評価方法等については、各学部及び研究科の履修要項及び授業概要（シラバス）で明示している。【資料④～⑩】

美術学部

美術学部においては、学則第1条の目的を達成するため、学則第4条2第1項において、その目的を以下のように定めている。

美術学部は、国際的な芸術文化の都である京都の文化的・人的資源を生かし、独創的で多様な研究を背景に、専門的かつ横断的な教育を通して、優れた芸術家をはじめ独創的な人材を生み出し、もって社会に貢献することを目的とします。

これを受け、各専攻において具体的な教育目的を個々に策定し、大学案内及びホームページで示している。

本学部は、これらの教育目標を実現するために学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のように定めている。

- 1 芸術に関わる幅広い視野と、専門的な知識の修得
- 2 柔軟な思考力と独自の発想力の修得
- 3 自己の主題を実現する表現手法の習得

卒業要件については学則第36条に規定しており、本学に4年以上（修業年限については学則15条で規定）在学し、美術科は124単位以上、デザイン科、工芸科及び総合芸術学科は126単位以上を修得することとしている。また、学位の授与については、京都市立芸術大学学位規程第3条第1項において「学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与するものとする。」と定めている。【資料⑫】

音楽学部

音楽学部においては、学則第1条の目的を達成するため、学則第4条2第2項において、その目的を以下のように定めている。

音楽学部は、個性を尊重し創造性を育む専門的な音楽芸術の教育研究により、幅広い教養を併せ持つ優れた音楽家や研究者となりうる人材を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。

この目標に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は「個性と創造性を尊重する音楽芸術の教育により、音楽の専門的知識と技能、幅広い教養を身につけた人材を育成する。」としている。【資料⑬】

学士課程教育の目標は、専門家としての下地を形成することにある。ごく一握りの優秀な人材を除いて、今日のクラシック音楽界では学部卒業の時点で本格的な職業音楽家としての活動を開始するというのは不可能な状態であり、学士課程水準の教育目標は、第一にそれぞれの専攻における基礎技術に磨きをかけることに置いている。音楽学部への志願者は既に、学部へ入学する時点で音楽的な専門訓練をかなり積んできていると一般的には考えられるが、それはあくまでも楽譜を読みこなして間違わずに演奏ができるという水準に留まっているわけであり、これを演奏家として通用する標準的な表現法や技術などを身に付けさせることが学士課程教育の目標である。

美術研究科

修士課程の教育目標は「本課程は、独創的で多様な研究を背景に、幅広い視野の下に専門性を深め、もって高度な創造・研究能力を有する人材を養成し、国内外の芸術文化に貢献することを目的とします。」と定め、また、博士（後期）課程の教育目標は、「本課程は、専門分野についての理論的な考察と実践によって次世代を担う芸術家及び研究者を養成し、また高度な創造と研究を通して、国内外の芸術文化に貢献することを目的とします。」としている。

さらに修士課程は専攻ごとに、博士（後期）課程は研究領域ごとに具体的な教育目標が設けられ、大学案内、ホームページ等に明示されている。また、授業概要（シラバス）には授業科目ごとの目標が記載されており、修得すべき学習成果が明示されている。【資料⑭】

大学院美術研究科履修要項に、京都市立芸術大学学位規程を掲載することで学位授与方針を示し、その規程に基づく厳格な審査プロセスも明示されている。また、博士（後期）課程に係る課程博士については、本審査のための提出物を記載するとともに、各審査段階で必要となる論文枚数なども明示している。【資料⑮】

音楽研究科

修士課程の教育目標は、「個性を尊重し創造性を育む高度に専門的な音楽芸術の研究と教育を行い、音楽の専門的知識を生かして社会で幅広く活躍しうる優れた音楽家や研究者を育成することを目的とします。」と設けられ、博士（後期）課程の教育目標は、「高度で専門的な音楽芸術の研究を行い、世界的に活躍しうる音楽家、音楽学者を育成

することを目的とします。」と設けられている。【資料⑮】

さらに修士課程, 博士(後期)課程それぞれの研究領域ごとの具体的な教育目標も設けられていて, これらは履修要項, 授業概要, ホームページ等に明示されている。

音楽研究科の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は, 「個性と創造性を重視する高度なレベルでの音楽芸術の専門教育と研究により, グローバルに活躍できる人材を育成する。」としている。

① 修士課程

修士課程は, 学部教育の中に専門的な音楽家の育成が掲げられているという点からすれば, 学部教育の延長線上にあるという側面もあるが, 学部よりも実践的な水準におけるプロの音楽家としての資質形成を目指すための, 高度な教育研究を行う場となる。ことに技術水準の高度化, レパートリーの多様化は, 現在の音楽界の状況からしても重要な要請である。実技専攻の学生は, 入学時において, 各自が修士演奏だけによって修士課程を修了するか, それに研究論文を加味するかを選択を行うことになっているが, これは, 上述の意識と水準を求めてのことである。一方, 音楽学専攻のように学術的な分野においては, 言うまでもなく専門の研究者の育成を目指すものである。

なお, 修士課程の修了要件は, 必修・選択必修・選択科目の単位の要件数の獲得に加えて, 専攻別, 個人ごとに修士号取得に必要な課題設定を決めており, 履修要項に記載している。【資料⑯】

② 博士(後期)課程

博士(後期)課程については, 演奏技術の研鑽を通じた高度な実践的研究だけではなく, 学術的な意味での研究姿勢の確立, さらに広い意味での学生各自の音楽観全体の成熟を, その教育目標の柱に据えている。したがって, 博士(後期)課程は, ある程度の連続性がある学部と修士課程の関係とは異なり, プロの音楽家であるだけでなく, 高度な実践研究や理論研究を通して, 技量や精神面・知的側面での成熟を培うことが教育研究の目標となる。音楽学においては, 実践研究が日頃から行われている場を活かして, さらに研究目標を細分化したかたちで, 高度に専門的な理論研究を行う。

博士論文の執筆が, 何よりも博士号授与についての核である。それ以外に博士(後期)課程では, 博士課程特別総合演習というゼミナールに参加して博士論文の方向性を1年次の時に発表しつつ, 他の学生の討論に加わることを求めている。

博士論文の審査請求は, 原則的にその前年度に候補者試験に合格することによって次年度に請求する権利を与え, 審査年度には予備審査, 本審査というステップを踏む。

【資料⑰】

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

大学全体

各学部・研究科の項目に記載している。

美術学部

本学部においては, 前述の「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」を実現するため

に、整合性のある「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を以下のよう

- 1 専門性の深化と専攻を横断する教育課程を通して、本学独自の開かれた「創造の現場」を作ります。
- 2 実技教育とともに学科教育も重視することで、表現力の修得だけでなく、新たな芸術を生み出す自由で豊かな発想力、思考力の育成を目指します。
- 3 少人数による密度の高い教育課程の中で、個々のテーマに合わせて課題を設定し、自ら学ぶ能力の習得を目指します。

開設している授業科目及び単位数については、学則別表2（第32条関係）に示すとともに、授業科目の区分、必修・選択の別、単位数等については履修規定で規定し、履修要項の中で示している。【資料④】また、各専攻の具体的な教育課程の編成・実施方針については、授業概要（シラバス）の各実技・専門科目のページの最初に具体的に示すとともに、大学案内やホームページにおいても公表している。【資料⑤】

音楽学部

音楽学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「音楽の専門的知識と技能並びにその土台となる幅広い教養を修得させることを目指します。」としている。【資料⑬】

なお、各学生の具体的な目標は専攻ごとに異なってくるため、専攻ごとのきめ細かい履修要項を定めている。【資料⑭】

美術研究科

修士課程の学生は6専攻13専攻細目に分かれて学ぶが、専攻細目ごとに授業科目及び、必修・選択の別、単位数等が大学院美術研究科履修要項で明示されている。【資料⑯】たとえ実技を専門とする学生であっても、理論的思考を育み表現の基盤を形成するためには、学科目教育は欠かすことができないという考え方から、修士課程においても共通の学科目授業を充実させている。学生は学科目授業を16単位取得しなければならない。これにより、修士課程学生の指導は、実技担当教員に加えて学科担当教員も全員参加し、専任教員全員で修士課程の指導に当たることで、充実した指導体制となっている。

博士（後期）課程の専攻は美術1専攻で、そこに14の研究領域が置かれている。大学院美術研究科履修要領には、「大学院美術研究科博士（後期）課程科目履修について」、「授業科目及び単位数」、「博士（後期）課程「課程博士」の審査プロセス」、「博士論文等の評価の指針」等が明確に記述されている。【資料⑰】

音楽研究科

音楽研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「音楽研究のための高度な専門的知識と技能並びにグローバルに活躍するための幅広い教養を修得させることを目指します。」としている。【資料⑱】

（3）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及

び学生等)に周知され、社会に公表されているか。

大学全体

本学の教育目標, 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の策定については, 前述したとおり, 中期目標及び中期計画に掲げており, 平成24年度に委員会, 教授会, 教育研究審議会, 理事会で審議・決定し, 教職員への周知はできている。また, 大学案内やホームページに掲載することで, 学生・受験生・保護者をはじめ, 広く社会へ公表している。【資料⑯】

美術学部

学部全体の教育目標, 各学科, 専攻の目標及び教育課程の編成方針は, 履修要項と授業概要(シラバス)により大学構成員に周知している。また, 社会に対しては, 大学案内に掲載するとともに, 大学ホームページに各専攻の教育目的やカリキュラム, 授業概要(シラバス)のPDFを掲載するなど積極的に情報を公表している。【資料⑰⑱】

音楽学部

学位授与方針(ディプロマ・ポリシー), 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)については明文化を平成24年度に完了し, 大学案内やホームページに掲載することで広く社会に公表している。【資料⑲】

美術研究科

本研究科修士課程の教育目標, 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)等の明文化については, 平成25年度中に行うことを予定している。ただし, 平成23年度にホームページの刷新及び広報の充実が図られ, 本研究科の教育目的, 学生募集要項, 授業概要(シラバス)等, 本学に関わる様々な情報を簡単に得る事が出来る様になっている。また, 修了作品は京都市美術館での「京都市立芸術大学作品展」で, 博士(後期)課程の研究成果は京都市立芸術大学ギャラリーの「京都芸大博士展」で展示し, そこでも大学案内, 広報誌が配布されるなど, 社会への公表が実践されている。

音楽研究科

学位授与方針(ディプロマ・ポリシー), 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)については明文化を平成24年度に完了し, ホームページに掲載することで広く社会に公表している。【資料⑳】

(4) 教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

大学全体

中期計画の中に学位授与方針(ディプロマ・ポリシー), 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を明確化することを定めており, 平成24年度に法人化に伴って設置した教育研究審議会に諮り明確に定めた。今後は, 毎年度作成する年度計画におい

て定期的な検証を行い、次期中期計画の作成時においても検証を行う予定である。特に現在の中期計画作成時においては、ワーキング会議を招集するなどして全学的な取組を行っている。これらの計画の作成については、学内規程に基づいて、教授会、教育研究審議会、理事会に諮ることとなるため、定期的な検証と言える。

美術学部

本学部では、中期計画を受けて、平成 24 年度に入学受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、平成 25 年 2 月の教育研究審議会において承認された。

【資料⑱】

教育課程の編成・実施に関しては全専攻の代表及び学科教員の代表を構成員とする教務委員会を設置し、毎年の開講科目などカリキュラムの検討を行っている。さらに、平成 25 年度には、学科教育検討委員会を設け、初年次導入教育（学科教育）や各専攻の実技カリキュラムと学科カリキュラムの整合性等について検討を実施している。

なお、中期計画において、創作意識の深化・拡張を掲げており、それに関わるアートマネジメント科目の充実として、美術館職員や学芸員、画廊経営者等による講座の開講などを目指している。

音楽学部

教育目標等については、教務委員会を月 2 回のペースで開催し定期的な検証を行っている。検証結果は教授会に必要なに応じて報告され、軌道修正が必要な場合は教授会の意思を反映して実施され、さらに教育研究審議会で承認される。

教育の充実については、中期計画においてアートマネジメント科目の充実を掲げており、教育研究の成果を社会に発信し得る人材を育成するためのキャリアマネジメントに関する授業の開講など、教育の多様化を目指している。

美術研究科

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の検証については、自己点検・評価や平成 24 年度からの公立大学法人化に際して実施した学則や各種規程の見直し、また、中期計画の策定等の作業の中でも詳細に議論・検討が加えられており、その内容についての検証は定期的に行われている。

博士（後期）課程については、発足後十数年を経る中、当初計画された教育システムを実施する中で判明した改善が必要な事項への検証が加えられている。平成 18 年度からは既存の「総合制作・理論演習」科目について、演習科目とすることで他領域の学生も参加できるようになり、より公平性を担保できるよう見直しを行った。また、平成 22 年度からは「造形計画論研究」科目も汎領域的で多面的な研究の広がりをもつ科目として改善が実施されている。

音楽研究科

① 修士課程

教育目標等については、教務委員会を月2回のペースで開催し定期的な検証を行っている。検証結果は研究科委員会に必要に応じて報告され、軌道修正が必要な場合は研究科委員会の意思を反映して実施され、さらに教育研究審議会で承認される。

② 博士（後期）課程

教育目標等については、博士課程委員会を月1回のペースで開催し定期的な検証を行っている。検証結果は研究科委員会に必要に応じて報告され、軌道修正が必要な場合は研究科委員会の意思を反映して実施され、さらに教育研究審議会で承認される。

2 点検・評価

● 基準4-1の充足状況

本学においては、美術研究科を除き、各学部及び研究科の教育目標に基づき「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を明確に定めており、これらの方針のもと教育活動がなされており、同基準を概ね充足している。

なお、美術研究科については、学位授与に係る審査基準や授業科目の評価基準はあるものの、方針として明文化されておらず、平成25年度中にまずは美術修士課程における方針の策定を目指している。

① 効果が上がっている事項

美術学部

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）と併せて平成24年度に検討し策定した。

音楽学部

最近5年間の学部卒業生数（学士号授与数）の推移について、入学定員を母数とするパーセンテージで示したものが「根拠資料⑳」である。【資料⑳】 図中太線は学部全体の数値で、各線種は専攻ごとを示している。少人数教育によって学生一人ひとりの個性を活かした教育を目指す本学としては、単に卒業証書をもらった学生の割合だけで教育内容の適切性は評価できないものの、少なくとも途中で入学時の目標を断念する割合は一般的な許容範囲内に十分に収まっていると考える。

さらに卒業後の進路について、平成25年度に卒業生全員を対象とするアンケート調査を実施した。調査時点で何らかの職業を持っていると回答した割合は72%で、その内の80%は何らかの意味で音楽に関連する職業についているという結果となった（アンケート送付件数2,807件、回収率16.9%）。これは本学部で培った能力を卒業後も社会にでて十分活用できていることを示す数値と考える。

美術研究科

第一次、第二次の予備審査に相当する「総合制作・理論演習」のゼミ形式の発表は、

他領域の教員や学生も研究の内容や進展状況を知り、ディスカッションに加わる機会が常に準備されており、汎領域的で多面的な議論が行われている。幸いなことに、本学は学部、修士の指導段階から学年や専攻にとらわれない教員間の緊密な横の繋がりがあり、他領域の学生に接する機会も多く、多方面からの議論が有意義であることは良く認識されている。

音楽研究科（修士課程）

音楽学専攻、日本音楽研究専攻を除いて、修士号の取得要件として3通りの選択肢を設定し、それぞれの学生の意思を尊重するという方向性によって学生各自の技量・資質・嗜好に応じた柔軟な対応ができていると考える。それによって学部レベルよりも高度な演奏技量の確立に重点を置く者、学部レベルよりも深い音楽に対する理解を志向する者など、多様性に富み個性豊かな人材の輩出につながっていると考える。

音楽研究科（博士（後期）課程）

演奏領域の学生に対して高度な演奏技量と博士論文執筆による演奏根拠の確立を求める本課程は、日本国内でも希少価値のある存在となっている。一方、音楽学領域の学生にとっては、演奏技量の向上に対して高い目的意識を持つ者が身近にいる環境の中で博士研究を行えることは非常に恵まれており、また、音楽の現場を意識した研究を醸造する雰囲気がある本課程の環境も他ではなかなか得がたいものとなっている。

また、本課程は本学からの志願者だけでなく、他大学からの志願者も存在していることから、単なる修士課程の延長という位置づけではない博士研究活動の場として捉えられていると言える。

② 改善すべき事項

音楽学部

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）についての社会的公表を含めた周知徹底という点に関しては、大学案内への明記や大学ホームページへの掲載を始めているが、まだ十分ではないと考える。実際には、本学部の性格は学科系である音楽学専攻を除いては、社会的には非常に分かりやすい面もあり、何が学士号授与に関して求められるのかをわざわざ説明するまでもないのかもしれない。しかしながら、同じクラシック音楽の演奏であるとしても、大学教育を受けた上での演奏、あるいは音楽の理解には何が必要なのかについて就学中の学生にどのように伝えるかについては、専攻ごとの教育に委ねている面はある。

音楽研究科（修士課程）

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の周知徹底については必ずしも努力が払われていないのが現状である。そのため、学部の延長線として修士へ進学してしまうという学生もいる。

また、前述した各自の選択に任せた3つのコース設定によって、修士論文を書かないで修士号を取得する方向で進めている学生が博士課程を受験し合格後に、博士論文

の執筆に際して苦勞をするというようなケースが数例見られる。

音楽研究科（博士（後期）課程）

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の公表についてはさらに大学案内やホームページだけでなく、履修要項等でもできるだけ多くの機会を捉えて、社会だけでなく在校生や関係者への発信をするべきであろう。

また、博士課程は平成15年度に開設されて以降、学生受入の実態や学生の就学上の問題などに柔軟に対応すべく、学位要件に対する基準を見直してきた。それがそもそもの教育目標にかなうものであるかについては一度落ち着いて反省すべき時期に来ている。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

美術学部

昨年度に策定した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、今後これらを具体的なカリキュラム改革や授業改善にどのように繋げていくか検討を進めることとなる。

なお、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、学生がその意義を理解し自己の学習・研究に結びつけて考えられるよう、次年度以降の履修要項などにも掲載する予定である。

音楽学部

教育目標については、特に修正をする必要はなく、継続して取組を続けることが大事であると考えている。クラシック音楽に対して異なる分野の音楽が台頭し、その隆盛期と比較すればこの分野の音楽の「占有率」は低いのが現状であり、この先はさらに多岐にわたる選択肢が増えるはずである。しかし、世の中の流行に対して常にその時代時代を生き抜く力を秘めた音楽を基礎から身につけることの意義は時代を超越して存在するはずであるからである。

美術研究科

現状、特に問題はないと考えられるが、今後さらに年次が経過した時点で、学部教育、修士課程、博士（後期）課程の教育内容を時代に即応するためにどのように按分するかという問題を検討する必要に迫られてくると考えられる。すなわち博士（後期）課程に関していえば、高度な専門性が要求されるという性格上、当然独立した教育内容とシステムが必要になる一方で、学部・修士との連携と連続性も確保されねばならない。こうした点は全学的な将来構想のなかで大きな見取り図を作成し、博士（後期）課程の位置づけを明確化しつつ、充実していくことが望まれる。

音楽研究科（修士課程）

学部以上に個性を伸ばすという方針を貫くことで基本的には良いと判断する。ただし、その結果、修士課程全体としてどのような人材の育成に繋がっているのかということについて、より社会へ発信していく努力をすれば、本課程における成果展開というだけでなく、本課程を目指す人材への目標の徹底という効果もあがる。

音楽研究科（博士（後期）課程）

演奏領域の学生に対する演奏と博士論文の両立という特色は、今後、他の音楽系大学に博士課程の設置が認められていく流れができると、それだけの特徴とするだけでは他大学との差別化ができない危険性がある。それに備えて、本課程が求める「博士像」というものをより鮮明にしていくことが重要である。

② 改善すべき事項

音楽学部

現代、あるいは未来の社会でクラシック音楽を教授するということの意義については、教育機関として惰性に流されずに、その都度問い直す姿勢を持つことが肝要である。それが学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の周知徹底に繋がるはずである。これを教員各自の自主的な努力だけに委ねることなく、定期的な学内シンポジウムのような企画を通して、学外からの声も聞きつつ、教員間での討論をするなどの機会を設けることも効果的かもしれない。専攻の自主性を認めることで各自のモチベーションを維持する側面を損なうことなく、学部全体としての戦略的な考え方を熟成できるような体制の充実を考えていきたい。

音楽研究科（修士課程）

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の周知徹底については、大学案内や履修要項など折にふれて記載するだけでなく、前項で述べたような社会への発信を心がけることで自然に徹底されていくということが望ましいであろう。社会への発信としては現在でも修士演奏はリサイタル形式というやり方をとっており、学内だけでなく一般へも公開を原則としている。法人化とともに大学のキャンパスを京都駅の東側に移転するという要望も提出している。これが実現することで、現在に比べれば一般の聴衆も立地的には集めやすい条件が整う。立地条件の悪さという問題はそれによって解消でき、学生時代から市民や観光客などの一般の眼を意識する姿勢を植え付ける機会として活用したい。

学生が3つのコース設定のいずれを選択すべきかについて、従来は学生が自分だけで決めているケースが多かった。コースの決め方について、学生とその指導教官、論文指導教官との連携をさらに密にして、当該学生が「やりたい」ことだけでなく「やるべきこと」についても明確にしてからコースを選択させるような改善を試みるべきである。

音楽研究科（博士（後期）課程）

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の公表については、大学案内やホームページ

ジなどに加え、履修要項等でできるだけ多くの機会を捉えて、社会だけでなく在校生や関係者への発信をすることは直ぐにでも実現可能である。

本課程が求めている「博士像」については、博士課程発足後10年を経て、先例もできたことにより当初の理念的なものからイメージが固まりつつある。その一方でこの先例の間にはばらつきがあることも事実であり、これらについての評価を改めて行うことを通じて、博士課程3年間で到達すべき目標をより具体的かつ明確にしていく作業に取り組みたい。

4 根拠資料

- ① 4(1)-1 京都市立芸術大学学則 [既出資料 1-1]
- ② 4(1)-2 公立大学法人京都市立芸術大学中期目標 [既出資料 1-6]
- ③ 4(1)-3 公立大学法人京都市立芸術大学中期計画 [既出資料 2-3]
- ④ 4(1)-4 美術学部履修要項
- ⑤ 4(1)-5 美術学部授業概要 (シラバス)
- ⑥ 4(1)-6 音楽学部履修要項
- ⑦ 4(1)-7 音楽学部授業概要 (シラバス)
- ⑧ 4(1)-8 大学院美術研究科履修要項
- ⑨ 4(1)-9 大学院美術研究科授業概要 (シラバス)
- ⑩ 4(1)-10 大学院音楽研究科履修要項
- ⑪ 4(1)-11 大学院音楽研究科授業概要 (シラバス)
- ⑫ 4(1)-12 京都市立芸術大学学位規程
- ⑬ 4(1)-13 大学案内 2013 (p. 67) [既出資料 1-3]
- ⑭ 4(1)-13 大学案内 2013 (p. 54~p. 57) [既出資料 1-3]
- ⑮ 4(1)-13 大学案内 2013 (p. 82~p. 84) [既出資料 1-3]
- ⑯ 4(1)-14 大学ホームページ<教育方針 (ポリシー) >
- ⑰ 4(1)-15 大学ホームページ<美術学部・美術研究科>
- ⑱ 4(1)-16 大学ホームページ<シラバス>
- ⑲ 4(1)-17 平成 24 年度 2 月教育研究審議会議事録 (美術学部 3 ポリシー)
- ⑳ 4(1)-18 【音楽学部】定員に対する学士号取得割合 (平成 20 年度~24 年度)

4-2 教育課程・教育内容

1 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

大学全体

各学部・研究科の項目に記載している。

なお、基礎講義・特殊講義の別、必修科目・選択科目の別等については、各学部・研究科における履修要項や授業概要（シラバス）に明記されており、授業科目の時間割（前期・後期）は「根拠資料①」のとおりである。【資料①】

美術学部

美術学部では、教育・研究理念及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に示しているように、総合基礎から専攻実技にいたる専門的教育だけでなく、専門分野以外の一般教養的な科目や外国語など広い領域にも知的関心を広め、専攻横断性と専門性を両軸とした創造的教育研究を目指している。

本学部の授業科目の概要は以下のとおりである。【資料②】

○ 専門的教育科目（実技教育）

実技教育は、総合基礎実技から各科または各専攻の基礎、さらにそこから各専攻実技へと、段階を踏んで履修する。

その後の実技の専門科目は、専攻ごとに設けられており「日本画専攻実技」「油画専攻実技」のように専攻の名が付けられている（総合芸術学科は実技に加え専門科目として演習も開設している）。2年次後期もしくは3年次より、所属する専攻の専門科目を継続して履修する。本学の目指すところは、芸術に関する深い思考力を備え、芸術の各分野で高い技術力と独創性を発揮できる人材の育成である。専攻の実技（演習）科目はそのための心臓部とも言える部分として開設している。

○ 専門分野以外の科目（学科目教育）

本学部における専門分野以外の科目（学科目）には、以下のような科目がある。

ア 基礎講義科目、特殊講義科目

芸術に関わる事象の学習・研究を中核として「芸術文化系列」「芸術科学系列」「芸術学・美術史系列」の3科目群に分類し、それらを軸とした体系的な履修を行うため、それぞれの系列の中に「基礎」的な基礎講義科目と「発展」的な特殊講義科目に分けて構成している。「基礎講義科目」は、学習・研究の基礎となる概括的なものの見方、考え方、知識を養うことを目的とし、併せて大学人にふさわしい総合的教養を身につけるという役割も担う。「特殊講義科目」は、前述の3系列のより深化させた専門的な学習・研究の場を提供する。これらの科目については、個性的指向の伸長を促すべく2度の重複履修を認めている。

イ テーマ演習科目

3年次以降に履修する2単位必修の演習科目であり、教員または学生からの提

案による「テーマ」に沿って専攻を超えて実践的な研究を行う。教員1名以上と学生5名以上の参加を成立要件としている。

ウ 外国語科目

エ 保健体育科目

オ 共通科目

自由選択科目としての基礎情報学，コンピュータ演習科目がある。

※ これら以外に，資格取得に関わる「教職課程科目」及び「博物館学課程科目」の授業も開講している。

一般に芸術学とは直接つながらないと思われる学問分野も，本学の教育においては何らかのかたちで芸術に関わるものとして体系化しているところに特徴がある。芸術とは，単なる専門的技術ではなく，人間の文化全般と関わるものであり，これから芸術家を目指す者には幅広い視野が必要であるという理念のもとに開設している。

学科目の講義科目では，全体の約1/3を基礎科目（基礎講義科目）に割り当て，各分野における入門編としての役割を果たしている。1，2年次に履修することを推奨しているが，学科目授業に関しては原則として履修する学年の指定は行っていない。学生は自己の専攻分野の教育研究を探究する過程で，各人の関心と個性や専攻分野との関わりなどから中心的に学ぶ系列を自由選択し，その中の講義を中心に履修計画を立てて履修していくことになる。特に美術科・デザイン科・工芸科においては，中心とする系列以外の系列を選ぶ自由選択単位も多く設けている。これにより，幅の広さと同時に奥の深さを両立させる主体的な修学を求めている。

なお，卒業に必要な学科目の単位数は，美術科・デザイン科・工芸科：必修単位 28 単位，自由選択単位 46 単位，総合芸術学科：必修単位 46 単位，自由選択単位 20 単位である。【資料②】

音楽学部

音楽学部は，講義を以下の4つのタイプに分け，この内の一般教養系の講義については1，2年次内の履修を推奨している。

a 群：専門（所属する専攻にとっての専門性の高い講義・レッスン系）

b 群：一般教養系

c 群：体育

d 群：語学

上記の群の中のどの科目をどのような単位数で履修するかは専攻ごとにきめ細かく設定しており，その内容は履修要項に詳細に記載している。【資料③】

音楽学専攻を除いた実技系の専攻では演奏技術の向上が教育の主軸であり，これらについては日々の鍛錬が欠かせないため，1年生の頃から専門性の高い科目やレッスンを課すこととしている。音楽学専攻については，一般的な大学と同様に，一般教養系で基礎を固めてから専門の内容を学生が選択して専門科目を履修するような課程設計としている。

美術研究科

修士課程においては、指導教員による学生の個別的な指導のうち、全学生必修の授業を「特殊演習」（実技専攻では特に理論的研究を行う）として課しており、実技系専攻は半期で1単位、2年で計4単位を、芸術学専攻は半期で2単位、2年で8単位を修了に必要な単位としている。【資料④】また、上記の必修単位である「特殊演習」以外においても、実技系各専攻においては、学生の日常の制作に対する指導は個別に行われるのが通常で、芸術学専攻においても日常の研究指導は個別的であり、個別指導は美術研究科修士課程の授業の基本となっている。上記のように、「特殊演習」授業は、在籍中を通じて週1時限は学生と指導教員との個別指導が制度化されており、授業内容も学生ごとに教務委員会に諮られるなど、制度化された個別的な研究指導は充実していると言える。また、制作・研究における制度化されていない個別指導も、上記のとおり充実した状態と言える。

博士（後期）課程カリキュラムにおいて、具体的には、主任指導教員が担当する（修士課程の担当制限数を参考に、担当学生数について配慮されている。）「領域研究演習」の中で、高度に専門的な各研究領域固有のテーマを掘り下げると同時並行的に、「総合制作・理論演習」では他領域の教員も参加したゼミが実施され、狭い専門性を超えた領域横断的な教育・研究指導が可能になっている。そして、それら演習におけるきめ細かな指導やアドバイスを踏まえて作品制作および論文作成がなされ、最後の総仕上げとして、公開プレゼンテーションの場で研究成果が公表される。【資料④】

音楽研究科

① 修士課程

修士課程では学部よりもさらに高度な専門性を磨くことが目的であり、学生の自主的な取り組みの姿勢を重視している。このような観点から、各専門の研究に費やす時間を多く取るような課程設計となっている。ここでいう研究の実体は、実技系は演奏能力の向上へ向けた個人レッスンの受講と自己研鑽の積み重ねであり、学術系では論文指導の受講と調査・資料収集・実験の実施である。また、先に述べたとおり実技系であっても修士論文の執筆を修了要件とするコースを選択できるようになっており、その場合は実技系の学生についても論文指導の受講が要求されることになる。

上記が各自の専門性の追求であることに対し、修士号に相応しい広い視野も併せ持つことを狙って、各自の指導教員による指導以外に特殊研究と呼ばれる講義の受講と単位取得を課している。【資料⑤】

② 博士（後期）課程

博士課程では基本的に在籍者自身が主体的に研究を進められるという前提での課程設計となっている。

1年生に対しては博士論文の方向性に関しての確認と軌道修正を目的として特別総合演習への参加が義務付けられ、この単位取得を要求している。これは指導に当たる教員（主指導教員、論文指導教員、副指導教員）と他の博士課程在籍者を主体とした参加者に対して自らの博士論文の方向性について説明し、質疑・応答を参考として博士論文のための研究方向を定める一助とする。【資料⑤】

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

大学全体

学部・研究科の項目に記載している。

美術学部

① 専門的教育科目（実技教育）

総合基礎実技は、入学生全員が1年次前期に導入教育として受講する。この授業は、学生が技術偏重に陥りがちな受験生時代の経験を一度リセットし、美術科、デザイン科、工芸科の3学科の専攻を超えた幅広い創作の可能性を探究する狙いがあり、総合芸術学科の学生は学科目の授業が中心の専攻であるが、基礎的な実技を体験することで制作と常に変動する現代社会を視野に入れた芸術理論の構築につなげることを目的とする。全学科に共通している基本的な考え方は、専攻横断性と専門性を両軸とした創造的教育研究である。

総合基礎実技を終えた後、美術科、デザイン科、工芸科の3学科の学生は、半年ないし1年間それぞれの学科の基礎課程（ただし、日本画専攻は日本画基礎を選択しなければならない。）を経て専門の課程に進み、総合芸術学専攻の学生については1年次の後期に、美術科基礎・デザイン科基礎・工芸科基礎のいずれかを選択し履修する。

【資料②】

基礎課程後の各専攻における実技指導は、学年制をとる専攻と学年にこだわらず多学年による編成をとる専攻がある。美術系の専門実技科目は、基本的に「課題による制作」の繰り返しである（総合芸術学科では「研究課題による調査研究」）。その制作過程において、教員の助言や学生の相互批評を通じ、個別の問題点を自分で解決しながら実力の向上を目指す。各専攻等の特質に応じ学年制をとる場合は、段階的技術の習得と、それに伴う思考訓練を重要視している。また、多学年編成をとる場合は、作品制作の総合的過程と表現・思考方法の獲得に重点を置いている。

② 専門分野以外の科目（学科目教育）

前述のように、学科目の「芸術文化」「芸術科学」「芸術学・美術史」の3系列の科目は、基礎講義科目と特殊講義科目で構成している。科目の内容は、歴史・思想・文学・物理・化学など、大学生としての教養を身に付けるに十分な幅広い分野の講義を設定している。また、芸術大学という特殊性から、芸術に関する基礎講義科目は、美学・西洋美術史・日本美術史・東洋美術史・工芸史・デザイン史と幅広く配置している。基礎を重視している本学においては、この芸術に関する基礎講義科目の全てを専任教員が担当している。学科の演習科目では、外国語科目・保健体育科目・共通科目（コンピュータ演習）など、現代社会に必要な知的スキルと心身の健全な発達に配慮している。その他に教職員免許状を取得するための教職課程、学芸員の資格を得るために博物館学課程の講義・実習などの授業も開講している。【資料②】

なお、3年次以降に履修するテーマ演習（2単位必修・重複履修可）は、総合基礎実技と並んで専攻横断的な授業であり、教員や学生からの提案したテーマに沿って、学生と教員が専攻を超えて実践的な研究活動を行うことで、芸術に関わる幅広い視野と

探究心、コミュニケーション能力の育成をねらっている。【資料⑥】

この他に、音楽学部との単位互換制度及び大学コンソーシアム京都単位互換制度があり、学内外との連携を持つことによって、単一の学部ないしは大学が充足できない部分を相互補完する配慮を行っている。単位互換制度による履修は2年次以上が対象で、両制度で合計12単位まで単位取得することが可能である。【資料②】

さらに、単位化はしていないが、国内外の第一線で活躍するアーティスト、舞踏家、エンタテイナーなどを招いた講演会、もしくはワークショップを行う特別授業を年数回開催している。これは学内に留まらず、目を広く芸術界全般の動向に向け、創作・理論活動の視野を広げることをねらいとしている。【資料⑦】

音楽学部

専門性の高い科目については、専攻ごとにきめ細かく履修すべき科目の指定を行っている。また、比較的高い頻度で、その設定を学生の実力レベルや時代性を反映した教授内容にするために見直しを実施してきている。現在の履修要項は入学年度ごとに履修内容が異なっており、混乱を避けるために入学年度ごとの色分け表示をしている。【資料③】

実技系では1年生から専門の各専攻に配属し、演奏技術の鍛錬に空白を作らないような教育課程としている。入学時点で相当の専門性を備えている学生を指導する上では当然とも言える自然な設定である。その一方で、それぞれの専攻の中においても基礎・基盤をなすような部分については低学年の内に履修をするように設定している。対して、音楽学専攻では1年生から専攻に配属されるものの、卒業論文テーマについては1、2年生での基礎的な履修の経験を通して選択するような体制を敷いている。

また、語学教育の一部を代表としてグレード制を導入しており、学生各自の学力や技術力に応じて履修すべき科目、履修できる科目の制限をかけている。そのための参考資料として、入試におけるセンター英語の得点、あるいは入学直後に実施した実力テストの結果によって、導入教育的な科目を履修指導するような場合もある。

実技教育は個人レッスンが中心であり、その性質上、各学生の実力や個性に合わせた教育を実施している。

美術研究科

① 修士課程

修士課程における専門分野の高度化に対応するため、領域毎に教育内容を構築している。【資料⑧⑨】

(1) 絵画専攻

ア 日本画

各自の設定したテーマで自由に日本画を制作し、見つめる・感じる・創る・そして伝えるということを考察する。特殊演習などにより、制作に関わり研究すべき課題を設定し、広い視野で自己の表現を深める。日本画制作を通して、美術や教育の分野でより専門的に活躍できる人材を育成する。

イ 油画

各自の自主制作を続けながら、作品のテーマと技法を見つめ直し、今後の制作の方向と可能性を探る。広い意味で社会との関わりを考え、表現を確立する。自己のテーマに基づき記された研究計画書をもとに、個人指導を行い、そこで見いだされた問題点について制作の展開と進化をはかる。

ウ 版画

版画すなわち、複数性と間接性による表現の、独自性と普遍性を研究し制作を行う。各自が提出する研究届をもとに、担当教員と研究・制作計画を策定し進める。合同合評会 に出品する作品ゼミと文書講読を中心とした研究ゼミを交互に開講する。基本4版種の工房別制作を土台に、版種横断的制作、写真、デジタル処理を含む複製メディアを活用した制作など、より高度な技法展開を見据えた、現代の版画表現を追求する。

エ 構想設計

「構想／メディア」「造形構想」「映像メディア」に分かれ、それぞれの研究領域において自主的な制作や実験を行う。

(2) 彫刻専攻

「彫刻研究」では、自由な発想と展開による制作研究を通して、独自の観点を探求することの重要性を理解し、自身の表現とアイデンティティの確立、社会における実践と検証を視野に入れた各自の表現活動を研究考察することを目標としている。「特殊演習」では、自己の研究領域を幅広い視野のもとで明確にするために、各自の制作活動の内容に限定されることなく、有益と思われるテーマをとりあげ理論研究・演習を行う。

(3) デザイン専攻

ア ビジュアルデザイン

修士課程では、「ビジュアルデザインとは視覚で情報を伝達することを専門とする分野である」との認識を深めるため、グラフィックデザイン系、写真・映像情報設計系、テキスタイルデザイン系の3系列に大別した、いずれかの専門分野を選択する。そして選択した分野で自己のテーマを設定し、2年間の研究・制作計画を立て、実行する。日常的に学生は、この研究計画に基づくディスカッションを教員と行い、思考の深化とコンセプトの確認をはかる。これらの制作やゼミを通じ、今日的要望に応えられるデザイナーとして、関連分野へのできるだけ多様な展開をはかれるよう、指導が行われる。

イ 環境デザイン

研究室では総合的な“芸術”に根ざした感性に満ちた“環境デザイン”としての空間デザイン領域を、学生それぞれの得意領域に基づき、理論とデザイナーとしての実践の双方を満たすことを図っている。

ウ プロダクトデザイン

修士課程では、教員の助言を受けながら、独自のデザインテーマを見つけ、自らの視点で研究し、具体的デザイン提案のできる研究者を養成することを目標としている。そのため、1年次では今日のさまざまな社会問題と関わりながらテーマ設定を行い、独自の視点で調査・分析をし、結果を具体的提案として論文また

は作品にまとめる。2年次には、1年次の研究をより完成度の高いものとし、修了研究・作品として完成させる。

(4) 工芸専攻

ア 陶磁器

作家としての自立にむけて、各自の課題に基づいて自主的に制作・研究を行い、指導はそのバックグラウンドになる作陶観と思想の確立を促すことを基本方針とする。半期に1度のプレゼンテーションを節目に、制作と思考の関連づけを明確にししながら、陶磁による表現の本質的な意味を問い、制作の過程で明らかになってくる問題点を中心に随時、個別に討論と指導を行う。

イ 漆工

木を素材とする制作を含め、漆芸における高度な表現・技術の習熟を目標とする。各自が提出する研究計画に基づいて、それまで習得した技術をもとに、さらに伝統技法の研究、技法実験を行うだけでなく、芸術的思考の深化と展開を促し、時代に対応する発想の養成をめざす。また、特殊演習では各自の直接関わる問題のみならず、工芸全般、美術の領域にも視野を広げる方向での体験を積ませたり、理論指導をする。特に2年次では作家としての自立に向けて、より高度な技法と思想の確立を促し、漆工表現の本質的な意味を考えられるように指導する。

ウ 染織

染織という表現手段を通して、歴史と現状を含めた工芸と美術全体への認識と理解を深める。ミーティングを重ねながら、1年に2回の作品展示・合評を節目として、作家としての確かな意識の確立のために、各自が研究計画を立て制作する。すでに習得した技法だけでなく、幅広い視野と表現力を身に付け、創造力を深める。

(5) 芸術学専攻

学部教育においては、社会に関わる実践的側面を含め、幅広い人材の育成が目指されていたが、大学院の芸術学専攻ではもっぱら研究者の養成が目的となる。そのため授業では、より専門性の高い授業が行われる。院生ははじめから専門分野と指導教員を定め、たうえで研究に従事する。1年に数回の研究発表が課され、その成果は修士論文としてまとめられる。

(6) 保存修復専攻

各自のテーマにそった古典絵画の技法研究と模写制作を行う。特殊演習では修復実習や表具実習などの体験実習を行い、多角的演習を通じて保存と修復の理論を確立していく。すなわち、保存修理の基礎実習を踏まえたうえで、修復者の養成ではなく、技法を理解しそれを活かすことのできる修復理論の構築者を養成することに重点を置く。基礎実習を踏まえたうえで、保存修復理論構築を追求するための、作品を理解し問題点を探る、思考する能力を養う。

② 博士（後期）課程

博士（後期）課程は、学部および大学院修士課程における教育課程を踏まえ、それを深化・展開していくことを課題とするものである。【資料⑩⑪】

日本画・油画・版画・メディアアート・彫刻の各領域においては、美術の当該分野

の最先端の研究教育が実践されており、第一線で活躍する教授陣の支援と助言を活かすようなカリキュラムが組まれている。ビジュアルデザイン・環境デザイン・プロダクトデザインの各領域においては、社会との実践的なかかわりを配慮しつつ、とりわけ理論的な考察を重視した教育プロセスが構想されている。陶磁器・漆工・染織・保存修復の各領域においては、単に技法的側面の研究にとどまらず、工芸制作や文化財修復の専門的・理論的背景の高度な研究をめざすものであり、当然ながら地域産業との連携も視野に入れられている。

博士（後期）課程独自の特徴としては、地域社会の産業と連携する研究領域（産業工芸・意匠）の存在をあげることができる。工芸分野において京都という長い伝統を有する土地に根ざした芸術大学として、その社会的責務を果たすためにも、地域文化と産業の発展に寄与することは求められている。専門性と応用的側面を重視し産業に直結した研究を目指す産業工芸・意匠は、その果たすべき役割は大きなものがある。また、芸術学領域は、本学博士（後期）課程の理論部門における中核的セクションとしての役割を果たしており、他の全領域が集約的に関連づけられるような要の位置にある。そのために、当該領域の教員は、美学芸術学・西洋美術史・東洋美術史・日本美術史・デザイン理論・工芸理論・美術教育など、充実したスタッフをそろえている。

音楽研究科

① 修士課程

実技系の学生の場合、修士修了の要件として最低限課される修士演奏については、リサイタル形式ということ謳っている。**【資料⑤】**これは、単に試験で課題曲を審査員に対して間違いなく弾くことを求めているレベルから一段上がって、他の聴衆も意識した鑑賞に耐える演奏、人を感動させる演奏内容を求めると同時に、演目の選定やステージ・ワークなどについても評価対象となってくることを意味している。このため個人指導の内容としても学部より突っ込んだ内容のものとなっている。

また、より説得力のある演奏を実現するために、単に実技だけではなく学科系の履修についても必要最低限のものを課している。その最も端的な場合が、実技系であっても修士論文の執筆を修了要件とするものである。ただし、これについて以前は全員に課していた時代もあるが、現在は選択制としている。これは、近年の演奏技術に対する社会の要求が高まっている実情と、学術的なレベルでも専門性が高度に高まっていることを考慮して、一律に要求するよりも学生各自の実情に合わせて選択することの方が効果的であると考えてのことである。

音楽学専攻は実技系とは事情が異なる。音楽学という分野においては、修士を修了した段階での実力では研究者としての本格的な活動は到底無理である。したがって、本専攻では、学生各自が研究者として自分が本当にやっていけるかどうかを見極めるための期間としての教育内容を心がけている。学部での取り組みが研究への導入であるとするれば、修士課程では研究として学外の研究者の目から見ても認められるレベルのものを提出することを求めており、それに向けての指導を実施し、その過程で各自の研究者としての適性についてのフィードバックを行っている。

② 博士（後期）課程

博士（後期）課程では、既に完成しつつある研究者として各学生の自主的な研究を求めることを教育の柱としている。

ここでいう研究の核は、博士論文として社会全体に向けて公開可能な質を持った学術的な取り組みである。ただし、その性格については演奏領域の学生と音楽学領域の学生によって異なる。演奏領域の学生の場合の本業はあくまでも演奏であり、論文はその演奏根拠について論理的に述べるものということを求めている。結果的にそれがそれぞれの学術領域の専門の研究者の目から見れば、十分な説得力を持つに至らずとも、演奏する立場だからこそ持つ独創的な視点に基づいており、自らの演奏姿勢を社会に対して発信し完成したものを目指す。対して、音楽学専攻は音楽学という領域で第一線の研究となること、世界的な観点から見てもインパクトの高いものであることを目指している。

実技領域の学生については、博士論文の執筆に加えて各学年の博士リサイタルと学位申請リサイタルの実施を学位の要件としている。音楽学領域の学生の場合は、博士論文の内容の幹となる部分について学位審査を受ける時点で少なくとも1本の査読付き論文を発表し、さらに少なくとも1回の学術会議での研究発表を行って審査を受けることを要件に設定し、それに向けて学生に対する適切な指導を心がけている。【資料⑤】

2 点検・評価

● 基準4-2の充足状況

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）等に基づき、専門性を向上させる授業科目はもちろんのこと、深い教養を身に付けるための基礎的教育を重視した科目も幅広く適切に開設しており、これらの科目を組み合わせることで各専攻に相応しい教育内容を提供し、本学の方針に沿った学習成果の修得を確実にしていることから、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

美術学部

本学は芸術を専門とする小規模な大学であり、多数の学部で構成する総合大学と比べれば、一般教養的授業科目の種類や開講数は多いとは言えない。しかし、人文系では哲学、人間学、歴史学、文学、美学、社会学、心理学、科学系では物理、化学、生物、これに芸術学諸分野が基礎講義科目として開講し、学士課程に必要な科目とそのバランスを考慮している。また、学生にとっては、専門の講義科目も単に専門分野の修学に役立ってだけでなく、「深い教養」を身に付けるために重要な役割を果たしている。

音楽学部

演奏技術の向上という点に関しては、本学部における教育内容は確実に効果を上げている。その最大の要因は、少人数教育により学生一人ひとりに対して目が行き届く体制が構築できていることである。それによって学生のモチベーションを高いレベル

で維持することに成功しており、また、学生からの教育内容に関する批判・感想を折に触れて聞ける状況も自然に発生している。言葉にならない場合であっても、学生の表情等の小さな手がかりが自らの教育効果に対する貴重なフィードバックとなっており、それを受けて、教育内容を改めるという良き循環を生んでいる。

さらに、本学部は定期演奏会を代表として各専攻の教育成果を発表する機会も多く、専攻を越えての共同作業、他専攻の教育成果を見るということが、適度な競争意識を生みだし、さらなる自己研鑽に繋がるという効果も上げている。定期演奏会の演奏の質は間違いなく年を重ねる毎に進歩を示している。これは演奏技術というものが基本的に個人のもので、先達の記述が高いからといって後輩にその技能レベルが保証されるわけではないことを考えると、非常に意味のあるものと評価できる。その向上の要因は各自の目標設定の高さと適切さであり、その各自の進歩をしっかりと受け止めて、適切な内容の教育を授けることのできる教員スタッフの力量があるからである。

音楽研究科（修士課程）

実技系の学生について修士号の取得要件に3種類の設定をしていることは、学生の自主的な意志を尊重する教育方針に沿ったものとして学生にとっても理解されやすい設計になっていると評価できる。自分は演奏技術には自信があるが学力的には不安があるというタイプ、反対に演奏技術に対して常に学年のトップを取る状況ではないが音楽をさらにアカデミックな視点から深めていきたいという向上心に富むタイプの学生など、学生の多様性を増やすことに繋がっている。マスプロ的な教育の場合は、受講者の多様性の増加は教授内容の設定にとって必ずしも好材料ではないが、少人数教育を基幹とする本研究科にとっては多様性こそ重要である。

音楽研究科（博士（後期）課程）

博士（後期）課程の教育内容の効果について何を持って評価するかは、学部や修士課程よりも慎重にするべきと考える。例えば、本研究科の場合、博士（後期）課程の1学年の定員は5名であり、この報告書の作成時点で8期分の修了予定者（40名）がいるはずである。実際には、現時点での学位取得者は15名であり、その割合は37.5%となる。この数字が効果を上げていることを物語るのか、あるいは上げていないことを物語るのかの判断は軽々にはできない。学位取得者がどれだけその能力を活かして社会貢献を出来ているかなども含めて評価すべきであり、また、学位に値しない者にはしっかりとその限界を納得させることも博士課程の務めであると考えており、これは数年というサイクルでは評価できないことである。

② 改善すべき事項

美術学部

基礎講義科目と特殊講義科目については、基礎講義科目が学習・研究の基礎となる概括的なものの見方、考え方、知識を養うことを目的とし、特殊講義科目がより深化させた専門的な学習・研究の場を提供するように設定しているが、教務オリエンテーションなどで履修指導しているにもかかわらず、美術学部の学科目の講義は午前にあ

り、実技授業が午後にあるという授業形態から履修計画を立てる際の選択肢が少なく、授業の内容よりも時間割の都合に合わせて履修登録する学生が見られる。

音楽学部

演奏技能の面における教育効果に対して、教養レベルの教育効果については必ずしも盤石ではない。これは演奏技能として求められるものが高度化してきて、いわゆる演奏の練習に学生各自が割く時間が増大してきていることが一因である。ただ、これらの学生がさらに将来次の段階に上がるためには、自ら問題を設定し、誰も解いたことのない方法でそれを解決するという姿勢を身につけていく必要が出てくるはずで、その際には単に演奏の練習を繰り返すだけではなく、各種の情報を集め、その中から適切なものを拾い上げる選択眼を身につけている必要がある。

音楽学専攻の場合、1, 2年生で基礎教養を固めてから3, 4年生と専門分野の研究室へ配属するという基本的な課程構成は特に問題となるものではないが、それが目的どおりに機能しているかについては反省すべき点が多々ある。そもそも本学部の科目設定は実技系だけが存在した学部時代のもを土台にしており、1, 2年生での基礎が本当の意味で3, 4年生での専門教育にとっての基礎固めになっていない面がある。3, 4年生になって各専門研究室に配属された時点で専門の内容と並行して必要最低限の基礎を学ばせるとというのが実情であり、学生及び教員の負担も増している。

音楽研究科（修士課程）

学部の教育と比較すると、研究科全体に横断的に実施される教育内容という面が薄い感がある。学生の中に専門性を高めることだけに傾注する者が多数見受けられる。単に演奏家や歌手、音楽に関する専門職という立場を目指す場合はそれでも構わないであろうが、音楽家、音楽研究者を目指すためにはより広い視野を専門知識と同時に持つ必要があるわけであり、現状の傾向にはある程度の改善が必要である。

音楽研究科（博士（後期）課程）

音楽研究科の博士像について、指導する側でも明確でなかった点もあり、学位取得のために設けている課題設定の適切性については試行錯誤を繰り返してきた。実技系の学生にとっては、毎年開催することが要求されている博士課程リサイタルで何が問われているのかが見えづらく、何を持ってその合否判定を行うかについても、専攻間の統一が取れていない感がある。音楽領域の学生にとっては音楽学系の学術雑誌の数が少ないことなどにより、ハードルが上がっている側面も見受けられるし、実際には関連する学会は多岐に渡るので分野ごとの文化の違いなども存在し、統一基準の運用という点で困難が生じている。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

美術学部

平成25年度には、美術学部学科教育検討委員会を設け、初年次導入教育(学科教育)

や各専攻の実技カリキュラムと学科カリキュラムの整合性等について検討を行っており、特に学習・研究の基礎となる概括的なものの見方、考え方、知識を養うことを目的とし、併せて大学人にふさわしい総合的教養を身につけるといふ役割も担う学科目の導入教育について意見集約し、検討を進めている。【資料⑫】

音楽学部

基本的な課程設計のあり方としては現状維持で行けば良いはずである。ただし、少人数教育という形態の維持だけで、すべての問題が解消されるというわけではないことを常に認識し、注意深く点検を続けていく必要がある。

音楽研究科（修士課程）

修士論文の執筆の選択については学生の自主的な判断を尊重している。そのため選択した者は熱心に演奏にも学術的な研究にも取り組む姿勢を養成できている。その反面、選択しなかった学生にとって真の意味でそれが正しい選択となっているかについての評価・検証はされていない。結果として、非常に演奏能力が高くなったものの、博士課程を目指すという選択肢を取りにくくなっている側面はある。現状に満足せずに、学生の選択の際に相談できる窓口の設置なども検討したい。

音楽研究科（博士（後期）課程）

音楽系の博士号取得者自体が日本の中では少なく、何が博士号として相応しいものかという人物像は、まだ明確ではない。むしろ、本研究科の出身者たちが、手本となる存在として、社会的な存在感を持てるよう努力すべきであろう。本学が行う将来への発展方策としては、本課程で実施された研究の成果を社会へ広く周知するようなアウトリーチ活動への積極的な取り組みを考えるべきであろう。

② 改善すべき事項

美術学部

午前は学科授業、午後は実技授業という設定から、講義室の活用が午前中に集中することで講義教室が常に不足ぎみであり、また、教室の定員や施設・設備の状況から履修定員を設け、抽選によって履修者を制限している科目もある。カリキュラムの内容や履修方法の改善と同時に、教室の定員や施設・設備など今日的な教育内容・方法に対応したハードウェアの充実も必要不可欠である。

音楽学部

カリキュラム内容の大規模な見直しについては、今まで各種の制約から実施が困難であった。その中でも何よりも大きな要因は、人事管理が京都市の職員の管理形態に倣っていたことから、柔軟な教員構成が困難であったとことにある。これまでも新機軸を打ち出そうとするたびに京都市側の制約により、計画が円滑に実現できないということが繰り返されてきた。しかし、平成24年度から公立大学法人へ移行したことで、大学自らが自主的に判断し、行動できることとなり、課程設計の理想形を考えてから

その実現を目指すことが可能となりつつある。この機会を捉えて、教員構成を含めた課程設計の再構築等の議論を深めていきたい。

音楽研究科（修士課程）

博士（後期）課程には、博士課程特別総合演習という形で全員参加を推奨している演習の設定がある。これと同じように、修士課程の在籍者が一同に介した演習もしくは講義の設定などにより共通意識の形成の機会を与えるなどの工夫を考えたい。

音楽研究科（博士（後期）課程）

前項と共通するものがある。要するに現時点における評価基準が定まっていないことが根本的な問題であり、当面は試行錯誤的な対策を講じていくしかないであろう。特に教員側が持つ博士像の統一感がないことは、学生にとって接する教員毎に言われることに不整合を感じやすい状況である。これについては統一意識を再確認するとともに、本研究科が日本の中に手本を作るという先導役となるという意識を徹底するしかないであろう。

4 根拠資料

- ① 4(2)-1 授業時間割表
- ② 4(2)-2 美術学部履修要項 [既出資料 4(1)-4]
- ③ 4(2)-3 音楽学部履修要項 [既出資料 4(1)-6]
- ④ 4(2)-4 大学院美術研究科履修要項 [既出資料 4(1)-8]
- ⑤ 4(2)-5 大学院音楽研究科履修要項 [既出資料 4(1)-10]
- ⑥ 4(2)-6 大学案内 2013 (p. 50) [既出資料 1-3]
- ⑦ 4(2)-6 大学案内 2013 (p. 51) [既出資料 1-3]
- ⑧ 4(2)-6 大学案内 2013 (p. 54~55) [既出資料 1-3]
- ⑨ 4(2)-7 大学ホームページ<美術研究科・修士課程>
- ⑩ 4(2)-6 大学案内 2013 (p. 56~57) [既出資料 1-3]
- ⑪ 4(2)-8 大学ホームページ<美術研究科・博士（後期）課程>
- ⑫ 4(2)-9 学科教育検討委員会（A, B 部会）議事録（意見集約）

4-3 教育方法

1 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導は適切か。

大学全体

本学では、セメスター制（2学期制）を導入し、学年を4月1日から9月30日の前期と10月1日から3月31日の後期に分けている（学則第13条，大学院学則12条）。

学部における授業形態は、講義科目，演習科目，実習および実技科目に区分している（学則第30条）。授業科目の履修は単位制によるものとし、講義については15時間の講義をもって1単位，演習については30時間の演習をもって1単位としている。実習及び実技科目については、美術学部にあつては45時間，音楽学部にあつては30時間の実習又は実技をもって1単位としている。ただし、音楽学部における個人指導による実技については、5時間以上で別に定める時間の実技をもって1単位とする（学則第31条）。

研究科においては、学生は履修する授業科目の選択及び修士論文又は博士論文の作成等にあたり、担当教員による指導を受けなければならないとしている。（大学院学則31条）【資料①②】

美術学部

ア 単位

授業科目と演習科目は原則として1科目（2単位）で構成することとし、実習または実技科目については、必要とする学修時間に基づき1から8単位をもって1科目を構成している。1単位の履修時間は、教室内の授業，教室外の自学自習，準備をあわせて毎週3時間15週（45時間）を基準として計算する。講義については、週2時間の授業を15週行って2単位，演習科目については、週2時間15週の授業をもって1単位，実技科目については週3時間15週の授業をもって1単位としている。

これらについては、履修要項を通じて学生に説明している。すべての授業科目単位数は学則別表2，4及び6並びに履修要項に示している。【資料①③】

イ 各授業科目の授業期間

セメスター毎に、講義及各授業は1回90分を単位として、週に1コマ行い、演習科目は1回90分を単位として、週に2コマ行っている（体育のみ週1コマ）。各学期は15週及び試験の講義期間を確保し、さらに集中講義を夏期休業中及び冬期休業中に実施している。

ウ 授業を受ける学生数

講義科目の履修生の人数制限は行っていないが、例年最大で約130人，平均すると1講義約40人である。ただし、外国語科目・コンピュータ演習・保健体育科目等の演習科目などは、きめ細かな指導を行う必要性から、人数制限を行っている。

なお、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）において、「3 少人数による密度の高い教育課程の中で、個々のテーマに合わせて課題を設定し、自ら学ぶ能力の習得を目指します。」と示すように、本学は少人数指導を重視しており、各授業の最低開講人数は設定しておらず、どのような授業であっても1名以上の受講者が

いれば全て開講している。

エ 履修科目の登録の上限

履修登録は、1年次から2年次において1 Semester 16単位を上限とする。なお、上限単位の対象となる授業科目は、本学において卒業の要件として履修する学科科目（基礎講義科目、特殊講義科目、共通科目、外国語科目及び保健体育科目）とする。ただし、卒業要件科目でも集中講義として開講する授業科目は上限単位数の対象とはしない、また、総合芸術学科演習科目についても上限単位数の対象科目とはしない。

【資料③】

音楽学部

実技系に関しては、職業音楽家として通用する技能レベルの習得を目指して、妥協を許さない教育方法を目指している。1学年の実技系の定員数が60名（平成26年度から62名）ということから、必ずしも全員が職業音楽家にならなければいけないということではない。しかし、学部入学時点では大半の学生は各出身校において、音楽的な能力においてはトップクラスであり、これらの者に対して、その目指した道を妥協せずに歩ませることを主眼とした教育方法が取られている。自分の限界を設定せず、自分の力を信じ続けられるように促している。実技のレッスンに関しては、すべての学生が少なくとも時間的には均等に個人レッスンを必ず受けられるというのが、本学の実技に関する教育方法の基本である。それはどんな褒め言葉よりも、一人ひとりの学生に自分の可能性を諦めさせない姿勢を産み出すことに効果を持っている。

音楽学専攻はこれとは若干異なる状況にある。音楽に関係すると言いつつも他専攻とは明らかに性格の異なる学術研究を希求する立場であり、1学年の定員が3名という少人数教育という点に関しては共通性を有しているものの、入学してくる学生は必ずしも研究を職業とすることを目的にしていらないし、また、音楽学という分野は研究職の需要も多いものではない。音楽学専攻には音楽に関する美学、歴史学、比較文化学、心理学をカバーする教員勢が揃っており、非常に広範囲から音楽を俯瞰する教育内容となっている。

美術研究科

修士課程では各院生が提出した研究計画書に基づいて、その進捗状況を把握するとともに、制作された作品、論文の指導、評価を行っている。また、特殊演習における研究とゼミについてもその対象となっている。修士審査では、主査、副査（3名）が受け持つ。副査の中には他領域の教員が加わっており、幅広い領域から専門分野を見直すという配慮もなされている。指導教員は、論文指導、作品指導において院生各自の研究計画に基づいて教育、指導を行っており、また、マンツーマンで演習、研究指導と連続して専門教育が行われるため、教育効果はかなり高いと考えている。

博士（後期）課程においては、まずシラバスの中で詳細な研究指導の計画が提示され、それによって「領域研究演習」、「総合制作・理論演習」などの授業が行われる。そして、その計画がどの程度達成され、効果を発揮したかについてのオープンな評価が可能になるよう、院生との個別的な面談など、検証可能な制度が組織されている。必須科目であ

る「造形計画論研究」は、それまでは各専門領域での研究内容のガイダンス的内容であったものを、先に述べたオープンな評価に繋がる授業として刷新され、博士（後期）課程において進捗中の他領域の研究、指導内容を横断的に学び取るための科目としての充実を図っている。

修士課程、博士（後期）課程共に研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導による評価は適切に行われている。

音楽研究科

① 修士課程

基本的には学部での教育方法を踏襲し、より高度のレベルを要求するとともに学生の自主的な取り組みを促すために自由に演奏活動、創作活動、研究活動に費やす時間的な余裕を与える教育方法をとっている。

音楽学は当然のこととして、修士論文の執筆を修了要件としている学生に対しては、毎週、音楽学教員（非常勤を含む）によって論文指導をするために時間を取っており、効率的な時間の使い方を目指している。

実技系の学生には、学部では課題曲に対する試験を実施していたものをリサイタル形式の試験という要求にレベルを上げ、単に練習をしっかりとしたかどうかではなく、舞台としての完成度を問うことを通じて同じ時間のレッスンを受けたとしてもより密度の高い内容を吸収できるような授業としている。

② 博士（後期）課程

各学生は主指導教員以外に副指導教員を主指導教員との相談に応じて決め、異なる観点からの指導を受け、自分自身の姿勢を鮮明にできるような教育方法を採用している。実技系の学生の場合、博士論文の執筆のために論文指導教員というものがこれに加えて付く。

博士課程特別総合演習という演習を置き、特に1年生はここで自らの博士論文の方向性を発表し批判を受けることを通じて軌道修正をすると同時に、主指導教員、論文指導教員、副指導教員と学生の間でのチーム・ワークの構築の一助としている。特に実技系の学生の場合、演奏技術の一層の向上が求められる一方で、論文としてまとめられる研究の推進が求められる。そして多くの場合、実技指導の教員も論文指導教員も学生の努力をそれぞれに費やした時間によって評価してしまいがちで、学生はその板挟みとなってしまう危険性がある。特別総合演習は、良好なチーム・ワークをすることでこの板挟みによる不要な重圧から学生を開放し、論文内容と演奏との程よいバランスを取るための工夫である。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

大学全体

学部・研究科の項目に記載している。

美術学部

本学部の授業概要（シラバス）は、「基本情報」（教科番号、授業科目、単位数、担当

教員、開講期間、履修条件、履修学年・専攻等)と「授業情報」(授業目標、授業概要、授業の内容、評価方法、履修上の注意、教科書、参考書等、その他備考)を共通のフォーマットとして示している。シラバスは、ホームページで公開するとともに、前期授業登録時(前年度後期成績開示時)に冊子として学生に配布している。【資料④⑤】

シラバスの作成にあたっては、P(授業計画・シラバスの作成)→D(授業の実施)→C(授業のまとめ)→A(次年度のシラバス改善)のPDCAサイクルの円滑な実施に繋げることをねらい、全教員が毎学期末の成績提出時に「授業内容・方法の検討(授業のまとめ)」【資料⑥】を作成し提出している。次年度の授業計画・シラバスの作成にあたっては、この「授業内容・方法の検討(授業のまとめ)」をその改善資料に生かせるようにしている。

「授業内容・方法の検討(授業のまとめ)」の作成にあたっては、学生の授業に対する評価や要望等の意見聴取を行い、それを基に作成することとし、意見聴取の方法や評価用紙等については授業の実態に応じて各教員が選択出来るようにした。

なお、学生の授業に対する評価・意見等が「授業内容・方法の検討(授業のまとめ)」に反映しているかがチェックできるよう、学生に公開している。

音楽学部

シラバスについては、平成18年度から明文化したものを作成し学生に配布しており、また、平成22年度からは大学のホームページに公開している。【資料⑤⑦】さらに、毎年その記載内容については具体性をできるだけ増すように教員に努力要請がなされている。

各年度末に非常勤を含む各教員の授業に関する自己点検アンケートを実施し、この中にシラバスに沿った授業をどの程度達成できたかという点検項目を入れることによって、計画的な授業の実施と、学生の実情に合わせたシラバスの調整の流れを作っている。

美術研究科

修士・博士(後期)課程の授業概要には、開講される授業科目の授業目的、授業概要、授業内容、評価方法等が統一したフォーマットで詳しく記載されている。【資料⑧】

修士課程では毎学期始めに、指導教員の指導に基づき履修計画及び研究計画を定め、指導教員に指定期日までに届け出ることになっており、履修要項に示される授業科目及び単位数と併せることで学生が主体となった研究が展開される。

博士(後期)課程においても、研究計画書は学期始めに、研究報告書は学期末に指導教員の承認を得て提出される。研究は博士課程履修プロセスに示されるステップで実施され、授業内容・方法とシラバスとの整合性は保たれている。

音楽研究科

演習や実技レッスンについては、そもそもシラバスの持つ情報量も少なくならざるを得ず、そこに書かれる内容は主に指導者が何を目標しているのかということの表明である。従って、それが十分に到達されたかどうかは非常に主観的な判断となり、判断する主体の数も少ないため、この項目における点検は妥当なものがないと判断する。

それに対して、講義系の科目についてはシラバスに則ってある程度の点検が可能である。しかし、本研究科の場合、ほとんどの講義系科目は学部との併設開講となっているのが実情であることから、学部との差分は単位認定の際のレポートの課題の違いによって実質的に付くように工夫している。【資料⑨】

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

大学全体

単位認定に関しては、学部は学則において「学長は、授業科目を履修した学生に対しては、その旨を認定したうえで、単位を与える」(学則第34条)と規定し、研究科は大学院学則において「学長は、授業科目を履修した学生に対しては、認定のうえで、単位を与える。」(大学院学則第30条)と規定している。【資料①②】

美術学部

ア 成績評価と単位認定

成績評価に関しては、履修規程において次のように規定している。

(評価基準)

第12条 成績の評価は、履修期間中の平常成績、出席状況、試験成績(論文または作品審査による成績を含む。)等を考慮して行う。(履修規程12条)

(評点)

第13条 成績の評価は、AA(90~100点)、A(80~89点)、B(70~79点)、C(60~69点)、D(59点以下)とし、AA・A・B・Cを合格とする。

(試験)

第14条 試験は、学期末に行うことを原則とする。ただし、必要に応じ、適時これを行うことがある。

第15条 不合格科目の再試験は行わない。

第16条 正当の理由により試験に欠席したものが、所定の様式によって願い出たときは見込み点または追試験により評点を与えることがある。ただし、見込み点または追試験による評点は減点することがある。

(科目の修了、単位の認定)

第17条 合格科目に対しては、その修了を認め、所定の単位を与える。

なお、成績評価については履修要項に示しているほか、個別の授業科目における成績評価の方法は授業概要(シラバス)に明示している。【資料③④】

イ 成績評価厳格化の取組

学科目の成績評価は原則として履修期間中の平常成績、出席状況、に加え各学期末の筆記試験あるいはレポートの提出によって行う。

実技科目については、各専攻授業で課せられた提出作品、作品制作過程、出席状況などを総合的に審査して成績評価を行う。そのために、学期ごとに数回の合評会を開く。1課題が終了する毎に1回行うのが慣例で、専攻によって回数は異なるが、多く

て2週間に1度、大半は1 Semesterに2~4回である。合評会には学生、授業担当専任教員、非常勤講師が参加する。学生の各自が提出した作品を口頭による作品説明とそれについて質疑応答が行われる。それ以外にも、中間審査の内容なども評価の要素としている。実技科目においては、専任、非常勤を含む複数の教員が合評会を担当することで、客観的で適切な成績評価に繋がっている。総合芸術学科においては、特にゼミ、卒業論文の評価については、学生担当の教員を中心に専任教員の合議の下に評価している。

また、中期計画に「成績評価基準の検証・改善」として以下を掲げ、FD活動とも関係付けながら成績評価の一層の厳格化への取組を進めている。【資料⑩】

成績評価について、芸術の特性と少人数教育の利点を生かし、個々の学生の目標や到達度を複数の教員により総合的かつ適切に評価・判定する。

また、引き続き成績疑義質問制度を実施するとともに、成績評価基準について常に検証し、必要に応じて改善を行う

さらに、多くの美術系大学では、卒業制作作品の一般公開を実施しているが、本学部では卒業制作作品及び卒業論文のみならず、1年次から卒業年次まですべての学年の進級・卒業作品を、毎年度末に京都市美術館及び本学を会場として展示し、その成果を広く市民に公開することによって評価を受ける仕組みを持っている。

ウ 他大学等で取得した単位の認定

本学は大学コンソーシアム京都に参加し、単位互換を実施している。【資料③】この単位互換は本学にない分野の科目を学んでみたい、いろいろな可能性にチャレンジしてみたい、そしてこれらのことにより自分の専攻を深めたいと考える学生に学ぶ機会を多く与えるとともに、他大学の学生との交流を深め、学生生活をより充実したものにするを目的としている。単位互換包括協定は、平成25年度において、京都地域を中心に本学を含めて50大学・短期大学と締結しており、540科目が提供され、本学からはオンキャンパス科目として17科目、プラザ科目として1科目を提供している。美術学部でも積極的にこの制度を利用し、2年次から履修を認め、単位認定は本学音楽学部で履修した科目と合わせて12単位までとしている（履修規程第19条）。

なお、履修科目は本学の講義に支障のないことが前提であり、本学の登録科目（学科および実技）と二重登録にならないよう、また、受け入れ大学の負担となるので、途中で授業放棄とならないよう注意を促している。

さらに、カナダのノヴァスコシア大学(NSCAD)と3ヶ月間の交換留学を行っており、専門実技に関しては単位互換を認めている。【資料⑪】

エ 入学前の既習単位認定

入学以前に他大学で履修した科目および修得した単位の認定については履修規程に以下のように示している。

第19条 入学前に履修した科目及び修得した単位の認定については、次の範囲内で

行うことができる。

- (1) 本学の基礎講義科目に相当する科目 16 単位まで、ただし自由選択科目とする。
- (2) 外国語科目 4 単位まで
- (3) 保健体育科目 2 単位まで

なお、この認定は、教務委員会の議を経て行うものとする。

なお、他大学等で取得した単位で認定された単位数と合わせて 30 単位を超えないものとしており、これは卒業所要総単位数のほぼ 1/4 である。【資料③】

音楽学部

成績の評価判定基準は、AA (90～100 点)、A (80～89 点)、B (70～79 点)、C (60～69 点)、D (59 点以下) の 5 段階で、AA・A・B・C を合格とし、D 判定の場合は単位を認定しない。成績の評価及び表示は 100 点法により行い、60 点以上を合格とする（音楽学部履修規程第 13 条）。【資料⑫】また、出席点以外に期末試験、レポート提出などによって成績判定をする科目についても、試験成績によらず出席数が開講日数の 2/3 を切った場合には、単位を認めないこととしている。

実技系の成績評価はどうしても判定者による主観的評価に頼らざるをえないわけであるが、試験演奏には専攻の複数の教員で判定するという体制を敷くことで独善的な評価が介入する余地を極力減らしている。

学生には、各学期の成績開示に対して疑義がある場合、それを申し出る権利を認めるとともに、各教員はその疑義に適切に回答し、必要な場合は判定の変更ができるようにしている。

美術研究科

修士課程では学期ごとに研究計画書と報告書の提出を義務づけ、作品内容とともに各学生の研究成果を確認する評価要素としている。修士号のための修了審査は、主査 1 人及び副査 3 人が行い、副査のうち 1 名は専攻外の教員であることが定められている。また、審査された作品は、修了制作展での公開が義務づけられている。修了審査に、専攻外審査員を加えていること、修了作品および論文の公开发表の機会を設けていることは、大学院修士課程学生の資質を検証するための適切性、透明性、公平性を確保するうえで意義がある。

博士（後期）課程でも学期ごとに研究計画書と報告書の提出を義務づけ、作品内容とともに各学生の研究成果を確認する評価要素としている。「総合制作・理論演習」では他領域の教員も参加したゼミが実施されるが、そこではきめ細かな指導やアドバイスが為され、本審査に向けての厳格な成績評価が行われる。博士学位授与のための本審査では、学生、教員のみならず学外の人でも参加できる公開審査を義務づけており、博士（後期）課程の学生の資質を検証するための適切性、透明性、公平性を十分に確保していると考えられる。大学院美術研究科履修要領にはこれら成績評価と単位認定に関わる評価方法・評価基準は明示されている。

音楽研究科

① 修士課程

修了要件とする単位数も少なく自主的な研究姿勢が問われるのが修士課程であるが、基本的には学部における成績評価ならびに単位認定のあり方を踏襲しており、違いは修士課程として相応しいレベルにあるかどうかという基準である。

② 博士（後期）課程

修士課程以上に単位認定を受けなければならない科目は減少する。博士（後期）課程の場合、むしろ最終的に学位を認めるか否かという学位審査のあり方がこの項目で点検すべき事項であろう。学位審査はまず候補者試験を通過することによって、その翌年度以降に審査請求をする権利を取得する。審査請求は予備審査、本審査の2段階となっており、予備審査通過後においては、本審査は最大2回までとすることとしている。予備審査以降は論文や演奏の内容に応じて、外部からの論文審査員、学位申請リサイタル審査員を招聘して適正な審査を実施する体制を持つ。また、予備審査の受審要件として博士論文の内容の軸となる研究成果について公表することを課している。

【資料⑬】

博士論文研究ともなると専門性が高いため、その真の価値について内部の判定者だけでは判断しきれない面があり、外部に対して公表することで外部からの反響を参考とするためである。特に学術系の音楽学領域の学生については必ず査読付きの論文を1本以上執筆していることを要件として、実際にその研究領域で研究者として認められているかどうかを客観的に担保することとしている。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結び付けているか。**大学全体**

教員支援（FD）委員会を設置し、組織的に授業内容・方法を改善し、向上させるための取組を行っている。

本学は小規模な大学であり、大学独自での授業内容・方法を改善研究には限界があるため、大学コンソーシアム京都 FD フォーラムの参加など外部のセミナーなどへの参加を進め、そこで得たノウハウを学内のFD活動に活かすようにしている。

美術学部

本学部のFDの主な活動はFD講演会の実施及び「授業内容・方法の検討（授業のまとめ）」による授業改善の取組である。**【資料⑥】**

FD講演会については、平成20年度から22年度は他大学から外部講師を招聘し高等教育の質の保証に関わる授業改善等に関する講演会を実施してきた。

中期計画において、FDの取組目標を以下のように掲げている。**【資料⑩】**

中期計画（抄）

- 1 教育に関する目標を達成するためにとるべき措置
 - (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
 - ア FD（大学教員の教育能力を高めるための実践的方法）の取組の充実

FD 委員会による研修等の取組に加え、関係機関や他大学との連携による指導、教育方法の研究など、芸術教育の特性を踏まえた FD の取組を充実する。

平成 23 年度以降は、五芸術大学（東京藝術大学、金沢美術工芸大学、愛知県立芸術大学、沖縄県立芸術大学及び本学）体育・文化交歓会等研修の機会に実施する FD 交換会への参加や、他芸術系大学からの外部講師を招聘した芸術大学における FD 講演を実施しその取組の充実を図っている。

学生による授業評価については、これまでに実施した学部の実技基礎授業と一部学科授業の評価結果から以下の 2 点を検討課題とした。

- 授業評価のための授業評価ではなく、P(授業計画・シラバス作成)→D(授業の実施)→C(アンケート・授業のまとめ)→A(シラバス等の改善)の PDCA サイクルの円滑な実施に繋がる必要がある。
- 本学の特色でもある、多様な授業の形態・受講人数等の実態から、同一の評価質問紙では適切な評価が出来ないため、シラバスに基づいた複数の調査用紙を準備する必要がある。

この結果、平成 20 年度以降は毎学期の終了後に各教員が「授業内容・方法の検討（授業のまとめ）」を作成することとした。この「授業内容・方法の検討（授業のまとめ）」の作成にあたっては、必ず学生の授業に対する評価や要望等の意見聴取を行うこととし、それを基に作成することとした。また、意見聴取の方法や評価用紙等は授業の実態に応じ、各教員が選択出来るようにした。なお、学生の授業に対する評価・意見等が「授業内容・方法の検討（授業のまとめ）」に反映できているかをチェックする機能として、「授業内容・方法の検討（授業のまとめ）」を平成 21 年度から学生に公開している。

さらに、各専攻の授業のまとめとしての合評や合同演習は、原則として他専攻の学生・教員にも公開をし、授業公開として位置付けている。ただし、合評や合同演習等の日程の周知が不十分のため実際に他専攻の学生・教員の授業参観は少ない。今後さらに、周知の方法等に改善が必要である。

音楽学部

FD 委員会を設置して定期的な検証を実施する体制はある。ただし、その開催は全学的な FD 委員会との同時開催に限定された状態であり、学部独自の開催はほとんどできていない。教育課程・内容・方法に関する問題として何らかの支障が生じた場合は教務委員会で従来取り上げてきており、こちらについては隔週での開催を原則としている。全国的な FD への取り組みは従来から存在してきた教務委員会がカリキュラムの作成やシラバス作成などの言わば表層的な作業だけに終わり、検証とその結果のフィードバックという役割を担いにくいかったことへの反省から提唱されてきたものと理解する。その意味において本学部における教育のあり方については、組織としての不備を深刻に感じたことがない。特に本学部では常勤教員数が 24 名と少数であり、教務委員とは別に FD 委員を持つことの意味を理解できないというのが率直な感想である。

FD 的な取り組みとしては各学期の終了時に教員各自に自分の授業に対して、自分自身で点検を促すようなアンケート調査を非常勤講師も含めて実施している。その結果に基づいて何らかの指導を行うことは現在までしてはいないが、それを提出しているという

ことだけでも教員側には授業改善を緩やかに意識できるようになっている。

提供している科目の内容が現在の学生にとって適切であるかどうかについて、その質の部分については教員各自の資質に委ねる部分が多く、FD的な取り組みでの質の向上は大きくは期待できない。特に芸術教育の場合は、人と同じことを繰り返しては芸術の質は向上しない。そのためには授業の内容や教授法についても教員独自の独創性が見出されるものでなければならない。FDにありがちな弊害は高く評価される授業法を表層的に真似てしまうという面にある。本学部の場合、少なくとも常勤の教員は独創性に溢れるからこそ、現在の位置を占めているわけであり、大半の常勤教員については各自の良心を信じ、それぞれの責任を明確にする姿勢を持つことによって適切な検証が継続されるはずと考えている。

また、授業については常勤教員の講義系のものはその大半が他教員も参観可能としており、また演奏のレッスンについても参観日を指定した形で参観可能とすることにより、他者の教授法などに対して自主的な研究をする機会を与えている。

美術研究科

修士課程では、学部と同様に授業アンケートやFD活動が定期的実施され、授業の内容および方法の改善が図られている。

音楽研究科

① 修士課程

修士課程については、基本的に学部における現状と同様である。

② 博士（後期）課程

博士（後期）課程は修士課程以上に専門性は高まるが、副指導教員や論文指導教員という主指導教員以外の者が一人の学生の指導に加わることで開かれた点検体制が持てるようになっている。さらに博士課程特別総合演習の実施は、博士課程指導教員にとって自分が直接指導に携わっていない学生たちの進捗状況をチェックする機会としても機能している。

2 点検・評価

● 基準4-3の充足状況

履修単位、成績の評価について履修規程に定めるとともに、授業科目の目標や評価方法等を授業概要（シラバス）に明確に記載することで、学生の学修意欲の促進につなげている。また、毎学期に授業科目ごとに「授業内容・方法の検討（授業まとめ）」を作成し、それを教育研究指導の改善資料として活用するとともに、定期的な授業概要（シラバス）の検証・見直しに役立っている。加えて、FDフォーラムやセミナーへの参加、外部講師によるFD講演会の開催、五芸術大学とのFD交換会の実施など、まだまだ課題はあるものの、着実にFD活動の幅を広げている。これらのことから、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

美術学部

単位互換のメリットにより、本学部において不足しがちな科目について学ぶ機会を与えており、音楽学部での受講や他大学での受講により豊かな教養を身に付けている学生も少なくなく、教育の質の向上に役立っている。

授業概要（シラバス）については教務委員会で内容についての検討を重ね、全ての授業で記入が必要な事項と、各授業の特色に応じて選択的に記入する項目を整理した。また、個々の授業内容だけでは理解しにくい実技の各専攻の履修の流れ、外国語科目や教職課程の内容と履修方法については、それぞれがガイダンスのページを作成して、シラバス該当ページの前に挿入した。さらに、シラバスに記載した事項と実際の授業との関係を、毎学期末に「授業内容・方法の検討(授業のまとめ)」の1項目として評価し、次のシラバス作成時に活かせるように改善した。

音楽学部

少人数の教員による少人数の学生の教育という点は、本学部のなによりの特徴である。課程設計、シラバス設計などに優先して、この伝統による教育効果が卒業生の実力の底辺を押し上げていると自負している。音楽芸術の場合、ともすればメディア等に取り上げられることで演奏内容や作品の質とは異なる次元での評判に眼が奪われる傾向がある。その意味では本学部の活動は比較的地味であるかもしれない。しかし地味であっても上質なものを提供しており、単にトップが目立ってそれ以外は普通という感じではなく、どの学生をとっても真摯で基礎力に裏打ちされた演奏ができるレベルに到達しているのは、いつも見られているという意識が4年間の間に持続されるからである。さらに教員の側も同様である。担当する学生が少ないが故に、輩出する学生の平均レベルが教員の実力を明確に反映しており、FDなどの意識的なシステムを導入するまでもなく評価が分かりやすくなっている。

音楽研究科（修士課程）

高度な専門教育という観点に関して、実技系は着実に効果を上げている。修士課程修了者の実技技能はここ数年で着実に上がっている。学生も満足度も高いと認識している。

音楽研究科（博士（後期）課程）

博士課程特別総合演習の実施をすることによって、学生はそれぞれの指導教員以外の教員からのコメントを受けることができ、また、他の博士課程の学生との意見・情報交換が可能となっていて、個人レベルでの視野の狭い研究になりがちな博士課程教育の弱点を補う機能が持っている。

② 改善すべき事項**美術学部**

美術学部の学科目の講義が午前にあり、実技授業が午後にあるという授業形態から一般の大学の授業形態に比べて特殊な状況にあり、本学の学生が他大学に行く場合も、

他大学の学生が本学に来る場合も、これらの理由により、授業の選択肢が少ないのが現状であり、本学の学生は集中授業に偏りがちである。

しかしながら、上記のような問題点が残されてはいるが、単位互換をスムーズに行えるようにすることで、本学部独自の教育的効果が犠牲になるのでは本末転倒である。したがって、根本的に授業形態を見直す議論は行われていない。

音楽学部

「効果が上がっている事項」で挙げている点の裏側の側面として、確かに組織的な取り組みについての最低限のチェック体制を用意しておく必要はある。基本的に現在の少人数体制の場合は一人ひとりが見えやすく、教員の自己浄化能力があることを前提としている。言わば性善説に則った体制である。このような体制の最大の弱点はその前提が崩れた場合の修正能力の欠如にある。特に公立大学の場合、常勤教員だけでなく非常勤教員の場合も、仮に何らかの問題点の存在が露呈しても配置転換という枠も少なく、ましてや解雇、契約の打ち切りなどの大鉈を振るうことが困難である。そのような場合は、学生に対する不利益を最小限度の留めるためにカリキュラムの編成替えや教員の再教育などの措置を講じる必要が出てくるはずであるが、それらの危機管理体制に関しては不備な点が存在する。

音楽研究科（修士課程）

今の状態は実技重視という方向への偏りを示しているとも言える。その結果として、博士（後期）課程を設置したにも関わらず、学内からの博士進学者、進学希望者の数はあまり多くない。音楽再生技術が高度に発達した今日を考えると、実際に音楽家による生演奏が必要とされる状況は確実に減少しており、その状況での生演奏に求められるものは技術力だけはカバーできない。さらに言えば、求められた演奏を単にこなすということでは道は開かれず、自らがこの時代に相応しい演奏会のあり方の提案を行うことが出来る知的能力が、これからの音楽家には要求されるはずであり、そのための知恵を授ける教育にはよりいっそう力を注ぐべきと考える。

また、音楽学専攻についても修士課程が博士課程のためのステップとしてバランスよく機能しているとは見なせない面もある。学部で音楽学専攻ができて以来、学部から修士を経て音楽学領域の博士課程に進学した者は1名に留まっている。

音楽研究科（博士（後期）課程）

学生によっては指導教員とのコミュニケーション不足などが一因となり、在籍している時間の有効活用度が低くなってしまっているケースも発生している。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

美術学部

授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究として、五芸術大学（東京芸術大学、金沢美術工芸大学、愛知県立芸術大学、沖縄県立芸術大学及び本学）に

よるFD交換会や、他芸術系大学からの外部講師を招聘した芸術大学におけるFD講演を実施しており、学内だけの検討にとどまらず、他大学の様々なアイデアも参考に、美術系学部としての特性を踏まえたシラバスの記述内容や授業の履修方法など、具体的な教育方法の工夫改善を進めていく。

音楽学部

本学部が貫いていた少人数教育の基調についてはおれずに持続するべきと考える。少人数教育による弊害が起こらないように、共通科目などによる学生の意識の向上と共有とのバランスを取りつつ、この特徴を更に良質な方向へと伸ばしていきたい。

音楽研究科（修士課程）

修士のレベルになると、欧州を中心とした海外での経験を積ますことの有効性も出てくるので、留学制度などの整備をさらに推進していく。

音楽研究科（博士（後期）課程）

博士課程特別総合演習の開催を現状よりも増やすことによって、学生各自の研究状況に合わせた指導をすることができるはずである。ただし、学生と博士課程指導教員が一同に集まる機会を作ることが困難な状況にある。これは学生の中に社会人がいることや博士課程指導教員全員の日程調整が困難であるためである。これに対応する方策としては、例えば物理的な移動が制約となる場合はインターネット会議システムなどの導入などによって「不在」が理由となって開催できない回数を減少させることなども可能と考えている。

② 改善すべき事項

美術学部

学科教育検討委員会において、学科目の導入教育として「基礎学科（仮称）」の新設を検討するなど、カリキュラムの改革を進めている。このカリキュラム改革においては、学生の授業の選択肢を増やすため美術学部の学科目の講義が午前、実技授業が午後という現行の授業形態に対しても改善の余地が無いか検討する必要がある。

音楽学部

教務委員会を中心として授業内容の定期的なチェック、抜き打ち検査などの実施を考えて、教員各自が緊張感と責任感をさらに持った教育姿勢を徹底していきたい。

音楽研究科（修士課程）

修士課程に至るまでの間に学生が自分の将来の方向性について真剣に考える姿勢を養成し、その判断に必要な材料を学部時代からガイダンスの実施などで授与するなどの工夫を考えたい。実技系の学生の大半の夢は独り立ちした演奏家として生活していくことであり、学部入学時は社会環境の厳しさがそれほど意識できずにおり、学部時代における演奏技量の向上が順調であるほどその甘い夢を持ったまま修士課程に進学

する者も多いと考えられる。修士課程として本格的な演奏活動の機会も増えるに連れ、社会環境の厳しさが次第に分かるようになるが、それから気がついて演奏技量だけでなく、論理的な思考能力を身につけようとしても遅きに失しているわけであるので、より早い時点で将来を見越した取り組みをさせておけるような改善が必要である。音楽学専攻について言えば、修士課程の問題というよりは、既に学部頃から本格的な学究的な進路に適切な人材の採用が思うようにできていないことが問題の核心であるとする。学部入試の見直しなどによって対応を図っていく。

音楽研究科（博士（後期）課程）

まず各学生の権利意識を高めることが得策だと思われる。音楽系の学生の場合、指導教員に対する遠慮や気兼ねの程度は、平均して一般的な学術系のレベルよりは高い傾向がある。それもあり、博士（後期）課程の学生は、まだ学位こそ無いものの研究者としての立場としては教員と対等のものであるとの意識が低く、教員の指導内容に納得していない場合も反論なりをしないため、最終的な段階、つまりやり直しが効きにくい段階になって問題が露呈するということが生じているようである。各教員にも指導方法の工夫を求めることは当然だが、実際にその方法が適切かどうかの判断ができるのは各学生であり、そこからの発信がなければ適切性の判断は不可能であるので、そのような発信を円滑に可能であるようにするための基礎教育とシステム作りをする必要がある。

4 根拠資料

- ① 4(3)-1 京都市立芸術大学学則 [既出資料 1-1]
- ② 4(3)-2 京都市立芸術大学大学院学則 [既出資料 1-2]
- ③ 4(3)-3 美術学部履修要項 [既出資料 4(1)-4]
- ④ 4(3)-4 美術学部授業概要（シラバス） [既出資料 4(1)-5]
- ⑤ 4(3)-5 本学ホームページ<シラバス> [既出資料 4(1)-16]
- ⑥ 4(3)-6 授業内容・方法の検討（授業まとめ） [既出資料 3-23]
- ⑦ 4(3)-8 音楽学部授業概要（シラバス） [既出資料 4(1)-7]
- ⑧ 4(3)-7 大学院美術研究科授業概要（シラバス） [既出資料 4(1)-9]
- ⑨ 4(3)-9 大学院音楽研究科授業概要（シラバス） [既出資料 4(1)-11]
- ⑩ 4(3)-10 公立大学法人京都市立芸術大学中期計画 [既出資料 2-3]
- ⑪ 4(3)-11 本学ホームページ<国際交流>
- ⑫ 4(3)-12 音楽学部履修要項 [既出資料 4(1)-6]
- ⑬ 4(3)-13 大学院音楽研究科履修要項 [既出資料 4(1)-10]

4-4 成果

1 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

大学全体

本学の学則及び大学院学則に教育目標として示す「文化の向上や発展に寄与する」とは、大学の教育成果が学生を通じて社会に還元されると言うことである。【資料①②】このため、卒業後の進路は大学にとって重要な意味を持ち、学生に芸術に関わる幅広い視野と専門的な知識、柔軟な思考力と独自の発想力、自己の主題を実現する表現手法を習得させ、社会に送り出すという社会的使命と責任を果たすことが求められている。

卒業後の芸術活動など、芸術分野に係る進路は、一般的な進路指導とは異なる取組が必要である。このため、本学は、在学生のみならず卒業生も対象に、一人ひとりの状況に応じた長期的支援を行うことを目的として、平成24年度に「京都芸大キャリアアップセンター」を設置した。これは中期計画に掲げる重点目標の一つとなっている。当該センターには専門スタッフを配置し、教職員と協働で学習支援、進路支援、就職支援及び芸術家へのキャリアサポート等の総合的な取組を行う体制を構築している。【資料③】

美術学部

過去5年間の美術学部の入学者数に対する卒業生数（学士学位授与者）の割合を「根拠資料④」に示す。【資料④】これによると、年度ごと及び専攻ごとのばらつきを無視すると5年間の平均で約94.1%となっている。入学者の9割以上の学生が最終的な学士号取得に結びついていることは、入学者の期待を裏切らない教育の質を保っていることを物語る。各授業の教育効果の測定（学生の受講状況、成績評定の分布や受講者と単位取得者の割合など）については、「授業内容・方法の検討（授業のまとめ）」の作成によって各教員が行い、それを取りまめる教務委員会において一定の検証を行っている。

卒業時における全学的に統一した学生による自己評価調査は実施していないが、各科専攻の特質に応じ、作品ポートフォリオの作成、卒業作品合評の実施など学習成果を確認する機会を設けている。

なお、卒業生から在学時の教育内容、教育方法を評価する仕組みについては、現在のところ導入していない。

音楽学部

次の表は、過去5年間の学部定員数に対する卒業生（学士学位授与者）の割合を「根拠資料⑤」に示す。【資料⑤】これによると、年度ごと及び専攻ごとのばらつきを無視すると5年間平均で95%となっている。本学部の場合、定員を上回っての入学許可はごく少ないので、定員数はそのまま入学者数と読み替えて差し支えない。9割以上の学生が最終的な学士号取得に結びついていることは入学者の期待を裏切らない教育の質を保っていることを物語る。

また、「根拠資料⑥」は卒業生全員に対して、平成25年度に実施した就労状況に関するアンケート調査結果である。【資料⑥】アンケート用紙の発送件数は「2,807件」で、

回収率は「16.9%」である。これを見る限り、卒業時期の初期の卒業生（すなわち既に定年等を迎えている卒業生）を除けば、8割以上の卒業生はアルバイト的な仕事を含めて何らかの収入を得ているという実状が伺える。最も若い世代の未就労率が高くなる傾向があるが、卒業後しばらくは音楽家としての技量のさらなる向上を測って大学院や海外での勉強・研鑽に当たろうとする者が多いからと分析する。就労していると答えた者の職種としては、約8割が音楽関係の職業に就いており、本学部での教育成果を社会へ還元している実態が浮かび上がった。

最近5年間のコンクール等の受賞者を「根拠資料⑦」に示す。**【資料⑦】**これは本人から大学に受賞結果を申し出たもので、さらに公開することを本人が希望したものに限定して示したものであり、実数はこれをさらに上回ると考える。コンクール等での競争力もこの資料が示すように高いと判断できる。

学部のもっとも一般にわかりやすい成果は定期演奏会である。その観客動員数は「根拠資料⑧」に示すとおりであり、ここ数年は高い数値を上げており、聴衆からの評価も高いものになっている。**【資料⑧】**

美術研究科

修士課程の13の専攻細目は、学部との連続性を十分に保持しつつ、高度な専門性をそなえた教育課程である。必要とされる教員組織、事務的支援体制は十分に整備されており、「独創的で多様な研究を背景に、幅広い視野の下に専門性を深め、もって高度な創造・研究能力を有する人材を養成し、国内外の芸術文化に貢献する」という修士課程の目的に対して適合するものと判断している。本課程では各院生の研究計画書に基づいて、その進捗状況の把握をするとともに制作された作品、論文の指導、評価を行っている。また、特殊演習における研究とゼミについてもその対象となっている。修了審査では主査及び副査（3名）が受け持つが、副査のなかには他領域の教員が加わり、幅広い領域から専門分野を見直すという配慮もなされている。指導教員は、論文指導、作品指導において、院生各自の研究計画に基づいて教育・指導を行っており、マンツーマンで演習、研究指導と連続して専門教育が行われるので教育効果はかなり高い。学期ごとに研究計画書と報告書の提出を義務づけ、作品内容とともに各学生の研究成果を確認する評価要素としている。学生による授業評価については授業アンケートに依って行われている。

博士（後期）課程の14の専攻細目は、学部・修士課程との連続性を保持しつつ、独自の高度な専門性をもそなえた教育課程である。必要とされるスタッフ、設備、事務的支援体制は十分整備されており、「専門分野についての理論的な考察と実践によって次世代を担う芸術家及び研究者を養成し、また高度な創造と研究を通して、国内外の芸術文化に貢献する」という博士（後期）課程の目的に対して適合するものと判断している。本課程においては、発足後13年を経て、すでに68名の課程博士及び2名の論文博士を送り出しており、その多くは美術界の第一線で活躍している。**【資料⑨】**

音楽研究科

① 修士課程

定員に対する修士号取得率の過去5年間の推移とその平均を「根拠資料⑩」に示す。

【資料⑩】過去5年間平均103%という数字は、定員を上回って学生を受け入れた年度があるためであるが、基本的に修士課程への進学者はほぼ全員が修士号の取得に結びついていると言える。

学部の定期演奏会に対して、修士課程では大学院オペラという研究成果発表の場を設けている。これは声楽専攻生がいわば主役ともなる舞台であるが、オーケストラについても修士課程の学生が中心に構成されている。ほぼ例年、会場が満席になるほどの盛況を示している。また、歌詞はすべて原語で行うというものである。本研究科の学生数は舞台を構成する上でもギリギリの数であり、選抜チームで能力が特別に高い者だけが舞台に立つというものではなく、学生個々人の能力レベルが一定以上の水準に達していることを示す舞台となっている。

② 博士（後期）課程

博士課程進学者の内、過去5年間の平均学位取得率は52%となっている。これは平成19年度の全国平均69.8%、その年度の芸術系の71.1%を若干下回るものの、人文科学の28.3%、社会科学の46.9%を上回り、基本的には平均的なレベルでの学位取得を達成していると言えよう。

（2）学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

大学全体

本学では、「4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」の「1 現状説明」の（1）において述べた要件を満たした者について、卒業・修了認定を行い、学位を授与するものとしている。学位の授与については、京都市立芸術大学学位規程に基づき、学位の授与が行われる。【資料⑪】

美術学部

本学部を卒業した者に、学士（美術）を授与することとしている（学位規程第3条）。なお、卒業認定の方針はホームページ等で公表し、卒業要件については履修要項に掲載し、学生への周知を行っている。【資料⑫⑬】

卒業認定にあたっては、教務委員会が卒業判定原案を作成し、教授会が卒業判定を行っている。また、美術科、デザイン科、工芸科においては、本学卒業の必修条件として、卒業制作2単位を課し、総合芸術学科においては、卒業論文を8単位課しているが、これらの評価については、指導教員単独の評価では無く、必ず複数の教員による卒業審査を実施している。

さらに、これらの卒業制作作品及び卒業論文は、毎年度末に京都市美術館及び本学会場として実施している作品展において展示することを義務づけ、その成果を広く市民に公開することによって評価を受ける仕組みを持っている。【資料⑭】

音楽学部

学士号の取得率は95%となっている。そのために必要な単位数と必修科目は、専攻ごとにその専攻の特質を出すべくきめ細かく設定されている一方、全専攻共通で必修としている科目の設定によって、本学部の卒業要件として最低限満たす内容と質を確保して

いる。【資料⑮】

単位の認定については、学科系は試験、レポート及び出席要件（開講コマ数の 2/3 以上の出席）によって判定される。

実技系の科目については、単位認定に係る演奏の評価という、いわば判定者の主観的な判断に頼らざるを得ない部分があるが、この場合も複数の判定者間での評価を実施し公平性を保ち、なるべく客観性を増やすような努力をしている。

また、成績開示後、判定結果に対して疑義を覚える学生は、教務学生支援室教務担当を通じて担当教員に対して質問ができる制度を導入しており、学生と教員の間だけの密室的な状況に陥らないように工夫している。

美術研究科

修士学位授与は「京都市立芸術大学大学院学則」「京都市立芸術大学大学院美術研究科規程」および「京都市立芸術大学学位規程」に基づき行われる。【資料⑯】修士学位は、定められた単位修得と提出された修了作品または修士論文についての審査に基づき、大学院美術研究科研究科委員会の決定を経て授与される。なお、修士号のための修了審査は、主査 1 人、副査 3 人が行い、副査のうち 1 名は専攻外の教員であることが定められている。また、審査された作品は、修了制作展での公開が義務づけられている。修了審査に、専攻外審査員を加えていること、修了作品および論文の公開発表の機会を設けていることは、大学院修士課程学生の資質を検証するための適切性、透明性、公平性を確保するうえで意義がある。

博士（後期）課程においては、第一次予備審査（2 年次）、第二次予備審査（3 年次）および本審査の 3 段階の審査を行うが、第一次と第二次の予備審査は「総合制作・理論演習」のゼミを通じて他領域の教員も参加して実施される。この評価は、研究科委員会において、主任指導教員が所見と評価を公表し、承認を得た後、通常と同じ時期に成績開示を行う。本審査の願書受付は 11 月初旬に行い、各々の申請者に対して、主査、論文主査、副査 3 人（最低 1 人は他領域ないし学外者含む）の計 5 人による審査委員会を構成し、審査委員会のメンバーは研究科委員会の承認を受ける。本審査は 12 月初旬に実施され、学生による論文および作品展示と公開審査におけるプレゼンテーションと口頭試問が行われる。審査委員会は特別研究科委員会において審査結果（所見）の報告を行い、質疑に応じ、後日、研究科委員会を開催し、審査委員会の審査結果に基づいて、博士（後期）課程修了認定（学位授与）に係る合否を議決する。なお、合格の議決には構成員の 3/4 以上の出席と、その 2/3 以上の賛成を必要とする。学位授与の最終判定は 12 月中旬に議決される。博士学位授与のための本審査では、学生、教員のみならず学外の人でも参加できる公開審査を義務づけていることから、博士（後期）課程の学生の資質を検証するための適切性、透明性、公平性を十分に確保していると考えられる。

音楽研究科

① 修士課程

定員に対する修士号取得率は 103%となっている。修士では学部より高度なレベルでの演奏および修士論文のための研究の達成により修士号を認めている。

② 博士（後期）課程

定員に対する博士号取得率は53%となっている。演奏領域の学生の場合は、各学年に実施する博士課程リサイタル、最終学年における学位申請リサイタル、博士論文の審査にすべて合格した場合に博士号が認められる。音楽学領域の学生については、基本的に博士論文の審査のみが博士号取得の要件となるが、予備審査を受けるまでに博士論文の内容の核となる研究について、学術雑誌に査読付きの論文を最低1編刊行(再録決定でも可)しており、また、関係学会で研究発表を最低1回実施することを条件としている。これにより学内のみの基準ではなく、社会的にもその研究内容が認められる存在となることを博士号の要件としている。【資料⑰】

2 点検・評価

● 基準4-4の充足状況

履修規程等において卒業・修了に必要な単位要件を明示し、学位規程において学位授与条件や学位論文等審査等に係る事項を定めている。

本学の教育目標は、最終的にはその成果が社会に還元されることである。そこで、美術学部及び美術研究科においては毎年度末に京都市美術館及び本学を会場とした作品展を開催し、音楽学部は年3回の定期演奏会、音楽学部修士課程では大学院オペラを開催することで、教育成果を広く市民に公開し、その評価を受ける仕組みを取っている。また、就職支援や芸術家へのキャリアサポート等を行う「京都芸大キャリアアップセンター」を設置し、在学生のみならず卒業生も対象に、一人ひとりの状況に応じた長期的支援を行う体制を構築したことも、成果の社会還元として位置付けられることから、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

美術研究科

修士課程の各専攻は、学部との連続性を十分に保持しつつ、高度な専門性をそなえた教育課程であり、近年、特に学部から修士課程に進んで更に高度な研究を継続したいと志向する学生が増加している。それを受けて、専攻細目毎に受け入れ定員の見直しを実施し、平成26年度の入試から、絵画専攻は24名から26名へ、デザイン専攻は6名から9名へ、工芸専攻は12名から13名へ、計6名の定員増を実現した。

音楽学部

定期演奏会については演奏レベルも年を追う毎に高くなってきており、それを裏付けるように入場者数も年々増加している。学生にとっても自分たちの日常の鍛錬の成果を世間の人にも披露し評価してもらえ絶好の機会となっている。

定期演奏会以外でも専攻ごとの演奏会も随時開催され、またそれらの中には「響・都プロジェクト」という名前でのシリーズ性を持たせて相互活性化を図っている。学部レベルでこのような発表の機会を大半の学生が得る機会は少人数の音楽学部ならではのことであり、学生各自にとっても励みになっている。

音楽研究科（修士課程）

学部の定期演奏会と同様の意味で、大学院オペラの開催についても内容に対して高い評価が得られ、観客数も高水準を保っている。また、コンクール等での受賞も多数に及んでいる。

音楽研究科（博士（後期）課程）

定員に対する博士号取得率の数値は妥当な値であると考えられる。また、コンクールでの受賞だけでなく、音楽学系の学生もしくは博士号取得者による学会等での受賞数も相当数ある。

博士号取得者の中には日本学術振興会の特別研究員に採択されたものもある。また、大学等でのポストが少ない中、5名を大学でのポスト（教員、研究員）として社会に出ている。

② 改善すべき事項**音楽学部**

演奏技術の向上が時として学科系の軽視につながってしまっているケースが見受けられる。確かにいくら頭で理解できていても、それを表現する能力が欠けてしまっただけでは本末転倒であるが、表現すべきものを自分で作れないのでは聴衆に訴える力も無くなってしまいうわけで、適度なバランスが必要である。

実技系の学生の研鑽成果の発表のしやすさに対し、音楽学系の学生の場合は、学部レベルでの到達度に歴然とした差が生じてしまう。これは教育の内容上仕方ないことではあるが、同じ学部内の専攻として音楽学専攻の学生が圧倒されてしまっている雰囲気があることは改善すべき点である。

音楽研究科（修士課程）

学生が修士課程に在籍する間の意識の持ち方が若干曖昧である。多くの学生は学部時代の教育効果では満足が出来なかったり、音楽家としてまだまだ未熟であるという自覚から修士課程に進んでくる。実技系の学生の場合は、かなりの割合で演奏能力の向上を修士時代に期待し、教員側もそこで演奏能力の伸びを示した者を高く評価する。そして、その高く評価されたものの中から博士課程への進学希望者が出てくるが、博士課程で求められる論文執筆のための研究能力というのが置き去りにされて演奏技量だけが向上しているという場合が発生している。

音楽学専攻の場合も、学部卒では音楽関係の就職口も少なく、もう少し音楽に関わっていたいという気持ちで進学してくる者も少なくない。

修士課程の効果の一部にはさらなる探求心から博士課程へ行く場合の下地を作るといったものがあるが、この点については十分に機能しておらず、たとえ進学したとしても博士課程での研究展開に遅滞が生じる場合が散見される。

音楽研究科（博士（後期）課程）

博士号取得率としては悪い数値ではないものの、取得に要する時間としては多少長

すぎる傾向があることは反省材料である。また一部の学生については就学の途中で研究テーマの変更などの理由から論文指導教員を変更したり、あるいは想定年数内での学位審査ができなかったことにより入学時に担当した主指導教員の退任に伴う指導教員の変更が余儀なくなる場合が生じてしまっている。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

美術研究科

修士課程における研究成果については、京都市美術館で一般公開されているが、博士（後期）課程については、学内での作品展示での公開のみに止まっており、本研究科における研究成果の社会へ公表及び還元については不十分であった。そこで、平成22年からは京都市内中心部にオープンした本学のサテライト施設である「京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA（アクア）」にて博士課程展を開催するなど、少しずつ改善を図っているところである。

修士課程の定員増の実現は、本研究科の研究内容の幅を広げるとともに、研究活動の広がりをもたらし、これを機に本研究科全体のさらなる充実につなげ、研究成果を速やかに社会に還元する機会の拡大を目指していきたい。

音楽学部

定期演奏会という学部全体の成果発表の機会と、各専攻が主催となっている各種のコンサートやリサイタル、大学構内で実施しているオーディトリウム・コンサートなどの相互連携を高めることにより、これらの成果発表の社会的な注目度をさらに増していきたい。また、YouTubeなどのインターネット・メディアへの情報発信も効果的に用いることによって、本学部の社会的認知度の向上を図り、教育成果をさらに世間に知らしめ、それと同時により厳しい視線にも耐えうる人材の養成をしていきたい。

音楽研究科（修士課程）

修士課程の修了要件としている修士演奏はリサイタル形式という体裁を取っているものの、費用的な制約があり、また、あくまでも修士号取得のための審査対象であるため、審査を担当する教員とのスケジュール調整などから本格的なリサイタルとして公開することは困難である。しかし、その演奏内容は充実したものとなっており、インターネットなどを活用した成果発信を積極的に考えていきたい。

音楽研究科（博士（後期）課程）

博士号を取得した者の進路がなかなか存在しないということは他の専門領域と共通するものがあるが、特に芸術分野においては未だに博士号の価値が芸術系の大学を構成する教員側に十分に認識されていない面がある。博士号取得者の成果発表を大学としてもさらに支援し、優秀な人材がここから輩出されていることをより社会に認知してもらおうべく工夫していきたい。

② 改善すべき事項

音楽学部

定期演奏会という良き伝統を持つ教育効果の発表の場をさらに活用して、オーケストラの一員ではない学生でもなんらかの意味で日頃の研鑽の結果を社会に公表する場としての広がりを見せることが必要かもしれない。近年はインターネットへの投稿等、低コストで世界規模の情報発信も可能となってきたので、そのようなメディアの活用も考えたい。

音楽研究科（修士課程）

修士課程を単なる専門性を高める場として考えず、高い専門性が先導する広い裾野をカバーすべき教育の場とするような工夫を考えたい。例えば、教授陣全てによる持ち回り講義形式の科目の導入により、他専攻の教員の考え方などに触れる機会を多くすることなども一考の価値があると考ええる。

音楽研究科（博士（後期）課程）

博士課程特別総合演習の位置づけをより鮮明にし、その重要性をさらに徹底して教員並びに在籍者に理解する努力をするべきであろう。現在よりも多くの参加者と多くの頻度の演習機会を持つことにより、博士課程在籍者の相互の研究交流の活性化、それぞれの研究内容に対する教授陣の深い理解を通じて、より円滑な博士論文執筆のための研究の進展に繋げたい。

4 根拠資料

- ① 4(4)-1 京都市立芸術大学学則 [既出資料 1-1]
- ② 4(4)-2 京都市立芸術大学大学院学則 [既出資料 1-2]
- ③ 4(4)-3 卒業生のみなさんへ（京都芸大キャリアアップセンター資料）
- ④ 4(4)-4 【美術学部】入学者数に対する卒業生数（学士学位授与者）割合
- ⑤ 4(4)-5 【音楽学部】学部定員数に対する卒業生数（学士学位授与者）割合
- ⑥ 4(4)-6 【音楽学部】就労状況
- ⑦ 4(4)-7 音楽コンクール等受賞者一覧
- ⑧ 4(4)-8 定期演奏会に係る観客動員数等
- ⑨ 4(4)-9 美術研究科博士学位取得者一覧
- ⑩ 4(4)-10 【音楽研究科】定員に対する修士号取得率（平成 20～平成 24 年度）
- ⑪ 4(4)-11 京都市立芸術大学学位規程 [既出資料 4(1)-12]
- ⑫ 4(4)-12 本学ホームページ<教育方針（ポリシー）> [既出資料 4(1)-14]
- ⑬ 4(4)-13 美術学部履修要項 [既出資料 4(1)-4]
- ⑭ 4(4)-14 本学ホームページ<作品展>
- ⑮ 4(4)-15 音楽学部履修要項 [既出資料 4(1)-6]
- ⑯ 4(4)-16 大学院美術研究科履修要項 [既出資料 4(1)-8]
- ⑰ 4(4)-17 大学院音楽研究科履修要項 [既出資料 4(1)-10]

5 学生の受け入れ

1 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

大学全体

本学では、教育・研究理念を基に、学部・研究科の学生の受け入れ方針を定め、学部においては、入学者受入方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）を入学者選抜要項【資料①】、学生募集要項【資料②③】、大学案内【資料④】で明示するとともに、本学ホームページ【資料⑤】、オープンキャンパス、進路相談会などの場を通して、広く社会に公表している。また、研究科におけるアドミッション・ポリシーについては、音楽研究科はホームページへ掲載することで明示しているが、美術研究科は明文化されておらず、現在、平成26年度公表に向けて検討している。

受験に際して必要な習得しておくべき技術・能力等については、入学者選抜試験のうち、個別試験で実技試験等を行うとともに、大学入試センターの試験を課し、基礎的学力と実技能力との総合的学習能力についても要請している。また、各研究科においては、必要となる資質と能力が各専攻で大きく異なることから、学生募集要項に詳細な試験内容を掲載しており、本学が求める学生像はその試験内容に大きく反映されている。【資料⑥～⑨】

障がいや有する学生の受け入れについては、学生募集要項に事前相談を行う旨を明記するとともに、受験時の配慮や入学後の修学上の配慮を希望する者は、出願に先立ち申し出てもらい、合格後も速やかに対応できるようにしている。具体的な対応として、受験時の配慮は試験監督体制の充実、座席位置の変更などであり、修学上の配慮については障がいの内容やその程度を勘案した個別の対応を取ることとしている。

留学生の受け入れについては、本学では3種類の制度を設けている。交換留学制度は海外の交流締結校と相互に学生を受け入れ、研究留学制度は学位と関係のない研究生として本学の授業の履修を許可するもので、本科留学制度は研究留学生として6か月以上の在籍を条件として本学の大学院修士課程の受験を許可し、留学生用の入学試験合格者に対して修士課程の履修を認めるものである。いずれの制度についても、本学の留学生制度ホームページ【資料⑩】で情報を公開しており、募集要項や入学願書等をダウンロードすることが可能となっている。

美術学部

美術学部では、本学が掲げる教育・研究理念を踏まえ、美術実技の能力と基礎的な学力との総合的学習能力を重視し、規制の枠組みにとらわれない優れた芸術を創造しうる学生の確保を目標とし、求める学生像として以下のアドミッション・ポリシーを策定している。

<美術学部アドミッション・ポリシー>

- 1 芸術文化に対して幅広い興味、深い関心、強い好奇心を持っている学生
- 2 表現に対する強い意欲を持っている学生
- 3 自ら課題を見出し、解決しようとする意欲を持っている学生
- 4 基礎的な学力や造形力、柔軟な思考力を持っている学生

当該アドミッション・ポリシーは、大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項、ホームページ等において広く公表している。

本学部へ入学するにあたり、習得しておくべき知識等の内容・水準については、学生募集要項の試験内容において明示している。実技試験においては、全学科共通の試験として「描写」（鉛筆描写）試験を課し、美術科、デザイン科、工芸科には、「描写」、「色彩」及び「立体」の3試験科目を、総合芸術学科には「描写」と「小論文」に2試験科目を課し、幅広く応用力の利く芸術的資質をもった学生の選抜を実施している。

また、入学情報ホームページ【資料⑩】に過去の入試結果（受験者数や倍率など）や入学試験問題、試験に係る評価のポイントを掲載することで、入学希望者が習得しておくべき基礎的知識を把握する一助にしている。過去の入学試験問題については冊子による配布も行っている。【資料⑫】

音楽学部

音楽学部では、求める学生像を明確にすることを目的とし、以下のアドミッション・ポリシーを策定している。

<音楽学部アドミッション・ポリシー>

音楽芸術の専門教育を受けるに足る基礎的技術と知識、強い学習意欲を持ち、個性と芸術的創造力にあふれる人材を求めます。

当該アドミッション・ポリシーについては、大学案内、入学者選抜要項、学生募集要項、ホームページ等に掲載し、広く公表している。

入試で課される課題、試験内容等については、その詳細を募集要項に明示し、志願者に受入方針が十分に理解できるよう配慮している。試験については前年の出題内容を大学に請求があれば冊子体として送付するとともに、入試説明会、オープンスクール、窓口等で配布している。【資料⑬】

美術研究科

修士課程においては、各専攻の専門分野における資質と能力を見極める実技試験や作品審査を実施するとともに、語学・小論文を課して現代社会における芸術の意義を追求する姿勢を持った学生を選抜している。

博士（後期）課程については、美術・工芸・デザイン等の各研究領域における高度な研究を極める資質を持ち、高い専門性が求められる職を担う人材を選抜することを目標としている。入学者の選抜においては、学力検査（作品、論文、語学、口述）及び提出書類を総合して実施している。

修士課程の学生募集は「学生募集要項」を毎年7月中旬に発表し、また、博士（後期）課程の学生募集は「学生募集要項」を毎年11月に発表している。広報に関しては、大学のホームページに掲載し、インターネットによる閲覧を可能としている。

音楽研究科

音楽研究科では、求める学生像を明確にすることを目的とし、以下のアドミッション・ポリシーを策定している。

＜音楽研究科アドミッション・ポリシー＞

音楽芸術の専門的で高度な研究に必要な技術と知識，強い研究意欲を持ち，個性と芸術的創造力にあふれる人材を求めます。

入試で課される課題，試験内容等については，学部と同様にその詳細を募集要項に明示し，志願者に受入方針が十分に理解できるよう配慮している。

（２）学生の受け入れ方針に基づき，公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

大学全体

本学の学生募集方法及び入学者選抜方法の適切性の検討・確保については，各学部によって体制が異なる。美術学部では，全学入試委員会の下部組織である美術部会の入試検討対策班において，入試制度のあり方等に関して検討・立案が行われる体制をとっている。音楽学部では，各専攻からの提案や要望等を入試委員会において審議し，立案する体制をとっている。いずれの学部においても各教授会にその内容が諮られ，本学の教育・研究理念に合致している方針となっているか否かが判断されることになる。各研究科については，各専攻において募集方法等が検討・立案されるが，研究科委員会の審議を経ることとなっている。

研究留学生の受け入れについては，入学願書に記載された希望する専攻分野をもとに，事前に当該専攻教員に打診し，その結果を院入試委員会へ報告し，研究科委員会の審議を踏まえたうえで，受け入れの是非が決定される。

また，本学では入学者選抜を公正かつ適切に実施する上での公平性，妥当性，透明性を確保する方策のひとつとして，美術学部，美術研究科修士課程，音楽学部（二次試験不合格者のみ）の入試において，希望者（受験生本人に限る。）に対して試験の成績照会を受け付けており，情報開示を行っている。

美術学部

美術学部の学生募集方法については，毎年7月に大学全体としての入学者選抜要項を印刷物として配布するとともに，ホームページにも掲載して公表している。11月には美術学部として，学生募集要項を同様に公表している。また，高校生の大学見学，オープンキャンパス，進学説明会などで入学試験に係わる情報を随時公開している。平成18年度入試より実技科目，描写・色彩・立体の出題意図に関わる情報もホームページなどで公開している。

入学者選抜については，一般選抜の方法により公正かつ適切に実施している。推薦入試やAO入試は行っていない。

本学部の入学試験は，学生募集要項に記載しているとおり，大学入試センター試験と本学独自の共通実技試験の両方を受験生全員に課している。本学が実技系大学でありながら大学入試センター試験を課しているのは，基礎的な学力と美術実技の能力との総合的な学習能力を要請していることに基づく。このような学習能力は，理念・目的・教育目標を達成するのに不可欠であるからである。また，前期日程をとっているのは早期に優秀な学生を確保する狙いがある。実技試験に関しては共通試験を行い，科別に成績上位

者から合格させるシステムは、科別であるにもかかわらず入学者に幅広い意味での芸術に取り組む共通の目的意識を持たせると同時に、1年次前期において全員共通の「総合基礎」授業を円滑に進めるうえで有効である。また、基本的には共通の入学試験を採用しているため、転科・転専攻の選抜に有効な判断材料を提供している。

本学部の入学者は美術の世界で生きることを志しており、それに応えるべく美術作家を育成することを教育目標の基軸に据えている。卒業後の進路については、美術科・工芸科の学生は一般企業へ就職する者も多いが、制作活動の継続のために進学する者や作家として独立する者の割合は高い。一方、デザイン科は8割以上が一般企業での専門職を目指している。少人数の大学であることから卒業生同士のネットワークも強く、卒業した学生の多くは本学で習得した技能及び知識を生かす進路を選択しており、入学時の美術の世界で活躍したいという志が実現していると言える。したがって、現状の学生募集及び選抜は、本学部の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に行っていると評価できる。

音楽学部

平成25年度入試は入学者選抜要項を7月13日に公表し、募集要項は10月30日に公示している。

入学試験はいわゆる後期日程に従って実施する一般入試のみである。実技系、音楽学系共に、まずは専門能力に関する評価をするための試験を実施し、その結果に従ってそれぞれの専攻の上位の者から予め決めた人数を目安に1次試験合格者を決定し、2次試験の受験資格を与えている。2次試験は専攻間に共通性を持つもので、本学部で単位取得し卒業するために必要な技能、知識の試験という位置づけとなる。1次及び2次の試験結果とセンター入試の点数に従って付ける合否判定については、教授会全員の監視下で行い、公正に最終合格者を決めている。

なお、各専攻の実技能力を試す課題曲演奏、小論文、口頭試問の判定は、複数の試験官の評価を独立に行い、最終的にその平均を求めることによって偏重がなるべく少なくなるように注意を払っている。

美術研究科

修士課程の選抜方法は学科試験、専攻試験、面接および成績証明書などを総合して実施している。学科試験は全専攻に外国語（油画は美術史）、小論文を課し、専攻試験では専攻ごとに実技試験、専攻内小論文、提出作品（芸術学専攻は提出論文）、面接による総合判定を行っている。実技試験を行わず提出作品と面接による判定を実施している専攻（油画・版画・構想設計・彫刻・環境デザインの各専攻）もある。芸術学専攻では専攻試験において第1外国語および第2外国語の試験を課しているが、適切かつ有効なものと判断している。

外国人には本科留学生として一般の募集人員とは別に入学定員（原則として4人）を定め募集している。選抜方法は一般の募集要項と同様、学科試験（外国語において日本語試験）、専攻試験、面接および成績証明書などの総合判定による留学生の受け入れを行っている。

加えて、修士課程の学生募集とは別に、外国人については、研究留学生の受け入れ制度を定め、各専攻の教育および研究に支障のない場合に限り、研究科の学生定員外の留学生も受け入れている。

音楽研究科

① 修士課程

平成 25 年度入試の募集要項は 7 月 13 日に公示している。ただし、日本音楽研究専攻については、11 月 20 日に公示している。

試験内容は、外国語、音楽史の全専攻に対する共通試験とそれぞれの専門領域の技能、能力試験となっている。共通試験と専門試験の独立の評価結果をもとに研究科委員会全員の監視の下に予め決められた基準を適用して合否判定を行う。

学部同様、専攻の実技能力を試す課題曲演奏、小論文、口頭試問の判定は複数の試験官の評価を独立に行い、最終的にその平均を求めることによって偏重がなるべく少なくなるように注意を払っている。

② 博士（後期）課程

平成 25 年度入試の募集要項は 12 月 5 日に公示している。

それぞれの専門領域の複数の教員によって評価される専門領域における実力評価と、出願時に予め提出させている研究計画から予想される論文指導教員と専門領域の教員による口頭試問を実施し、評価結果を作る。その結果に基づき、研究科委員会で参加者全員の監視のもと、合否判定が実施される。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

大学全体

学部については、「京都市立芸術大学学則」で規定されている入学定員と合格者数を同数としており、もし辞退者が出た場合は、次点者を繰り上げて追加合格とすることで入学者数を調整している。研究科については、学部と同様に「京都市立芸術大学大学院学則」で規定されている入学定員をもとにしているが、過去の入学試験結果及び入学者数を踏まえて慎重に合否判定を行い、入学者数、在籍学生数が入学定員、収容定員と大幅にかい離することがないよう注意を払っている。【資料⑭⑮】

なお、平成 25 年度における学部の収容定員に対する在籍学生数比率は「1.04」であり、研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は「1.11 (236/212)」であることから、概ね適正に管理されていると言える。

美術学部

本学部の入試倍率は、平成 21 年度から 25 年度を見ると 3.6～3.9 倍の間で一定であり、合格者の辞退数は例年 2～3 名以内の少数である。また、入学者数比率は過去 5 年間すべて「1.00」で、平成 25 年度における収容定員に対する在籍学生数比率は「1.04」であることから、学生の質及び入学者数は適正に管理できていると言える。

音楽学部

学部定員に対する入学者数の過去5年間の推移は、ごく数件の例外を除いて、学部全体、専攻別のいずれについても定員数は厳密に守られている。過去5年間の出願者数についても少子化傾向の中で、今までのところ出願数が定員を切るという状況は生じていない。

なお、中期計画に「学生定員の増員など、既存の専攻の充実を目指すとともに、新たな専攻の設置を検討する。」と掲げており、これを受けて平成26年度から、管・打楽専攻にサクソフォン科目を新設し、入学定員を2名増員させることで、音楽教育の充実を図る。

美術研究科

美術研究科修士課程において、定員が専攻ごとに定められ、それぞれが少人数であるため、平成21年度から25年度までの入学者数比率は専攻によって、あるいは同一専攻でも年度によって比較的大きな増減が認められ、「0.33～1.50」までとなっていて、平均が「1.03」である。特に入学者が大きく定員を下回ったり上回ったりする場合は、入学定員が2乃至3名といった専攻、あるいは留学生に限って見られるが、それは定員に余裕があっても、学力や資質が美術研究科修士課程の水準に達した受験生のみを合格とし、また、水準に達した受験生が多くいる場合は定員を超えて合格としているからであり、特に問題がないと判断している。それ以外では概ね定員に近い入学者数である。収容定員に対する在学学生数比率は平成25年度が「1.24」となっていて、入学者比率と同様に、ほぼ適正に管理されている。

また、平成26年度からは定員を6名増員（絵画専攻2名、デザイン専攻3名、工芸専攻1名）し、中期計画に掲げるように「本学が持つ高等専門教育研究における中核的な役割」の充実を図る。

美術研究科博士（後期）課程について、全専攻を合わせて定員が16名と定められている。平成21年度から25年度までの入学者比率は、平成23年度の「0.25」が最も低く、最も高い平成24年度でも「0.94」となっていて、すべての年度において定員を下回り、平均が「0.63」である。すべての年度において入学者が定員に満たない点は、明らかに問題であるが、博士（後期）課程に関しては、社会の経済状況の影響を受け易く、奨学金などを獲得しても就学が比較的困難であるため、本学だけの問題とは言えないものの、社会において高度な研究を遂行し学位を取得した人材の活躍が求められていることから、何らかの改善策が必要と考えられる。

音楽研究科

① 修士課程

修士課程に関する数値も定員数の設定、学生の受け入れ共に適正な管理下にある。ただし、作曲・指揮専攻、音楽学専攻については定員割れの状況が数年続く傾向がうかがわれる。

なお、日本伝統音楽専攻については設置直後であることもあり、今回の点検対象としていない。

② 博士（後期）課程

博士課程に関する数値は、ここ数年定員割れを起こすケースが存在している。

（４）学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

大学全体

美術学部では入試検討対策班、音楽学部では入試委員会及び各専攻において、学生受け入れ方針の公正性や妥当性を常に意識し、大学を取り巻く社会情勢の変化、学生のニーズの多様化に柔軟に対応できるよう検討している。

また、近年 18 歳以下の人口減少に転じ、全国の大学の入学定員総数を入学希望者が下回る状況であることを勘案し、入学者選抜方法の多様化が必要であることから、本学の中期計画において、推薦入試制度、飛び級入学制度、社会人入学制度、秋入学制度等の新たな制度の策定や見直しを掲げているとことである。【資料⑯】

美術学部

例年 5 月までには、人事組織委員会において次年度の入試委員長と本部長および出題チームが決定され、6 月に出題委員の選出が行われ委嘱される。7 月に入試日程、合格ラインの取扱い、入学資格の認定などの細目について検討がなされ、11 月に募集要項が発表される。最終合否判定は、実技試験及び大学入試センター試験の総合得点上位者を合格とし、総合芸術学科については、実技試験、小論文及び大学入試センター試験の総合得点上位者を合格としている。

毎年、新たに構成された出題委員によって、過去の出題を踏まえながら問題が作成され、入試委員長及び入試本部長の調査のうえ決定される。なお、実技試験・小論文は相対評価を基本としている。

入学者選抜については、長年にわたり組織化・マニュアル化が進んでおり、不慮・不測の事態が発生した場合の対応処置も十分整備されている。実技試験は科目ごとに複数の視点で採点が行われことから客観性と公平性が担保され、入学選抜における透明性を配慮したものと言える。実際の採点では、出題者と監督者の分離を厳格に行い、受験生の受験番号を伏せた状態で行うことで、不正防止を徹底させている。

なお、学科別に選抜している本学の入試制度において、共通の実技試験が、各学科・専攻の求める資質を判定する試験として適切であるかどうかを問う意見もあることから、出題の内容と共に入試制度の改善に向けて、入試委員会及び全学入試委員会の下部組織である入試検討対策班で継続的に検討されている。

音楽学部

入試委員会を定期的に開催している。委員会において、各年度の入試体制に関する実務的な確認と責任所在の明確化を図るとともに、それと併せて入試に関する問題点及び反省点を十分に議論・検討を行っており、受験生が当惑することがない入学者選抜が実施できるよう検証を重ねている。

美術研究科

美術研究科修士課程に関して、学生募集要項は、毎年、入試委員会において当該要項に記載されているすべての項目について詳細に検証され、美術研究科委員会での更なる検討・修正を経たうえで、7月に発表される。また、入学者選抜試験は入試委員会による厳正な管理のもと適切に実施され、その試験結果は、同委員会及び美術研究科委員会それぞれの検証及び審議を経たうえで、発表される。博士（後期）課程に関しても、博士課程委員会および美術研究科委員会において学生募集要項の検証が重ねられたうえで11月に発表され、入学者選抜試験は3月に公正かつ適切に実施している。

上記のとおり、学生募集及び入学者選抜は、毎年、各委員会で検証・審議を重ねられており、定期的な検証が行われていると言える。

音楽研究科

修士課程については入試委員会を、博士（後期）課程については博士課程委員会を定期的に開催している。これらの委員会において、各年度の入試体制に関する実務的な確認と責任所在の明確化を図るとともに、それと併せて入試に関する問題点及び反省点を十分に議論・検討を行っており、受験生が当惑することがない入学者選抜が実施できるよう検証を重ねている。

2 点検・評価**● 基準5の充足状況**

本学では、学生の受入方針は、美術研究科を除いて明示しており、学生の収容定員は学則に定めている。学生募集及び入学者選抜について、教育・研究理念に合致したものとなっているか等は、教授会等で検討されている。また、学生の収容定員と在籍学生数の比率については、ほぼ適切なものとなっている。中期計画では、推薦入試制度、飛び級入学制度、社会人入学制度、秋入学制度等の新たな制度の創設や見直しを検討している。これらのことから、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項**美術学部**

平成25年度入試から、他大学の調査を踏まえて、入学試験科目の内容を変更した。その変更内容は、美術科、デザイン科、工芸科の試験で課せられていた「色彩」における着彩描写の廃止及び「立体」に係る試験時間の短縮であり、また、総合芸術学科においては「描写」に加えて「色彩」と「立体」どちらか1科目が課せられていた実技試験を「描写」のみに見直したものである。これらの変更により、受験者の負担が軽減され、より幅広く多くの受験者の確保を目指した。

なお、平成25年度実績は、前年度と比較すると、若干ではあるが出願者数が508人から525人へと増加した結果となった。

音楽学部

学部への入学者選抜の方針は長年に渡る蓄積を活かしたバランスの取れたものとな

っていると評価する。

音楽研究科（修士課程）

際立った定員割れもなく、また修士号取得率もほぼ 100%となっており、研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を十分に満たす力を持った人材の選抜ができている。

② 改善すべき事項

美術学部

平成 25 年度は美術学部における定員に対する出願者数の倍率は 3.9 倍であるが、学科ごとで見るとばらつきがあり、美術科は 3.9 倍、デザイン科は 5.2 倍、工芸科は 2.8 倍、総合芸術学科は 3.2 倍となっている。

工芸科の倍率は例年 3.0 倍を上回っていたが、平成 25 年度は 3.0 倍を下回る状況となったことから、優秀な学生の確保という点においても、中期計画で掲げる入学者選抜方法の多様化を図るなど、何らかの検討が必要である。

美術研究科

美術研究科においては、求める学生像はあるものの、アドミッション・ポリシーとして明文化されていない。

博士（後期）課程に関しては、志願者数・入学者数は社会情勢の変化の影響を受け易いものの、定員を満たさない状況が続いている点でやはり改善が必要と看做し得る。

音楽学部

定員割れの状況は生じていないが、音楽学専攻について、共通の 2 次試験として音楽演奏に関連する実技を実施することが適切かどうかの議論の余地を残す。少なくとも音楽学専攻の教員側はその能力を問うことを適切とは判断していない。修士課程への進学率も高いとは言えず、博士課程への進学者は音楽学専攻の完成年度から数えて 8 年に達する現時点においても 1 名に過ぎない。博士課程での音楽学専攻の学位取得率を考慮すると専攻担当教員の能力は平均レベルを確保できていると判断されるため、これは本学部へ志願してくる段階で特別なフィルターがかかっていることを物語ると判断できる。

また、優秀な学生の確保は大きな課題である。中期計画で掲げているとおり、入学者選抜方法の多様化を図るため、推薦入試制度等についても可能な専攻から検討していかなければならない。

音楽研究科（修士課程）

共通試験としての語学を課しているが、受験生の専門に応じて英語、独語、仏語、伊語の中からの選択を可能としている。しかし、出題の難易度に関しては調整が難しく共通テストとしての意味合いが失われている懸念がある。

音楽研究科（博士（後期）課程）

定員割れを顕著に起こしている状況ではないが、所定の年限での学位取得が困難であるケースが相当数あり、実質的な定員超過状態が恒常化しているという実状である。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

美術学部

少子化が進行する中、本学にとって受験者数の確保は重要な課題である。平成25年度は前年と比較し、その人数が増加した結果となったが、入学試験内容の見直しがどれだけの効果を与えたかは定かでない。今後は、中期的な視点で受験者数の変化を注視し、その時の社会情勢等を考慮しながら、絶え間なく入試対策を実施していく。

音楽学部

今のところ、選抜方法と本学の教育資源（人的体制、施設等）はよいバランスであるので、バランスを取ることを今後も維持する。もちろん、受験生の側の変容や潜在的な受験者層の変化もあるので、それは何も変えないということの意味しない。今のバランスを維持すべく適応的な変化を続けることを意味するが、受け入れの仕方の適切性の判断は性急な態度でやるべきものでもなく、また、受験生側の対応も考慮しないといけないので、軽率な動き方はすべきではないとは考える。

音楽研究科（修士課程）

修士課程の存在は博士課程の予備軍というよりは、学部レベルよりもさらに上級の教育を受けて社会にでるための期間としての位置づけであった。修士課程を設置した当時は博士課程が無かったのでこれはある意味で当然のことである。その後博士課程を持つ状態となり、修士課程には博士課程に進む人材の確保という意味も出てきている。その位置づけについてより鮮明となるような選抜方法について今後は検討していきたい。

② 改善すべき事項

美術学部

優秀な学生を確保していくため、入学者選抜方法の多様化を図る必要がある。そこで、現在、中期計画で掲げている推薦入試制度の導入について調査し、工芸科で当該選抜方法の採用を検討している。

美術研究科

平成26年度公表に向けて、現在、美術研究科教務委員会において美術研究科のアドミッション・ポリシーを検討している。

博士（後期）課程の入学者数が定員を下回っていることから、修士課程における教育を更に発展させ、博士（後期）課程に進学しようとする学生を増加させるとともに、他大学大学院出身あるいは社会人の志願者を増やすよう、例えば、博士（後期）課程

の教育実績を高め、その成果を外部に発信するなどの具体的な方策を実施すべきであると考えられる。

音楽学部

音楽学専攻に対する2次試験のあり方は、学部全体の選抜方針との関連もあり着手しにくい面もあるが、実際に音楽学を学びたいと考えている潜在的な志願者の実状を考慮すれば可及的速やかに改善を図りたい。現在、音楽学専攻については推薦入試の実施についても検討中である。ただし、専攻定員数3のままでの推薦入試の実施も危険性は高い。その反面、社会での音楽学分野での受容を考えると軽率な定員増もしにくい面はある。実技を課している理由は実技系の科目の履修ができないと卒業要件単位の充足に余裕がないということにもあるので、学科系の科目の充足等についても音楽学専攻を設置した大学の責任として考えて行きたい。

音楽研究科（修士課程）

共通試験の意義については改めて問い直すことが必要である。本来は、修士課程に進学後の履修に対して支障を来さない程度の学力を有しているかを試験することが目的であるはずである。以前は、すべての学生に対して修士論文の執筆を修士号取得要件としていたのに対して、現在では、修士論文を不要とする選択肢を設けるなど、履修上の必要性と入試との関連性が見えにくくなっている。共通語学を入試で実施するのであれば、その語学の磨き上げを目的とした科目を修士課程に対して実施するべきであろうし、それができないのであれば共通試験自体を外すなど、修士課程の存在意義の根底から検討し直す時期に来ている。

音楽研究科（博士（後期）課程）

現在のように4名のしかも分野的に多岐にわたる音楽学専攻教員が論文指導に当たる体制を維持するとすれば、3名程度の定員が妥当であろう。修士課程の時点から、将来、博士（後期）課程への進学を考える学生については安直な研究テーマ設定に走らず、それぞれの教員の専門性を考慮した論文指導を課程全体の責任で実施するなどの工夫が必要であろう。

4 根拠資料

- ① 5-1 平成25年度・入学者選抜要項（学生募集要項概要）
- ② 5-2 平成25年度・学生募集要項（美術学部）
- ③ 5-3 平成25年度・学生募集要項（音楽学部）
- ④ 5-4 大学案内（p.23, 67）〔既出資料1-3〕
- ⑤ 5-5 本学ホームページ＜教育方針（ポリシー）＞〔既出資料4(1)-14〕
- ⑥ 5-6 平成25年度・学生募集要項（美術研究科修士課程）
- ⑦ 5-7 平成25年度・学生募集要項（音楽研究科修士課程）
- ⑧ 5-8 平成25年度・学生募集要項（美術研究科博士（後期）課程）
- ⑨ 5-9 平成25年度・学生募集要項（音楽研究科博士（後期）課程）

- ⑩ 5-10 本学ホームページ<留学制度>
- ⑪ 5-11 本学ホームページ<入試情報>
- ⑫ 5-12 平成 25 年度・入学試験問題（美術学部）
- ⑬ 5-13 平成 25 年度・入学試験問題（音楽学部）
- ⑭ 5-14 京都市立芸術大学学則 [既出資料 1-1]
- ⑮ 5-15 京都市立芸術大学大学院学則 [既出資料 1-1]
- ⑯ 5-16 公立大学法人京都市立芸術大学中期計画 [既出資料 2-3]

6 学生支援

1 現状の説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生への支援に関する目標を、中期目標で次のように設定している。【資料①】

<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>ア 個々の学生の学習，研究意欲を高めるため，良好な教育研究環境ときめ細やかな支援体制を整備する。</p> <p>イ 芸術家へのキャリアサポートや企業等への就職支援について，在学生のみならず卒業生も対象に，一人ひとりの状況に応じた支援を充実させる。</p>
--

これを踏まえ、中期計画において「学生への支援に関する目標を達成するための措置」として、次の方針を定めている。【資料②】

<p>ア 学生支援全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「京都芸大キャリアアップセンターの設立」(第1-1-(4)-ア) ○ 学生自治会活動への支援(第1-1-(4)-ウ-ウ) <p>イ 修学支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オフィスアワー制度等の実施(第1-1-(4)-イ) ○ 奨学金の充実(第1-1-(4)-エ) ○ 奨励金制度の充実(第1-1-(4)-オ) ○ 音楽学部における特待生制度の検討(第1-1-(4)-カ) <p>ウ 生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の健康面のサポートの充実(第1-1-(4)-ウ-ア) ○ 学生食堂の充実・改善(第1-1-(4)-ウ-イ)
--

これらの中でも特に「京都芸大キャリアアップセンター(仮称)の設立」については、重点的に取り組む計画として位置づけている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

ア 本学学生がカリキュラムに則って円滑に履修計画を作成・実行できるよう、丁寧な指導・助言を行っている。

(ア) 美術学部では、4月入学後に新入生に対し、学科や基礎実技の履修に関するオリエンテーションを開催し、また、6月から7月の間で実技専攻説明会を行っている。音楽学部では、春と秋に全学年に対して学科・実技のオリエンテーションを開催している。

(イ) 平成21年度から全教員が原則として週1回研究室などで、学生からの質問や相談に応じる「オフィスアワー」制度を設けている。この制度は、学部・専攻に関わりなく、どの教員にでも聞くことができるため、美術学部の学生が音楽学部の教員に相談することも可能である。

(ウ) 大学院に関しても学部と同様に入学時に履修に関するオリエンテーションを開催し、教務担当職員が教員と連携をとりながら、履修計画の立案、単位取得（成績）、休学・退学・復学等の修学全般に係る学生の相談に対応している。

また入学後においては、学生からの相談に対し、本人の修学状況等を見ながら的確な指導・助言を行っている。

(エ) 前期・後期の成績開示において、成績通知書だけでなく科目修得状況表を手渡すことにより、学生自身に履修状況を示して自覚を促すようにしている。

イ 退学者・休学者

教育理念で掲げているとおり少人数教育を実施しているため、教員一人当たりの学生数は9.1人（美術学部で8.4人、音楽学部で10.8人）と少なく、また、アで述べたように修学に関する指導・助言体制を整え、一人ひとりに適切な支援を心がけている。しかし、様々な事情により退学・休学を希望する学生は増えているが、教員と連携のうえで教務担当職員が学生と話し合い、丁寧に対応している。

なお、退学・休学の許可については、教務委員会で承認のうえ、最終的に教授会の了承を受け決定している。過去3年間の退学・休学者数は下表のとおりである。

【退学・休学者数】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
退学者	学 部	7	3	9
	大学院	4	6	5
休学者	学 部	13	23	23
	大学院	20	25	31

ウ 正課内における補習・補充教育

美術学部では、本学独自のカリキュラムである「総合基礎実技」を行っている。これは新入生全員を所属の科に関係なく4つにクラス分けし、専門分野の枠を越えて教員の指導を受け、造形芸術の基本的なテーマを学ぶものである。

学科では、高校から大学への転換を意識した基礎教育カリキュラムと位置づけられた「基礎情報学」を開講し、大学でのラーニングスキル及びリサーチスキルの習得やコミュニケーション能力及び問題解決能力の向上を図っている。【資料③】

音楽学部では、導入教育である「総合演習」の中で、文章表現の技法や論理を学び、大学で求められるレベルのレポートを作成できることを目標とした講義を行っている。また、音楽を媒介する「音」について物理的な側面から理解を深める「音楽音響学」「音楽心理学」の入門編として、「数学」、「物理」を開講し、最低限の知識を身につけている。更にセンター試験で英語の点数が低い学生に対して「導入教育（講読）・導入教育（会話）」を開講している。【資料④】

エ 今後の授業内容の改善に役立てるため、美術・音楽学部生及び大学院生に対する授業評価・アンケートの実施や、教員への「授業内容・方法の検討」の作成を依頼して

いる。【資料⑤⑥】

オ 奨学金等の経済的支援措置の適切性

(ア) 日本学生支援機構の奨学金については、同機構から示される推薦数枠に応じて、学生部協議会において審議し、平成 24 年度は 369 名を推薦している。その他の奨学金制度に係る推薦については、学生部長と協議し、21 名を推薦している。その受給者数は、平成 24 年度は 13 名（私費留学生 6 名、一般学生 7 名）である。一般学生を対象とする各自治体の奨学金制度の多くが、給付ではなく貸付であることから応募者が少なく、受給者もわずかとなっている。

(イ) 授業料の減免

近年、長期にわたる構造的な不況のために保護者の経済状況の悪化の中、授業料の支払が困難となる一般学生が増加している。減免の適用に当たっては、世帯の収入や本人の成績などにより、授業料減免審査委員会の審査を経たうえで、予算の範囲内で判定している。同様に申請者数が増加傾向にある私費留学生に対しても、授業料の減免を実施している。【資料⑦】

平成 24 年度の（前期及び後期）の減免適用者数は、次のとおりである。

【一般学生】

区分	免除	7 割減免	5 割減免	3 割減免	合計
前期	1	18	32	35	86
後期	2	17	34	31	84

【留学生】

区分	4.5 割減免	2.5 割減免	合計
前期	21	11	32
後期	21	11	32

(ウ) 東北地方太平洋沖地震による被災に伴う授業料減免等

入学金延納措置や「東北地方太平洋沖地震による被災に伴う授業料等減免取扱要領」【資料⑧】を制定して、学生の安否確認や入学手続き、成績開示や新入生オリエンテーションの中で個々に相談を受け付けた。また、地震直後に予定されていた音楽学部入試の実技試験について、交通事情により試験日の受験が困難となった東北及び関東出身の 3 名には追試験を実施した。

(エ) 奨励金制度の充実

成績優秀者や優れた作品を制作した学生を支援するため、奨励金制度を設けている。奨励金は、奨学基金規程【資料⑨】に基づいた基金や毎年度の予算から財源を確保して交付している。交付対象者の拡大や交付メニューの増加充実に努めており、財源確保の方法についても検討することとしている。

毎年、美術学部及び大学院美術研究科修士課程の学生全員（約 700 名）による作

品展を、京都市美術館（本館及び別館）及び本学を会場に開催しており、そのうちの優れた作品の中から受賞者を決定している。全専攻を対象とした市長賞や奨励賞と特定の専攻のみを対象とした賞を設けており、美術学部同窓会からも同窓会賞が与えられ、奨励金が交付される。

また、大学院美術研究科博士（後期）課程については、優れた作品を制作した修了予定者を対象に元学長で文化勲章受賞者梅原猛名誉教授の御寄贈による奨学金から梅原賞が与えられる。

カ 音楽学部における特待生制度の検討

中期計画で定めた音楽学部における特定生制度の検討については、平成 25 年度の年度計画において他大学の状況を調査することとしており、今後、学内で検討を行うこととしている。

キ 留学生への支援

本学では、海外の交流締結校と相互に学生を受け入れる交換留学制度を設けて交流を図っており、大学院では、本科留学生及び研究留学生を受け入れている。**【資料⑩】**

平成 24 年度に理事会の下に全学国際交流委員会 **【資料⑪】**、平成 25 年度には事務局に国際交流室を設置し、留学生への更なる支援や海外の芸術大学との交流連携の促進など、国際交流の充実を図るための体制を強化した。全学国際交流委員会での取組として平成 25 年 1 月に「留学生の意見を聴く会」を初めて開催し、留学生自身から留学生を取り巻く状況について意見を聴いた。これにより、これまで実施していなかった研究留学生に対するオリエンテーションの開催や留学生交歓会の開催回数増（1 回から 3 回）に取り組むなど、留学生のニーズに沿った日々の対応や事業の実施ができるよう努めている。また、平成 25 年度からは、英語版のホームページを開設しており、入試情報を始めとした様々な情報を発信している。

本学の学生への支援としては、交換留学制度に基づいて海外の交流締結校に留学する学生に対し、学生派遣費（予算の範囲内で一人当たり 30 万円を上限）を支給している。

（3）学生の生活支援は適切に行われているか。

ア 心身の健康管理・健康増進の支援体制及び装備

（ア）保健室等

本学において、学生・教職員の健康保持・増進に日常的かつ総合的に取り組むため、保健室に保健師 1 名を配置している。

学生の健康状況を把握するため健康調査票の提出及び健康診断を毎年実施し、異常が検出された者へは再検診の指導及び結果報告を求めるなど、事後対応も十分に行っている。平成 24 年度の健康診断の受診率は 43%だが、健診により重大な疾患を指摘された者は見られなかった。年間の保健室の利用状況は 495 件で 1 日平均 1.9 件である。平成 25 年度からは健康や心理面をサポートするため「保健室だより」**【資料⑫】**を発行している。

また、突然の心停止の備えとして中央棟と体育館には AED を設置している。

(イ) 学生のカウンセリング

保健室でのメンタル面に関する相談件数が増加したことから、平成 13 年度に外部の臨床心理士 1 名を委嘱し、週 1 回の学生相談室を開設した。さらに、相談件数の増加傾向の対応ときめ細やかなカウンセリングを目指すため、平成 15 年度後期に臨床心理士を 1 名増員し、週 2 回 2 名体制で対応している。平成 18 年度以降は、新入生全員対しカウンセラーによる面接を実施している。

また、平成 23 年度には「学生相談室のご案内」【資料⑬】を作成し、学生が学生相談室を気軽に利用できるよう支援の充実を図っている。

(ウ) ハラスメント防止

ハラスメントの未然防止と発生した場合の対応などに当たるため、平成 14 年 2 月にハラスメントに対する学内体制として、セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会及び相談窓口を設置し、本学において本格的なハラスメント対策の取組を始めた。平成 18 年 4 月には、キャンパス・ハラスメントに関する外部相談窓口を設置し、より早期に学生が相談しやすい体制を整えた。その他、毎年新入生のオリエンテーション時にセクシュアル・ハラスメントの防止に関する講演会を実施している。

本学の規定としては、「京都市立芸術大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、セクシャルハラスメントについては、「公立大学法人京都市立芸術大学セクシュアルハラスメント防止に関する方針」において対応方法等を明確にしている。【資料⑭⑮】

なお、平成 25 年度に、キャンパス・ハラスメントの防止・調査体制の充実や防止対策対象の拡大等を図るため、規程やガイドラインの見直しを行うこととしている。

(エ) 受動喫煙防止

喫煙による被害の大きさは、喫煙者はもとより、受動喫煙者においても非常に重大なものとなっている。特に大学は未成年の学生を含め、多くの人が集まる公共性の高い場である。そこで、安全衛生委員会では、学生及び教職員等が健康でいきいきと活動できるキャンパス環境を整えるため、受動喫煙防止について議論を進めるとともに、平成 25 年 10 月には教職員を対象に「喫煙に関するアンケート調査」を実施した結果、喫煙者の 8 割が喫煙場所を減らすことを受け入れるとの回答を得た。これらを踏まえ、現在学内に 50 箇所ある喫煙場所（灰皿設置場所）を段階的に削減し、将来的にはキャンパス内を全面禁煙とすることを目標に取り組んでいる。

イ 災害・事故等の対策

平成 24 年度に全学的な危機管理体制を構築するため、「公立大学法人京都市立芸術大学危機管理規程」【資料⑯】を整備した。この規程は、災害、事件・事故、入試に関して発生した問題、保健・衛生上の問題、コンプライアンスに関する問題、情報セキュリティに関する問題、その他、学生・教職員等及び一般市民等の生命の安全及び法人の財産、社会的評価に重大な影響を与え、法人の運営に支障を与える、又はそのおそれのある事象を対象としたものである。本学の円滑な業務運営に支障をきたす危機が発生した、又はそのおそれのある場合の全学的な危機管理体制について必要な事

項を定めることにより、学生・教職員等及び一般市民等の安全を確保するとともに、法人の社会的責務を果たすことを目的としている。平成 25 年度には学生、職員等に重大な被害が及ぶおそれがある様々な災害等に対して、「危機管理マニュアル」の作成を予定している。

ウ 学生自治会活動等への支援

学生自治会に対して部室や学生大会の会場の提供を行うとともに、学生自治会からの要望を受けて、学内施設の整備などを行っている。また、クラブ活動に関しても部室や催しの会場の提供や財政的支援を行っているほか、教員がクラブ顧問となり、日常的に指導や支援を行っている。

エ 学生食堂の充実等

学生アンケートから要望のあったサラダバーの設置やテイクアウト商品の新設等メニューの充実を図った。また、夜間営業（17 時～19 時）を開始し、営業時間についても充実を図った。

オ 学内事業への学生スタッフの採用

芸術大学の特性を活かして大学が実施する展覧会等の補助スタッフやオープンキャンパス、入試等の学生スタッフとして年間延べ 700 名以上を採用している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

従前、就職その他進路選択に関する相談、指導については、教職研究室、あるいは学生が専攻する研究室、教員及び学生課（現学生支援担当）において、個々に相談を受けていた。

平成 24 年度に策定した本学の中期目標において、「世界にはばたく芸術家をはじめ、社会に創造的な活力をもたらす人材」の育成を基本目標として掲げており、当該目標を達成するため、就職支援や芸術家になるためのキャリア形成を全学的に行うことを目的として、「キャリアアップセンター」を設置した。本センターの基本的事業は「芸術家として歩み始めた者への支援」、「学生が希望する職種の受け皿となる企業の開拓と就職指導」、「進路未定者解消のための適切な進路指導」である。

また、本センターの活動等については、ホームページ【資料⑰】や Facebook によりその内容の情報を発信している。

ア 芸術家を目指す者への支援

a 活動状況

芸術活動支援アドバイザーによる相談を随時受け付けており、美術については、卒業後の制作活動、制作場所の支援、展覧会・イベント開催準備、ポートフォリオの作り方などの助言・指導と公募・助成金情報の収集に関する情報提供を、音楽については、演奏会の企画、広報、券売、イベント立上げ、教職を目指す学生等の支援などの助言・指導と演奏活動に必要な情報提供を行っている。【資料⑱】

b 24 年度の主な活動実績

- ・音楽アドバイザー相談・活動件数：299 件
 - ・美術アドバイザー相談件数：74 件
 - ・各種セミナー・講演会の開催：16 回
 - ・瓦版（卒業後の活動事例紹介）の発行：4 回
- c 東山アーティスト・プレイスメント・サービス実行委員会との連携
- 京都市が、京都在住の若手芸術家たちの居住・制作・発表を包括的に支援すること等を目的として、「若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり」事業を平成 23 年度から実施しており、この事業を主として実施する組織として、各分野の専門家で構成する「東山アーティスト・プレイスメント・サービス実行委員会（以下、「HAPS」と言う。）が設立された。委員に本学教員、アドバイザーに学長が就任している。
- 本学キャリアアップセンターが卒業生の相談を受ける中で、若手芸術家が京都で活躍し続けられるように HAPS を通じて居住・制作・発表の場所を紹介して支援を行っている。また、キャリアアップセンターが企画し、HAPS との連携により若手芸術家のキャリアアップに関するトークイベントを開催した。

イ 就職支援

a 活動状況

平成 21 年 5 月に就職相談員を配置し、学生の就職相談等に対応しているところであるが、キャリアアップセンターの設立を期に、平成 23 年度まで週 3 日・1 日 4 時間であった就職相談を平成 24 年度から週 4 回・1 日 6 時間に拡張するとともに、ハローワーク職員による週 1 回の相談日を設け、支援の充実を図っている。また、就職ガイダンスや会社説明会等を実施し、学生の就職支援を実施している。

b 24 年度の主な活動実績

- ・就職相談件数：381 件（うちハローワーク 82 件）
- ・就職ガイダンス：5 回
- ・ハローワーク職員による模擬面接：5 回
- ・会社説明会：11 回
- ・芸術系大学企業説明会の開催（平成 24 年度から京都嵯峨芸術大学と合同で開催）

2 点検・評価

● 基準 6 の充足状況

本学では、中期計画の中で修学支援、生活支援及び進路支援の方針を定めている。修学支援としては、「オフィスアワー制度等の実施」、「奨学金等の充実」、「奨励金制度の充実」、「少人数教育を活かした丁寧な対応」、「留学生への支援」等、生活支援としては「健康面のサポートの充実」、「ハラスメント防止」、「災害・事故等の対策」等、進路支援では「キャリアアップセンターを設立」であり、これらの方針に基づいて様々な取組を行っていることから、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

ア 1回生の全員面接の実施により学生相談室の存在が周知され、相談件数も増加傾向にある。また、全学年に実施する健康診断については身体計測日の工夫等を図り、受診率の増加につなげている。

イ キャリアアップセンターは開設1年目で緒に就いたばかりであるが、様々な講演やセミナー及び説明会、相談業務や印刷物の発行、WEB上の情報の発信を行い、学生のキャリア支援や就職支援に繋がった。また、学生のみならず卒業生も対象とし、芸術活動・就職活動の援助を行っている。

② 改善すべき事項

本学では理念の一つとして「少人数教育」を掲げ、担当教員や学生支援担当職員及びカウンセラー等へ相談しやすい環境を整え、相談者へ対してきめ細やかな指導・助言等を行っている。しかし、様々な理由から学生の休学・退学者は発生しており、学生支援の視点から学生の休学及び退学者を減少させる方策が必要である。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

ア 学生相談室の開室日を増加することによって、より相談しやすい環境を作るとともに、学生相談カウンセラーや保健師と教職員の連携を図り、学生支援体制の強化を目指していく。特に学生のこころの病気の早期発見のため、学生相談のカウンセリング日数や時間を拡大し、また、精神科医の健康相談を設定することにより、メンタルヘルスの常時対応ができる体制作りを検討していく。

イ 企業、教育機関、研究機関等とのインターンシップを実施する方法（授業の中での産学連携事業）、マッチングの構築を研究していく。学科教育の課程に、キャリア教育に関する必修の科目の早期開講を目指すことにより、卒業・修了時における進路未定者の減少に努める。

② 改善すべき事項

長期欠席している学生に対し、保護者を含めた面談を実施する中で、学生の状況を今以上に的確に把握し、休学・退学に至らないように指導していく必要がある。

また、学費の支払が困難な学生に対し、授業料減免制度の拡充や本学独自の奨学金制度の構築などを含めて検討していく。

4 根拠資料

- ① 6-1 公立大学法人京都市立芸術大学中期目標 [既出資料 1-6]
- ② 6-2 公立大学法人京都市立芸術大学中期計画 [既出資料 2-3]
- ③ 6-3 美術学部授業概要（シラバス） [既出資料 4(1)-5]
- ④ 6-4 音楽学部授業概要（シラバス） [既出資料 4(1)-7]
- ⑤ 6-5 学生授業評価 [既出資料 3-22]
- ⑥ 6-6 授業内容・方法の検討（授業まとめ） [既出資料 3-23]
- ⑦ 6-7 授業料減免規程集

- ⑧ 6-8 東北地方太平洋沖地震による被災に伴う授業料等減免取扱要領
- ⑨ 6-9 公立大学法人京都市立芸術大学奨学基金規程
- ⑩ 6-10 留学ガイドブック
- ⑪ 6-11 公立大学法人京都市立芸術大学全学国際交流委員会規程
- ⑫ 6-12 保健室だより（2013年7月）
- ⑬ 6-13 学生相談室のご案内
- ⑭ 6-14 京都市立芸術大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程
- ⑮ 6-15 公立大学法人京都市立芸術大学セクシュアルハラスメント防止に関する方針
- ⑯ 6-16 公立大学法人京都市立芸術大学危機管理規程
- ⑰ 6-17 本学ホームページ<キャリアアップセンター>
- ⑱ 6-18 卒業生のみなさんへ（京都芸大キャリアアップセンター資料） [既出資料4(4)-3]

7 教育研究等環境

1 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

ア 教育研究に必要な運営体制・設備等の充実

中期目標において「学生及び教員の研究を更に充実する研究環境を整備するため、個人研究や共同研究の内容に即した研究実施体制の整備を図る。」と定めている。【資料①】これを受け、中期計画で「教育研究に必要な運営体制・設備の充実」として以下のとおり明確な方針を示している。【資料②】

- 政策機材や楽器等の整備・充実（第1-1-(3)-ウ-(ア)）
- 教育研究のためのスペース確保（第1-1-(3)-ウ-(イ)）
- 学内情報インフラの充実（第1-1-(3)-ウ-(ウ)）

イ 施設設備の整備等

本学は、現在地へ移転してから30年以上が経過し、施設・設備の老朽化・狭あい化が顕著になっており、更に耐震化等の安全面の確保やバリアフリーへの対応など、機能的な改善が強く望まれる状況にある。この状況を踏まえつつ、平成22年6月に定めた「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」において、今後の施設整備の方向性として、キャンパスの全面移転が示された。【資料③】

その中で、京都の豊富な文化芸術資源の利活用、他の芸術系大学との学術交流、本学が持つ芸術資源の市民への還元を考慮したうえで、移転先として京都市内中心部が挙げられており、現在地よりも大学が存在する意義は大きいと、5回の推進会議を経て結論が出されている。

平成24年度の法人化の際に策定された中期目標に「良好な教育研究環境を実現するため、大学施設及び設備を適正かつ計画的に維持管理しつつ、立地条件、老朽化、狭あい化、不足機能、耐震化、バリアフリー化の課題解決に向け、大学施設の全面移転を基本とした再整備を検討する。」と掲げられ、これを踏まえ、中期計画の重点目標として「施設整備のあり方について、京都芸大の施設が抱えている様々な課題を改善し、大学に期待される役割を十分に果たしていくため、キャンパスの市内中心部への全面移転を基本に検討し、整備構想を策定する。また、その間、現在地での施設機能を維持するため、適切な改修、補修を実施する。」と明記しており、全面移転を基本とした整備構想の策定を進めている。【資料①②】

なお、平成26年1月6日に京都市においてJR京都駅東地域への移転整備方針が決定し、公表された。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

ア 校地・校舎等の整備状況

本学は、別々の地にあった美術学部と音楽学部を統合するため、現在の京都市西京区大枝沓掛町に昭和55年に新築移転した。敷地面積は67,301㎡、主要建物の総床面積は35,851㎡である。【資料④】

現在地への移転から長期間が経過し、教育研究活動の多様化に伴う建物の狭あい化

が進行したことから、教育研究活動に係るスペースを拡大するため、平成23年4月から隣接する旧京都市立音楽高校の教室の利用を開始し、教育環境施設の向上に務めている。現在の施設・設備等の概要を「根拠資料⑤」に示す。【資料⑤】

イ 施設・設備の維持管理等

本学では、労働安全衛生法等に基づき「公立大学法人京都市立芸術大学職員安全衛生規程」【資料⑥】を定め、同規程第5条により安全管理者を置き、責任者を明確にするとともに、教務学生支援室総務広報担当内に施設担当者として職員を配置して、敷地、建物、建物附属設備及び構築物の維持管理に当たっている。

大学全体の施設保全是業務委託により電気、ガス、給水、換気、空調、消防、排煙等の設備点検を実施するとともに、大型設備（吸収式冷温水機、ガスヒートポンプ式空調機、昇降機、自火報設備、防火扉閉鎖設備等）については個別で保守等の業務を委託し、定期的な点検整備を実施している。

セキュリティ面においては、警備とセキュリティシステムを専門とする業者に守衛業務を委託するほか、機械警備の導入により夜間・休日等についても万全の警備体制を整えている。

ウ 安全管理

労働安全衛生法に基づく職場の労働環境に係る規程を「公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則第46条」【資料⑦】で定めることを規定し、「公立大学法人京都市立芸術大学職員安全衛生規程」【資料⑥】を整備している。

職員安全衛生規程においては、統括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生委員会、産業医の設置を定め、労働災害の防止や健康保持及び増進等、職員の安全及び衛生の確保に関する必要事項を定めている。

また、「京都市立芸術大学消防計画」【資料⑧】により、本学における防火防災管理業務について必要な事項を定め、火災の予防及び火災・大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を図っている。

エ 情報インフラの整備状況

教育研究用として各研究室に学内LANが配備され、学生及び教員用として大学会館情報スペースに情報機器を導入しており、非常に高い稼働率で利用されている。【資料⑨】

(ア) 情報スペース

- a パソコンを数十台設置し、学生が制作のために自由に利用することが可能となっており、また専攻単位での利用や情報教育にも供している。
- b 制作に利用するために必要なソフトウェアと3Dスキャナ、モーションキャプチャ、大型プリンタなどのほか、映像・音響機材などの周辺機器を充実させている。
- c サーバー室を設け、学内ネットワークの中核機器を設置し、インターネット接続及び学内外へのサービスを行っている。
- d 音楽研究科の修士課程、博士（後期）課程における音響解析や聴覚機能の計算

機シミュレーション等を実施可能な環境が構築されている。

(イ) 情報スペースの周辺機器

情報スペースの情報機器については、適宜、機器更新を実施し、利用形態の変化や利用者数の増大に対応している。スティルカメラ、ハイビジョンカメラ、デジタルカメラやその他録音機材、音響関連機材などを用意するとともに、必要に応じて学生への貸し出しも実施している。

(ウ) 学内ネットワーク

研究室、講義室等の主要箇所に LAN ケーブルを引き込み、ネットワーク環境を整備している。学内ネットワークは各専攻や用途区分に応じて仮想ネットワーク (VLAN) を導入し、VLAN 間の通信を制限することでセキュリティを向上させている。平成 25 年 4 月から 1Gbps の高速回線で学外と接続し、増え続けるトラフィックの増大に対応している。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

ア 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況について

(ア) 附属図書館

附属図書館の所蔵図書は平成 25 年 5 月 1 日現在、124,422 冊 (和書 95,983、洋書 28,439 冊)、雑誌等の定期刊行物は 2,304 種 (国内書 2,142 種、外国書 162 種) であり、視聴覚資料は 6,821 点である。過去 3 年間 (平成 22 年度～平成 24 年度) の受け入れ数は、平成 22 年度に大口の寄附受入があったため、16,701 冊となっている。【資料⑩】

(イ) 日本伝統音楽研究センター図書室

日本伝統音楽研究センター図書室においては、平成 25 年 5 月 1 日現在、21,157 冊 (和書 21,005 冊、洋書 152 冊)、雑誌等の定期刊行物は 640 種であり、視聴覚資料は 5,778 点である。過去 3 年間 (平成 22 年度～平成 24 年度) の受け入れ数は 1,378 冊である。【資料⑩】

当図書室は、伝統音楽・伝統芸能を中心とした伝統文化に関する情報提供と同センターの事業活動・研究支援のための調査研究機関としての機能充実を目的としており、国内外の伝統音楽・伝統芸能関連資料を体系的に収集していることを特徴としている。

イ 図書館の規模、専門能力を持つ職員の配置、設備の利用環境などについて

(ア) 附属図書館

a 規模・施設

附属図書館の床面積は 1,377 m²、閲覧室面積 424 m²、視聴覚室等 122 m²、書庫面積 590 m²、事務室面積 99 m² であり、閲覧室の座席数は 96 席である。書棚は全開架式となっており、館内に設置された 2 台の端末から資料の検索ができ、自由に閲覧することができる。また、視聴覚室を確保しており、視聴覚資料を利用するために 10 席が提供されている。平成 23 年 4 月から図書閲覧室内に AV コーナーを設置し、CD プレーヤー 3 台、DVD プレーヤー 2 台を設置している。

開館時間は、午前9時から午後8時まで（長期休暇中は午前9時から午後5時まで）で、休館日は土曜日、日曜日、祝日及び年末年始等である。平成25年度の開館日数は223日を予定している。

b 職員の配置

職員は附属図書館・芸術資料館長1名（教授）、図書館職員4名（専任1名、資料館業務との兼職3名（うち嘱託1名、臨時1名））からなり、そのうち専任の1名が司書有資格者である。

平成24年4月から図書館窓口業務を委託化し、委託先からの派遣者全員は司書有資格者としていることから、専門的見地による図書案内ができる体制を整えている。

c 利用環境

利用対象者は教職員、学生、退職教員（専任）、卒業者、修了者のほか、地域に根ざした芸術教育の拠点として一般市民（京都市在住または京都市内に勤務地・通学所のある者）に対しても開放している。利用方法については、毎年、新入生に対して図書館の利用ガイダンスを実施し、図書館利用案内【資料⑩】を配布するとともに、図書館掲示板やホームページでも利用案内を掲載している。

平成24年5月から図書資料の情報、新着図書案内、予約・貸出状況等についてインターネットを通して確認できるマイライブラリサービスを開始し、利便向上を図っている。

また、司書職員によるテーマ展示と貸出促進企画の充実を図り、利用者のサービス向上に努めている。

なお、平成24年度の利用実績は、利用者数32,931名（延べ）、年間貸出冊数10,144冊（教職員1,128冊、学生9,016冊）である。【資料⑪】

(イ) 日本伝統音楽センター図書室

a 規模・施設

日本伝統音楽センター図書室は、閲覧室及び資料室から成る。閲覧室の床面積は44㎡で、閲覧席は12席あり、そのうち1席には図書室所蔵のCD・DVD・ビデオテープ等を視聴するための視聴覚機器を配備している。資料室（132㎡）には移動式書架等により所蔵図書が保管されている。

開室時間は、午前10時から午後5時まで（午前12時～午後1時を除く。）で、開室日は水曜日から金曜日（祝日、入学試験期間中、年末年始等を除く。）である。

b 職員の配置

職員2名（嘱託職員）体制で運営させており、そのうち1名が司書有資格者である。

c 利用環境

図書室は教職員、学生、退職教員（専任）、卒業者、修了者の他、調査研究のために利用を必要とする者や日本伝統音楽研究センター所長の許可を得た者へも開放している。

利用方法は、図書室内に設置している資料検索端末にて資料情報を検索し、該

当資料を図書室職員が用意する方法をとっているが、日本伝統音楽に係る一般的な学術雑誌や事典については、常時、室内の書架に並べられているので自由に閲覧することができる。

所蔵資料については、日本伝統音楽研究センターのホームページから図書室の収蔵資料検索を可能にしており、来室しなくても資料状況が把握できるようサービス向上を図っている。

その他、日本伝統音楽研究センターが実施する伝音セミナーに関連するテーマ図書展示、同センターの研究報告や所蔵する SP レコード音源のホームページ公開など、日本伝統音楽の教育研究の発展に努めている。

平成 24 年度の利用実績は、利用者数 386 名（延べ）、年間貸出冊数 123 冊（教職員 35 冊、学生 88 冊）である。【資料⑫】

ウ 国内外の教育研究機関との学術情報提供システムの整備について

国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムについては、国立情報学研究所の提供する無料サービスを、学術コンテンツポータル (GeNii) を通して利用可能としている。さらに有料サービスである NII 論文情報ナビゲータ (CiNii)、大学間相互貸借利用サービス (NACSIS-ILL) を活用している。

また、平成 25 年 8 月からオンライン電子ジャーナル「JSTOR」の「Arts&Sciences III」と「Arts&Sciences VIII」の利用を新たに開始し、美術・音楽等の学術雑誌の閲覧の充実を図った。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

ア 施設・設備の整備状況

美術学部・美術研究科修士課程については、実技制作に関して主にアトリエ棟、漆工染織棟、陶磁器棟、彫刻棟、中央棟（一部）を、博士（後期）課程は主に新研究棟、立体工房、陶磁器研究棟、映像スタジオを活用し、学生の制作活動や教員の研究活動のために活用されている。これらの施設は、機械設備等を設置した作業スペースと制作や構想のためのスペースに分類される。前者は教員または技術嘱託員の指導のもとに必要なに応じて利用され、後者は専攻ごとでスペースの大小はあるが、ほぼ学生の制作活動等に充てられている。

音楽学部及び音楽研究科における実技系の活動は、主に音楽棟で行われている。音楽棟には実技系教員研究室、合奏室（大合奏室 1 室、小合奏室 1 室）、学生練習室（約 40 室）が集約されており、音楽学部の理念でもある少人数教育に適した施設となっている。また、各練習室にはピアノが配備されており、学生が自由に利用できる環境が整えられている。

以上のとおり、研究室、合同研究室、作業室、合奏室、練習室等が、各学部・専攻毎の特殊性を配慮し、配置されている。

イ 研究費・研究室及び研究時間

(ア) 研究費

教員研究費は、教員個人の研究に係る経費を支弁するものであるが、平成19年度の認証評価において個人研究費が極めて低額であるとの指摘を受けた。この現状を改善すべく、平成23年度に特別研究助成金制度（500万円）を導入した。

特別研究助成金とは、予め予算措置されている研究費ではあるが、個人研究、共同研究を問わず、学内の一般公募に対する申請に基づき、特別研究審査委員会の審議を経て助成対象及び助成額が決定されるものである。【資料⑬】

また、平成24年度には特別研究助成金を800万円に増額し、さらに、平成25年度には専任教員の一人当たりの研究費を一律に30万円に増額するなど、大幅な改善を図ってきている。【資料⑭】

(イ) 研究室

専任教員には、その研究環境を確保するため個別に研究室が与えられており、書架、机、椅子、電話、LANなどの基本的な設備を整備している。

美術学部・美術研究科については、個人研究室として67室（1室平均20.9㎡）、共同研究室として2室（1室平均60.5㎡）がそれぞれ配置されている。また、音楽学部・音楽研究科については、個人研究室として24室（1室平均27.7㎡）が配置されており、レッスン室を兼ねたものとなっている。なお、ピアノ専攻教員の各研究室にはスタインウェイ（ピアノ）を配備している。

(ウ) 研究時間の確保

各教員が担当する1週間の授業時間は、1授業時間は講義及び演習で45分、実技で60分を単位とし、美術学部では平均28.9授業時間、音楽学部では平均15.5授業時間となっている。【資料⑮】

授業時間以外は学外研修を含め研究時間への割り当てが可能となるが、重要な会議や委員会等の委員を務める教員はその負担が大きくなり、結果的に研究時間を十分に確保することが難しくなる場合がある。

中期計画において、教員の教育及び研究等の能力を向上させることを目的として、サバティカル制度等の導入を検討しており、今後、当該制度の整備に努め、さらなる教員の研究時間の確保を支援していく。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

ア 学内規程の整備状況

本学では、教育、研究、地域貢献、その他大学運営に係るすべての業務に対する倫理保持の観点から、「公立大学法人京都市立芸術大学職員の倫理の保持に関する規程」を策定し、教職員の責務を明らかにするとともに、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招く行為の防止を図っている。【資料⑯】

また、科学研究費補助金等公的資金の不正行為を防止するため、「京都市立芸術大学における公的資金による研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」を制定し、遵守すべき事項及び不正行為に起因する問題が生じた場合の措置等に関する事項を定めている。【資料⑰】

イ 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営

「公立大学法人京都市立芸術大学職員の倫理の保持に関する規程」を適切に運用するため、「公立大学法人京都市立芸術大学職員の倫理の保持に関する規程施行細則」において禁止事項等を具体的に明記し、教職員の倫理に反する行為の未然防止を図り、適切な倫理観を涵養することとしている。【資料⑱】

教職員が規程に違反する行為を行った疑いがある場合は、理事長が定める倫理監督職員によって当該行為に対する調査を行う体制を整えており、違反行為が認められた場合はその程度に応じて懲戒処分その他の措置を採ることになっている。なお、懲戒処分については、「公立大学法人京都市立芸術大学職員の懲戒処分に関する指針」に基づいて行われる。【資料⑲】

2 点検・評価

● 基準7の充足状況

本学では大学設置基準を満たす広さの校地・校舎面積を配備しており、適切な施設・設備等を整備しているが、現在地へ移転してから30年以上が経過し、施設・設備の老朽化・狭あい化や耐震化、バリアフリー化の対応が必要となっている。中期計画では、「移転整備構想の策定と現在地での施設機能を維持するため、適切な改修、補修を実施する。」としており、毎年度、適切かつ計画的な改修、補修を実施するとともに、平成26年度には設置団体において移転整備構想が策定されることになっている。【資料⑳】

図書館に関しては、中期計画では「利用者の声を聴き、ニーズに応じて改善する。」としており、年間開館日数を増やすなどの取組を行っている。【資料㉑】また、図書館・資料館、保存修復専攻、展示スペースの総合的な再編を視野に入れつつ、各学部、日本伝統音楽研究センター、芸術資料館が持つコンテンツとノウハウを集約し、「芸術資源研究センター」を設立する。【資料㉒】

教員の教育研究活動の支援については、平成23年度に特別研究助成金制度を導入し、平成25年度からは専任教員の一人当たりの研究費を一律に30万円に増額するなど、大幅な改善を図ってきている。これらのことから、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

附属図書館

附属図書館における窓口業務の委託化により、常時2人以上の体制が可能となっただけでなく、図書館職員の業務が図書資料選択や企画・広報活動に注力できるようになった。これにより、テーマ展示では従来の図書紹介だけでなく、サテライトギャラリーでの企画展に合わせた図書紹介の実施や、図書館の利用促進を目的とする貸出促進企画の充実を図ることができ、利用者への訴求力を高めることに効果を上げている。

また、平成24年5月から開始したマイライブラリサービスにより学外から図書資料の情報、新着図書案内、予約・貸出状況等を確認できるようになり、利用者のサービス向上を行うことができた。さらに、平成25年8月から電子ジャーナル「JSTOR」の利用を開始し、美術、建築、音楽、映画などの分野における主な学術雑誌（洋書）のバックナンバーの閲覧及びプリント出力が可能となり、教育・研究面でのサポートに

も貢献している。

図書館の旧ロッカー室を改装した自習室はほぼ常時利用されており、一隅に設置した自主管理文庫（のら文庫）も親しまれている。

② 改善すべき事項

施設・設備

現在地への移転当初に建てられた本学の施設は経年による老朽化が進行し、漏水や外壁のコンクリートのひび割れ等から構造体としての強度の低下や機能劣化が危惧されており、多くの設備が更新時期を過ぎているため安全面の確保等、早急に改善すべき問題を抱えている。また、教育内容の多様化や学生数の増加、作品の大型化などの大学を取り巻く状況の変化により、実習室、演奏室、合奏室、講義室、楽器収納スペース、図書・資料の収蔵スペース等の深刻な狭あい化をもたらしている。その他、耐震化等の課題やバリアフリーへの対応など、機能的な改善についても強く望まれる状況にある。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

附属図書館

テーマ展示や貸出促進企画の合間に新たなスポット企画を提案し、図書館利用者への更なるサービスの向上を図るとともに、本学の美術教員の展覧会図録、音楽教員の演奏会プログラム、音声・映像資料等を収集することで、本学ならではの図書資料の更なる充実を目指す。

また、平成26年度に博士論文、修士論文、研究紀要、その他研究報告書等の本学における教育研究活動等の成果物を電子媒体により蓄積・保存し、ネットワークを通して公開・発信する機関リポジトリの整備を目指している。

② 改善すべき事項

施設・設備

本学の中期計画でも掲げている大学施設の市内中心部への全面移転を基本とした整備構想を進めていくために、平成25年3月に本学は設立団体である京都市に対して移転・整備に関する要望書を提出したところである。**【資料②】**

なお、全面移転については、移転先における一定の敷地面積の確保、市民と頻りに交流できる立地条件の見極め、その他移転経費等、多くの課題が山積していることから実現までには長い期間を要する。その間、現在地での施設機能の維持修繕も必要であり、財政状況を十分に考慮したうえで、適切かつ計画的な改修・補修を行っていく。

4 根拠資料

- ① 7-1 公立大学法人京都市立芸術大学中期目標 [既出資料 1-6]
- ② 7-2 公立大学法人京都市立芸術大学中期計画 [既出資料 2-3]
- ③ 7-3 京都市立芸術大学整備・改革基本計画 [既出資料 2-13]

- ④ 7-4 主要施設の概況
- ⑤ 7-5 施設・設備等の概要
- ⑥ 7-6 公立大学法人京都市立芸術大学職員安全衛生規程
- ⑦ 7-7 公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則
- ⑧ 7-8 京都市立芸術大学消防計画
- ⑨ 7-9 大学案内 2013 (p. 115) [既出資料 1-3]
- ⑩ 7-10 図書・資料の所蔵数及び受け入れ状況
- ⑪ 7-11 図書館利用案内
- ⑫ 7-12 図書館利用状況
- ⑬ 7-13 京都市立芸術大学特別研究助成規程
- ⑭ 7-14 平成 25 年 2 月教育研究審議会(第 12 回)報告第 129 号(研究費の充実)
- ⑮ 7-15 専任教員個別表
- ⑯ 7-16 公立大学法人京都市立芸術大学職員の倫理の保持に関する規程
- ⑰ 7-17 京都市立芸術大学における公的資金による研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程
- ⑱ 7-18 公立大学法人京都市立芸術大学職員の倫理の保持に関する規程施行細則
- ⑲ 7-19 公立大学法人京都市立芸術大学職員の懲戒処分に関する指針
- ⑳ 7-20 【市長記者会見資料】京都市立芸術大学の移転整備について
(平成 26 年 1 月 6 日)
- ㉑ 7-21 図書館開館日数表
- ㉒ 7-22 【広報資料】京都市立芸術大学資源研究センターの設置について
(平成 25 年 12 月 26 日)
- ㉓ 7-23 京都市立芸術大学の崇仁地域への移転・整備に関する要望書

8 社会連携・社会貢献

1 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学の理念の一つに「地域社会と連携しつつ、文化首都・京都の特質を活かした国際的な芸術文化の交流拠点となること」を掲げている。

日本の芸術文化を育んだ文化首都・京都は、豊かな伝統文化・伝統産業が存在するとともに、先進的な学術研究や産業が活発に展開する国際的な文化交流の中心地でもあり、本学は、この京都の文化的土壌に根ざしながら、芸術を広く地域社会に発信し、学術・産業・生活文化の諸分野に創造的な視点と活力をもたらすこと、そして世界の多様な芸術文化が交流しあう国際的な芸術創造と研究の拠点となることを目指している。

中期目標の基本とする目標の一つとして「本学が蓄積してきた有形無形の文化資源と、130年の歴史を踏まえながら展開される創造的な教育研究活動の成果を、他の教育研究機関や芸術諸機関との連携を更に推進しつつ、積極的に一般公開し、市民が共有、活用できる環境づくりを行う。」を定めており、社会との連携・協力に関する目標としては、「学外連携に関する目標」、「社会・市民への教育研究の成果の還元に関する目標」、「国際化の推進に関する目標」等を掲げている。【資料①】

中期計画には、これらの目標を実現するため、具体的な計画を次のとおり掲げている。

【資料②】

ア「学外連携に関する目標を達成するための措置」

- 文化芸術機関との連携（第1-3-(1)-ア）
- 「若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり」事業との連携（第1-3-(1)-イ）
- 産業技術研究所との共同研究（第1-3-(1)-ウ-ア）
- 大学コンソーシアム京都との連携（第1-3-(1)-ウ-イ）
- 芸術系大学、他大学との連携（第1-3-(1)-ウ-ロ）
- 教育委員会及び小・中・高等学校との連携（第1-3-(1)-エ）
- 地場産業界、伝統産業界等との連携（第1-3-(1)-オ-ア）
- 各種業界との情報交換・人的交流（第1-3-(1)-オ-イ）
- 「学外連携共同研究室・工房（仮称）」の開設（第1-3-(1)-カ）

イ「社会・市民への教育研究の成果の還元に関する目標を達成するための措置」

- 「京都芸大アーカイバルリサーチセンター（仮称）」（平成25年12月に正式名称を「芸術資源研究センター」に決定した。）の設立（第1-3-(2)-ア）
- 作品展、演奏会、公開講座等の開催（第1-3-(2)-イ）
- 「京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA（アクア）」の活性化（第1-3-(2)-ウ）
- 「@KCUA（アクア）カフェ（仮称）」の開設（第1-3-(2)-エ）
- 総合舞台芸術のあり方についての構想（第1-3-(2)-オ）
- リカレント教育の強化（第1-3-(2)-カ）
- 知的財産の在り方の研究（第1-3-(2)-キ）

ウ「国際化の推進に関する目標を達成するための措置」

- 海外の芸術大学等との交流連携の充実（第1-3-(3)-ア-(7)）
- アーティスト・イン・レジデンス事業の実施（第1-3-(3)-ア-(1)）

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

ア 教育研究成果の社会への還元

教育研究の成果を積極的に社会に還元し、市民に広く文化芸術に触れ合う機会を提供するため、大学資源の提供の取組を強化しており、以下については、主な取り組みを記載する。

(ア) 組織体制の強化

平成24年4月の法人化に伴い、主に教育研究成果を社会へ還元する業務を担当する組織として務学生支援室事業推進担当を設置し、事業推進課長以下が学外連携事業の窓口となり、企業、行政、学校、地域社会などと大学との橋渡し役を担っている。また、学外からの連携事業の依頼等について、大学としての対応を検討する組織として、美術学部関係では、教員や事務職員で構成する広報委員会を設け、その下部組織の事業部会において個々の案件について対応を協議している。音楽学部関係では、演奏委員会及び音楽学部教授会で、伝統音楽研究センター関係では伝統音楽研究センター教授会で対応を協議している。

(イ) 芸術資源研究センター設立に向けた取組

平成24年度には学長をはじめとして教員等14名で構成する研究会（プロジェクトチーム）を設置した。また、市民への周知のため、「連続シンポジウム“創造のためのアーカイブ”」を2回開催し、多くの参加者を得ることができた。

平成25年4月には、「京都芸大アーカイバルリサーチセンター準備室」を設置し事務局と教員等13名からなる準備委員会組織を整えて、2回の全体会議と構想策定班4回、研究事業班2回の会合を開催し、本学の特性を生かした構想案の策定に向け、東京芸術大学や慶應義塾大学等の先行事例を調査し、組織基盤や具体的な独自事業の検討を進めている。また、リーディング事業として「富本憲吉アーカイブ調査研究」にも着手している。

(ウ) 文化庁の「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」の取組

平成25年度は、文化庁の「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」の採択を受け京都芸術センターと連携し、「アーティストの招聘による多角的なワークショップなどを通じた新進芸術家育成事業」を実施している。この事業は国内外で活躍するアートディレクターとアーティストを講師として招聘し、大学院生及び若手芸術家とのワークショップ・レクチャーを中心とした若手芸術家育成プログラムである。

(エ) 東日本大震災災害支援に関わる取組

○ 震災復興プロジェクト「tram/トラム」

教育研究成果の社会への還元に関して、東日本大震災からの復興を目的とした宮城県女川町での芸術を通じた活動に呼応し、本学では、学生主体の震災復興プロジェクト「tram/トラム」が結成され、被災地と連携し継続的に支援活動を続け

ている。また、同町では、古くから伝わる町の伝統芸能の獅子舞の獅子頭が津波で流されたため、それを新調するに当たり、本学が獅子頭に漆の加工装飾を施すなどの協力をし、復活した獅子舞は復興を願う伝統の舞を各地で披露している。

○ 「東日本大震災災害支援チャリティーオークション サイレントアクア」

本学関係者が美術作品を制作し、広く市民にもオークションに参加いただき、その収益金を震災復興に役立てるため、「東日本大震災災害支援チャリティーオークション サイレントアクア」を平成 23 年度から毎年開催している。これは現役や卒業生、修了生、元教員を含めた、本学の教員、学生並びに本学と縁の深い方々から美術作品（はがきサイズ程度の大きさ）を制作し寄付していただき、制作者名を伏せて本学のギャラリーで展示し、またインターネットでも掲示し、オークションを行いその売上金を寄付するという本学と社会全体との連携事業である。オークションは、作品の購入希望者が所定の用紙に希望金額を記入し、入札するサイレントオークション方式で行い、その売り上げは芸術活動を通じて復興支援に取り組む団体等に寄付している。実績は次のとおりである。

	出品者数(人)	出品数(点)	落札作品数(点)	復興支援団体寄付額(円)
23 年度	346	866	633	5,748,365
24 年度	258	630	516	4,000,000
25 年度	290	674	570	6,000,000

(オ) 高山祭における取組

本学は、芸術系大学の使命として芸術家の養成、創作研究の推進に加えて、学内に蓄積された知識と技術を生かした文化財の維持、継承にもあると考えている。こうしたことから、保存修復専攻を中心に、文化財の調査分析に基づいた修復制作に積極的に取り組んでいる。平成 24 年度は、岐阜県高山市の「高山祭」で、約 200 年間使われている祭屋台の装飾画の復元作業を行った。

屋台の保存に取り組む高山・祭屋台保存技術協同組合から江戸時代後期の作と伝わる金鳳台という屋台の天井絵「金地雲龍図」と台座の周囲を覆う腰板 10 枚の復元作業の依頼を受け、装飾画の保存修復には日本画の知識と技能が不可欠であることから、保存修復と日本画の両専攻の教員、大学院生、特任研究員が一体となって作業を行った。金鳳台は、平成 25 年 3 月に修復を終え、平成 25 年 10 月の秋の祭礼に色彩鮮やかに蘇った姿が披露された。

(カ) 祇園祭における取組

平成 25 年度に、学生が「祇園祭」で 150 年ぶりの復興となる大船鉾の裾幕と音頭取りの衣装をデザインした。大船鉾の復興に向けて準備を進める公益財団法人祇園祭山鉾連合会及び公益財団法人四条町大船鉾保存会が、大船鉾の裾幕及び音頭取りの衣装の制作に、今後の祇園祭を支える若い世代が携わることにより賛同され、また、本学が 130 余年にわたり、世界に誇る芸術家を輩出してきた教育・研究システムやその技術を評価していただき、提案する機会が実現した。

この事業は、美術学部の専攻横断型の授業「テーマ演習」の一つである「祇園祭と浴衣」を受講する美術科、デザイン科、工芸科、大学院修士課程保存修復専攻の

3・4年生と修士課程の学生約25名が、大船鉾保存会からお話を伺い、大船鉾の裾幕及び音頭取りの衣装をデザインし、同保存会に提案した。デザイン提案に当たっては、4名の教員と京都の染織業者がチームとなって、学生をバックアップしている。

(キ) サマーアートスクールの実施

広く学外の方々を対象に、本学の教育資源を還元することを目的に、平成18年度から夏季にサマーアートスクールを開講している。本講座は、夏季休暇期間を利用し美術学部の各専攻の教員が実技、講義、ディスカッション、ワークショップなどの講座を開き社会への還元に努めている。また、改正教育職員免許法に合わせ導入された教員免許更新制に必要な免許状更新講習を本講座と合わせて実施している。

(ク) 演奏会の取組

年3回開催している定期演奏会のうち2回は学外のコンサートホールを利用し、有料で実施している。その演奏会に中学生や留学生、視覚障害者を特別招待し、教育研究活動の発信枠を広げる取組を実施するなど、数多くの演奏会で市民に教育研究成果を還元している。毎年の大学院オペラ公演においては、公演日の前日に行うリハーサルで本学周辺の地域の方々を招待し、鑑賞いただいている。

また、地元の京都市西京区役所と連携し、区内の地域コミュニティの集会や福祉施設などで声楽をはじめとする演奏会も催している。

この他にも国立京都近代美術館ホワイエでのコンサートや、市内のホテルでの演奏会、京都府内の公的なホールでの市民や中学生を対象とした演奏会など、年間に20回程度開催している。

(ケ) 子ども音楽教室の開催

音楽教育の各分野における理論的、実践的研究を行うことを目的に、音楽学部の専任教員で「京都市立芸術大学音楽学部音楽教育研究会」を組織し、幼児期から人間性に溢れた音楽教育を行うことにより、知性、情緒、意志力の均衡ある発育を促進し、創造性と同時に社会的教養の豊かな人格の形成に資するための研究を目的とし、「京都子どもの音楽教室」を開講している。音楽の専門家を志す子どもたちのみならず、音楽を学びたいすべての子どもたちを対象に、音楽を愛し音楽が人生の心の糧になるような、音楽基礎教育を行うことを理念とし、3歳から中学3年生までの約260人が毎年週1回の受講している。

(コ) 日本伝統音楽研究センターの取組

研究成果の社会への提供や研究成果を市民に還元することを目的に伝統音楽公開講座、伝音セミナー、でんおん連続講座を開講している。

伝統音楽公開講座は、学内外の会場で年間2~3回学外からゲスト講師を招き、伝統芸能を支える演奏について、講演や体験ワークショップ等を通じて考察する講座を開いている。

伝音セミナーは当研究センターが所蔵する貴重なレコード等を用い、様々なジャンルの演奏を聴くことを主目的とした講座で、学内で年間8回開講し、250~300人程度の聴講者が参加している。

伝音連続講座は、専門的なテーマを初めての方でも分かりやすく学べる講座で、

年間4～8講座を各10回程度連続で開催している。

イ 学外組織との連携

(ア) 「京都芸術教育コンソーシアム」への参画

美術教育における大学と小中学校との連携を子どもへの教育的観点から発展させるため、本学をはじめとする京都の芸術系5大学（京都嵯峨芸術大学、京都精華大学、京都造形芸術大学、成安造形大学）と京都市、京都市教育委員会で平成24年8月に「京都芸術教育コンソーシアム」が設立された。

「京都芸術教育コンソーシアム」は、大学コンソーシアム京都に加盟する芸術系5大学と京都市図画工作研究会、京都市立中学校教育研究会美術部会、京都市、京都市教育委員会及び京都市立小・中学校が、大学と小・中学校の教育資源を生かした美術教育の充実や芸術を大切に、子どもたちが芸術を身近に感じることができる風土づくりに向けた取組を推進することを目的として設立された。平成24年度には、小・中学校の夏休みを利用し、本学を含む5大学が合同で「京都アートワークショップ 夏休み、芸大でアート体験」を実施し、計約500人の子どもたちや保護者が参加した。平成25年度は、フォーラムの開催や京都造形芸術大学において5大学の学長が集まって総会を開き意見交換を行っている。

(イ) 行政（京都市・京都府）との連携

○ 京都のまちの将来像の作成

京都市では、平成19年度から新景観政策を実施し、建築物のデザイン基準の拡充、京都市景観白書の作成など、景観政策を進化させる取り組みが実施されていたが、目指す将来像が分かりにくいという課題があり、それを解決するため将来像をイメージ化する「京都のまちの将来像の作成」の公募があった。

そこで、本学は官学連携の一環として当該事業を受託し、デザイン科環境デザイン専攻の学生が、担当教員の指導のもと、30年後と100年後の将来像のイメージ図（鳥瞰図）を作成し、「京都のまちの将来像発表会」において公表するなど、京都市の新景観政策に積極的に貢献した。なお、成果品は、30年後は「人がつながる緑の空間ネットワーク」、100年後は「若者を育てるキャンパス都市」をコンセプトとし京都の都心地域を描いたものである。

○ 駅中アートプロジェクト

京都市交通局及び公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団と連携し、京都コンサートホール最寄りの京都市営地下鉄北山駅構内にオーケストラをイメージした学生によるアート作品を展示し、地下鉄利用者に芸術に触れられる機会を提供するとともに、芸術を通じた雰囲気の醸成に貢献している。

○ ラッピングバスのデザイン

平成25年度に交通局と連携し、大学院生がラッピングバスをデザインした。京都駅と京都水族館のある梅小路公園を結ぶ系統、「水族館シャトル」などを運行する車両の両側面にデザインし、学生自身がマスメディア等にコンセプト説明等を行った。

○ 京都府立図書館のシンボルマークと和文ロゴタイプの作成

京都府立図書館と受託研究契約を結び、図書館のシンボルマークと和文ロゴタイプを作成するとともに、図書館内での様々な企画にデザインで協力し、市民に公共施設の利用促進に芸術を通じて貢献している。

(ウ) 他大学との連携

○ 京都大学

平成 17 年に京都大学と学術交流協定を締結し、キャンパス間の交流や共同事業の開催の奨励等に係る事業を推進していくことを合意した。毎年実施しているクロックタワーコンサートは広く市民に開放した演奏会で、演奏のみならず曲の解説などを学生が行っている。平成 25 年度は京都大学百周年時計台記念館百周年記念ホールで、作曲専攻生による「作曲作品レクチャーコンサート」を開催した。

その他、平成 24 年度から京都大学と本学ビジュアルデザイン専攻が「病院のデザイン」をテーマに共同授業を実施している。京都大学の経営、情報、機械、建築、心理学などの専門性に、本学のグラフィックデザインの専門性に加えて、デザインの新しい発展を試みている。

○ 東京音楽大学

平成 25 年 4 月に東京音楽大学と大学間交流に関する覚書を締結し、音楽教育の発展に貢献するために大学間交流を推進することに合意した。平成 26 年度には共同事業による教育研究成果の社会発信として、シンフォニーホールでコンサートの開催を予定している。

○ 関西の音楽大学オーケストラ・フェスティバル

関西に立地する音楽大学 8 校（大阪音楽大学・大阪教育大学・大阪芸術大学・神戸女学院大学・相愛大学・同志社女子大学・武庫川女子大学・京都市立芸術大学）による合同演奏会を平成 23 年度から毎年開催している。学生数など規模の異なる 8 大学による混成オーケストラと合唱団を編成し、参加する学生たちが、大規模管弦楽作品を仕上げる過程を通じて、アンサンブルやハーモニーの喜びを感じ、交流を通じて個々の大学で行われる教育とは違った成果をあげることを目指している。

(エ) 高等学校との交流

美術関係では他に平成 19 年に京都市教育委員会と本学とが、大学及び市立学校と相互の人的・知的資源の交流・活用をはかることなどを目的に連携協力に関する協定を締結したことを受け、平成 24 年 11 月には、本学の「京都芸大日本画の現代展」の開催に合わせ京都市立銅駝美術工芸高等学校の日本画生徒作品を展示し本学学生との交流事業を実施した。

(オ) 産業界等との連携

○ 京都市産業技術研究所との連携

大学と産業界の連携による共同研究とその成果の活用については、本学の研究と京都市産業技術研究所（以下、「産技研」という。）の研究開発及び試験・分析技術を活用して、工芸、デザイン、保存修復分野を中心に共同研究に取り組み、相互の人材の能力向上を図っており、平成 25 年 4 月に交流協定を締結して、新技術や新素材の実用化・普及啓発について、産技研の開発した新技術や新素材を本

学の学生モニターの意見やデザインにより、実用化・製品化に向けた活用範囲の拡大を進めていく。また、産技研の研究員を非常勤講師として採用するなどの人的交流を進めている。

○ 伝統産業界との連携

伝統工芸技術の保存と新たな活用策の研究として、京都のものづくり技術や文化の発展のため、京都の意匠文化を軸とした新たなデザイン創出に向けて、京都の伝統産業界と連携して、風呂敷、京丸うちわ、京扇子等のデザイン開発に取り組んでいる。

○ 「京の七夕」アート作品展示

京都の観光事業である「京の七夕」を実施する実行委員会と連携し、七夕をイメージした学生によるアート作品を会場に展示し、観光客をはじめ市民にも気軽に芸術に触れられる機会を提供している。

○ 民間企業との連携

京都の金融機関が主催するビジネスフェアにブース出展するとともに、デザインコンテストにプロダクトデザイン専攻生が参加し商品化に向けて企業との連携を図っている。

マンガの分野では、京都国際マンガ・アニメフェアに出展参加し、企業とのビジネスマッチングや若手クリエイターのPRの場として活用し、企業との連携を図り新しい産業の振興に貢献している。

ウ 地域交流及び国際交流事業の推進

(ア) 地域との交流

○ 西京区の学区を紹介する壁新聞

地域との交流については、本学が所在する京都市西京区の魅力を探訪し、区民をはじめ区外からの来訪者とも交流し、西京区の魅力を広めることを目的に、デザイン専攻の学生が区内を歩き、地域の方と触れ合いながら、伝統と歴史が詰まった町並み、地域に暮らす人々の姿などを描いた壁新聞を平成22年度から制作し、区内の各地域それぞれの魅力を個性豊かなイラストと手書きの文章で表現し、インターネットで配信している。

○ 地域の小学校との連携

大学の近隣の小学校からの要請を受け、児童数の減少により生じた空き教室を活用し、本学学生や卒業生が、アトリエとして創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンス事業（境谷小学校レジデンス）を実施している。これは芸術大学ならではの地域社会に対するアウトリーチ活動と学生や若手アーティストの支援とが一つに結び付いたプロジェクトであり、教室をアトリエにするというアイデアは、子供たちが制作のプロセスを目の当たりにすることができるという点で、能動的な鑑賞教育の場となり、また若いアーティストたちにとっても子供たちの反応に直に接することができるという他では得難い貴重な経験となっている。

(イ) 国際交流事業の推進

国際交流事業として、美術分野では平成24年度に日欧5箇国(フランス、ドイツ、

イタリア、スウェーデン、日本)の芸術大学の学生によるイラストレーション展や日仏両国の学生による視覚障害者のためのデザイン展を開催している。また、国内外の女性漆芸作家31人による展覧会やシンポジウム等を開催し、漆芸の世界的なネットワークの構築に寄与した。平成25年度には文化庁の「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」の取組として、映画監督であり美術作家でもあるアピチャップン・ウィーラセタクン氏などを講師にお招きし、ワークショップを開催した。

音楽分野では、平成24年度に音楽学部60周年記念事業として、国際交流演奏会やウィーン国立歌劇場専属合唱団員を招請し、公開ワークショップを実施するなど、学生の教育と市民への教育研究成果の還元に努めた。

また、京都芸術センターと連携し、アーティストインレジデンス事業として海外の著名なアーティストを招聘し、講演会や講座を開催している。平成23年度は韓国出身の現代芸術家インファン・オ氏による講演会、平成24年度はニューヨーク在住の現代美術作家のオリバー・ヘリング氏による市民へ公開講座等、また、平成25年度は北米を拠点に世界的に活躍するマリンバ奏者・作曲家パイアス・チェン氏による公開マスタークラス等を実施した。

エ 広報の充実

中期計画において、京都芸大をより身近に感じてもらえる効果的な広報を行うため、広報機能を強化することを掲げ、ホームページをはじめとして、主に受験生に向けた「大学案内」【資料③】、大学広報誌「京芸通信」【資料④】、平成24年度は大学の研究成果を報告する「紀要」等の作成のほか、事業実施に伴うポスター、パンフレット、チラシ等による広報を実施している。

広報活動に当たっては、美術学部・音楽学部及び日本伝統音楽研究センターの広報委員会が、展覧会やコンサートなどの事業計画に基づいて、効果的な広報を検討・実施するとともに、全学広報委員会において、大学全体のホームページや「大学案内」・「芸大通信」などの大学広報誌の掲載内容について、より良い広報手段や広報活動を検討し、実施している。

(ア) 広報業務経験者の採用

平成24年度からは、広報活動を広く展開するため、事務局において広報業務経験者(嘱託職員)を採用し、更なる充実を図っている。

(イ) ホームページ等の充実

ホームページについては、平成23年12月1日に全面的にリニューアルした。リニューアルに当たっては、特に、大学行事、学生・教員の演奏会・展覧会・公開講座等の事業の情報について、見やすさ、検索のしやすさを工夫するとともに、トップページの最上部に、受験生や卒業生の方等向けのターゲット別のページを設置することで、ホームページ利用者の利便性を向上させた。また、海外向けの英語版ホームページも開設した。

その他、ホームページを活用して、学校教育法に定める9つの教育情報を公表し、大学運営の透明性の確保に努めるとともに、利用者の増加が著しいソーシャルネットワークサービスを活用した情報の更なる拡散を図っている。特に、フェイスブッ

クでは、事業や本学独自の授業の様子などの写真等を迅速且つ頻繁に掲載することで大学の魅力発信につなげている。

(ウ) 広報誌等の充実

大学広報に関する印刷物についても、大幅にリニューアルした。

○ 「大学案内」【資料③】

平成 24 年度に大学広報誌である「大学概要」を「大学案内」に名称変更し、新たに様々な分野で活躍する卒業生のインタビューを掲載して、京都芸大が輩出した人材を紹介するようにした。

○ 「京芸通信、ギャラリー&コンサートガイド」【資料④⑤】

平成 24 年度に大学広報誌である「芸大通信」を「京芸通信」に名称変更して、本学の活動内容の報告を目的とする冊子（以下、「京芸通信」という。）と、本学のこれからの活動予定を広く周知するリーフレット（以下、「ギャラリー&コンサートガイド」という。）に分けて作成するように変更した。

ギャラリー&コンサートガイドの配布しやすさを向上させることで、京都ホテルオークラやリーガロイヤル京都ホテル、京都総合観光案内所など、新たな配架先を獲得し、イベントへの来場が期待できる芸大ファンに加えて、観光客など、来場を促したい新たな顧客へ配布対象の拡大を図った。

「京芸通信」の誌面は、従前からの特集に加えて、世界を舞台に活躍する学生・教員のインタビューや、日本伝統音楽研究センターにおける研究成果を紹介している。また、リレーコラムも開始して、様々な角度から本学に触れられる内容にリニューアルした。

「ギャラリー&コンサートガイド」は、大学事業を上半期・下半期ごとに作成することとし、地図を大きく掲載することで、市内外の会場の位置関係が把握しやすいよう工夫している。

(エ) パブリシティへの取組

本学が新聞社等のマスメディアに対して、本学の取組（作品展、演奏会、客員教授の採用、学生の受賞情報等）を働きかけて報道してもらおうパブリシティ（間接報道）に積極的に取り組んでおり、平成 24 年度は、年間 267 件の報道を得ている。

(オ) その他

両学部の研究紀要や日本伝統音楽研究センター所報についても、研究成果を広く社会に還元する目的から、それぞれが年に 1 回作成して、関係諸機関に配布している。また、日本伝統音楽研究センターでは、研究報告を書籍として出版し、希望者に販売している。

2 点検・評価

● 基準 8 の充足状況

本学は、特に地域連携や社会連携・社会貢献に重点をおいた取組を行っており、中期計画ではこれらに関係する計画（方針）を多く定めている。具体的には「文化芸術機関との連携」、「大学コンソーシアム京都との連携」、「教育委員会及び小・中・高等学校との連携」、「地場産業界、伝統産業界等との連携」、「作品展、演奏会、公開講座

等の開催」などである。また、中期計画には、国際社会との連携も掲げており、具体的には「国際的な共同研究の実施」、「海外の芸術大学等との交流連携の充実」などである。これらのことから、同基準を十分充足している。

① 効果が上がっている事項

地域交流・学外連携

学外連携を推進した結果、事業に係る経費を共同負担することで、本学の経費を抑えることができたため、演奏会の回数等を増やすことができた。

また、地域との交流を続けた結果、地域住民との信頼関係が生まれ、地域に根差した大学として芸術を広く地域社会に発信することができた。

平成24年度に設立したキャリアアップセンターでは、在学生の就職のみならず卒業後の芸術活動の支援を目的としており、卒業生を活用した学外連携に取り組んでいる。

地域交流や学外連携は、教育研究を促進できる機会でもあり、授業では得がたい経験や知識を得ることもある。さらに教員と学生相互の親密なコミュニケーションに支えられ、学生自身の自己発見・自己啓発の場としても捉えることができる。

広報の充実

広報の充実については、平成23年度から積極的に取り組んでおり、ホームページの平成24年度のアクセス数を平成22年度と比べて約1.5倍増にすることができた。これは平成23年4月に新たに広報担当係長を配置して、ホームページの内容を大幅にリニューアルし、大学の行事、学生・教員の演奏会・展覧会・公開講座等の事業の情報について、見やすさ、検索のしやすさを徹底的に工夫し、ホームページ利用者の利便性を飛躍的に向上させるとともに、リニューアル後も更新頻度を高めることで利用者が継続的にアクセスしていただけるよう努めた結果である。

また、大学の広報誌についてもその発行目的等を明確にすることで利用者にとって内容が分かりやすいものとしている。「大学案内」のターゲットは学部受験生・保護者向けであり、「京芸通信」と「ギャラリー&コンサートガイド」は一般市民（観光客を含む）向けとしており、「京芸通信」は取組実績を、「ギャラリー&コンサートガイド」は「今後の取組予定」を編集方針としている。

② 改善すべき事項

学外連携

本学の施設は、京都の文化芸術の発展に寄与する創造的な活動を行うための基盤である。しかしながら、大学キャンパスが市の周辺部にあるため、美術館等での鑑賞をはじめとした実地授業の実施のみならず、産業界との連携や他大学との交流、来京した著名な芸術家と触れ合う機会の喪失など、教育研究の活動に一定の制約がある。

さらに、本学が開催している展覧会、演奏会や公開講座等は、集客力のある内容であるが、立地条件等から、来場者を十分に伸ばせず、教育研究成果を市民に十分還元できていない状況にある。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

地域交流・学外連携

地域社会を始め産業界等が本学に求めるニーズを把握し、早い時期に学内調整を行って、学生の研究活動との整合性を図ることで、引き続き地域交流・学外連携の推進を図る。

広報の充実

今後とも、学内の連携を強化し、パブリシティの強化に取り組むとともに、自主広報においては、ホームページと紙媒体の特性を使い分けながら、教員、学生、卒業生の国内外での展覧会、演奏会の情報等をスピーディーかつ広範に発信し、大学の教育研究内容を十分に社会に還元していく。とりわけ、リニューアル後のホームページは、利用者から使いやすさに対して高評価を得ており、ホームページ上での情報の発信量も飛躍的に増えている。今後は、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信を充実していく。

② 改善すべき事項

学外連携

美術については、引き続き市内中心部にある本学のサテライト施設であるギャラリー@KCUA（アクア）において、積極的な活動を行うとともに文化芸術機関等と連携して市内中心部での取組を行う。音楽活動においても、学外での演奏活動を積極的に行うことで市民への教育研究活動の還元を図っていく。

平成25年3月に京都市長に対して、市内中心部への移転に関する要望書を提出している。市内中心部への移転は、本学が抱える様々な課題の解決につながることから、引き続き移転に向けて取組を行っていく予定である。

4 根拠資料

- ① 8-1 公立大学法人京都市立芸術大学中期目標 [既出資料 1-6]
- ② 8-2 公立大学法人京都市立芸術大学中期計画 [既出資料 2-3]
- ③ 8-3 大学案内 2013 [既出資料 1-3]
- ④ 8-4 京芸通信
- ⑤ 8-5 ギャラリー&コンサートガイド

9 管理運営・財務

9-1 管理運営

1 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

ア 管理運営方針等

定款第1条において、「長い歴史の中で行われてきた京都ならではの人的な交流を生かして自由で独創的な研究を行うとともに、当該研究に基づく質の高い芸術教育を行うことにより、次世代の芸術文化を先導する創造的な人材を生み出し京都における芸術文化に関する創造的な活動の活性化を図り、及び当該活動の成果を広く世界に発信し、もって国内外の芸術文化の発展に寄与すること」が大学の設置目的として掲げられている。【資料①】

この目的に基づき、管理運営方針として中期目標を実現するための6年間の中期計画を策定しており、組織運営の改善などを含む「業務運営の改善及び効率化」、外部資金その他の自己収入の増加などを含む「財務内容の改善」、評価の充実などを含む「自己点検・評価及び情報の提供」、安全管理などを含む「その他の業務運営」を定めている。【資料②】また、単年度ごとの年度計画を策定し、教育、研究、学外連携、地域還元、国際化の推進などに取り組んでいる。

法人が策定する中期計画、年度計画については、当然に大学内での議論を経て策定しているが、設立団体である京都市が策定する定款、中期目標についても、大学内に設置した学内ワーキンググループ会議で議論し、学内で取りまとめた案を京都市に提示してきた。議論に参加できなかった大学構成員に対しても、資料を配布し広く周知を行い、定款、中期目標、中期計画、年度計画の策定後は、本学ホームページにそれぞれ全文を掲載し、学内だけでなく、学外にも幅広く周知している。

また、中期計画、年度計画に係る実施状況等についても、事業報告書として本学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。【資料③】

イ 執行体制等

本法人には、定款第8条の規定により役員として理事長1人、副理事長1人、理事3人、監事2人を置いている。副理事長を置くこととしたのは、理事長・学長一体型を採用する本法人の理事長業務は膨大なものとなることから、理事長の負担軽減を図るとともに、理事長の意思決定をサポートするという観点からである。さらに、責任ある執行体制の明確化、理事長の意思決定の適正化、透明性の確保の観点から、地方独立行政法人法において設置規定のない理事会を置いている。理事会は、本法人の最高意思決定機関であり、理事長、副理事長、理事で構成しており、副理事長・理事の所掌分野を明確にすることで責任ある管理執行体制を確立するとともに、月1回定期的に開催することで、情報の共有や意思決定の迅速化を図っている。【資料④】

また、定款第17条の規定により、法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議会【資料⑤】を設置している。経営審議会は、理事長、副理事長1名、理事3名の5

名と、開かれた大学運営・透明性の確保の観点から、学内委員と同数の5名の学外有識者により構成しており、年に4回程度開催している。中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、職員の人事方針及び基準に関する事項のうち、法人の経営に関するものなど、定款第21条に規定する事項について審議することとしている。

このほか、定款第22条により、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会【資料⑥】を設置している。学長、副理事長1名、理事3名、学部・研究科その他の教育研究上の重要な組織の長、理事長が指名する職員、学外有識者2名により構成している。教育研究審議会に学外有識者を入れたのは、開かれた大学運営を目指すことはもとより、教育研究に関する審議の場にまで学外からの視点を入れ、今まで以上に大学改革を行っていくためである。教育研究審議会は毎月開催しており、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの、教育研究の予算の提案に関する事項、教員の人事に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）など、定款第26条に規定する事項について審議することとしている。

なお、定款第9条第3項の規定により、理事長は、経営審議会又は教育研究審議会の審議事項について決定しようとするときは、これら審議会の審議を経なければならない。

また、理事会の構成員（理事長、副理事長、理事）は経営審議会及び教育研究審議会の構成員を兼ねており、経営審議会及び教育研究審議会での審議を踏まえ、より総合的な観点から審議・調整を行い、法人の意思決定が適正に行われる体制を整備している。

以上により、意思決定プロセスにおいては、理事会、経営審議会、教育研究審議会が相互に連携することにより、理事長のリーダーシップとそのリーダーシップを支える機能が確保されており、透明性のある円滑な大学運営が実現できている。

ウ 権限と責任

教学組織として、学則第10条により学部に教授会を置いている。教授会は、常勤の教授、准教授、講師、助教で構成され、学長から学部長に付議された教員の人事に関する事項、学部の教育課程の編成に関する事項、学生の賞罰に関する事項等を審議することとしている。【資料⑦】

また、大学院学則第5条により大学院研究科に研究科委員会を置いている。研究科委員会は、大学院学則の規程に基づき教育研究及び運営に関する重要事項を審議することとされ、構成員は専任教員全員となっている。【資料⑧】

法人組織としては、前述のとおり理事会、経営審議会、教育研究審議会を置いており、それぞれの審議事項は明確に規定されている。このように、教学組織と法人組織は、役割分担が図られ、権限と責任の明確化は図られている。【資料⑨】

なお、教育研究審議会での審議内容は、教育研究審議会委員が教授会に報告することとなっており、教学組織と法人組織の意思疎通は保たれている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

ア 学内諸規程の整備状況

定款については、地方独立行政法人法第7条の規定により、京都市会の議決を経て京都市により定められ、総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けている。

中期目標については、地方独立行政法人法第25条の規定により、京都市長により定められ、業務運営に関する目標について本法人は指示を受けている。

中期計画については、地方独立行政法人法第26条の規定により、京都市長により指示を受けた中期目標を実現するため、本法人が作成し、京都市長の認可を受けている。

年度計画については、地方独立行政法人法第27条の規定により、本法人が作成し、京都市長に届け出ている。

このほか、学則、理事長選考規程、理事長選考会議規程、副理事長選考規程、副理事長選考会議規程、理事選考規程、理事会規程、経営審議会規程、教育研究審議会規程、教授会規程など、大学運営に関する規程を法令と相反しないよう整備し、運用している。

イ 学長等の権限と責任

学長は、学生、大学院生の入退学など身分に関する事、学生および大学院生の賞罰に関する事、研究委託生、科目等履修生、他院互換履修生、聴講生、外国人留学生の受け入れなどに関する事、卒業および学位認定など学生に関わる事項に関して、教授会または研究科委員会の審議決定に基づき最終的な決定の責任を負う。

学部長・研究科長（以下「学部長等」という。）は、教授会・研究科委員会（以下「教授会等」という。）を招集し、議長となることを各教授会規程・大学院研究科委員会規程に定められており、教授会等で審議した内容についての統括責任を負うものである。教授会以外での学部長等の権限としては、「証明書発行に係る審査」、「教員の在外研修願の受理」や美術学部長及び美術研究科長については「ギャラリーの使用許可等」に係る権限が与えられている。また、本学が開かれた大学として、高等教育・研究の一層の活性化を図るとともに、その成果を市民生活の向上や地域経済の振興に寄与できるよう全学的な取組とするため、学部長等は、リエゾン・オフィスの副所長に任命されている。

役員の権限については、定款第9条において、理事長は、法人を代表し、その業務を総理する（第1項）、理事長が理事会の審議事項について決定しようとするときは、理事会の審議を経なければならない（第2項）、理事長が経営審議会又は教育研究審議会の審議事項について決定しようとするときは、これらの審議を経なければならない（第3項）、副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する（第5項）、理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する（第7項）、監事は、法人の業務を監査する（第9項）等を規定している。

このほか、経営審議会は理事長が招集し、議長は理事長をもって充てること（定款第20条第1項）、教育研究審議会は学長が招集し、議長は学長をもって充てること（定款第25条第1項）を規定している。

ウ 学長等の選考方法

(ア) 学長選考

学長となる理事長の選考に当たっては、経営審議会の委員から選出する3人、教育研究審議会の委員から選出する3人の合計6人で構成される理事長選考会議を設置し、公募による手続きを経て選出することとしている。選出された理事長は、京都市長が任命する。

公募による手続きとは、まず、推薦により候補者を選出する。候補者は学外の者であっても、学内の者であっても構わない。ただし、学外の者にあつては、理事長選考会議において、候補者として認められる必要がある。候補者は所信表明文を理事長選考会議に提出する。所信表明文を公示のうえ、監事を除く役員、専任教員、常勤の事務局職員（臨時職員を除く。）による投票を行い、当選者1名を決定する。

投票は、有効投票数の過半数を得た候補者を当選者とするが、投票総数の過半数を得た候補者がいない場合は、上位2位までの者による決選投票を行い、有効投票数の過半数を得た候補者を当選者とする。決選投票において得票同数の場合は、投票を繰り返す。候補者が1名の場合は、投票を信任投票として行い、投票総数の過半数を得た場合に当選者とする。

最後に、理事長選考会議において、当選者について選考する。理事長予定者として相応しくないと判断した場合には、候補者の選出からやり直す。

これらの手続きは、理事長選考会議規程【資料⑩】、理事長選考規程【資料⑪】によって規定されている。

(イ) 学部長・研究科長等選考

教学組織における役職員としては、美術学部長、音楽学部長、美術研究科長、音楽研究科長、日本伝統音楽研究センター所長、学生部長、情報管理主事、附属図書館長、芸術資料館長から構成されており、これらの役職員は、それぞれの選考規程に基づいて選考されている。【資料⑫～⑳】

美術学部長、音楽学部長、美術研究科長、音楽研究科長、日本伝統音楽研究センター所長の選考は、意向投票により行われており、学生部長、情報管理主事、附属図書館長、芸術資料館長の選考は、学長が各学部の教授会から推薦を受けた者について教育研究審議会の意見を聞いて選考している。

選考方法等は、各規程に記載しているが以下に美術学部長の選考方法について記載する。

被選挙資格者は、美術学部専任の教員であり、選挙資格者も特別な事情がない限り、同一である。選挙は、第1次選挙を2名連記無記名で行い、得票数上位3名を候補者とする。次にその3名について、学部職員及び学生の総意を徴する除籍投票を行う。その結果選出された者について、第2次選挙を単記無記名の投票を行い、投票総数の過半数を超えた者を当選者とする。その当選者を学部長予定者として理事長に報告する。理事長は、その報告を踏まえ、学部長を任命する。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

ア 事務組織

本法人の事務組織は、事務分掌規則【資料⑳】により、教務学生支援室、アーカイバルリサーチセンター準備室、国際交流室の3室で組織し、教務学生支援室には、総務広報担当、入試担当、教務学生担当、事業推進担当、附属図書館・芸術資料館担当、キャリアアップセンター担当を配置している。【資料㉑】

総務広報担当は法人及び大学の庶務、人事、給与、会計、広報、評価に関することなど、入試担当は入学試験に関することなど、教務学生担当は学生の支援、教務に関することなど、事業推進担当は展覧会、演奏会等の実施や産学連携の推進に関することなど、附属図書館・芸術資料館担当は、図書館資料及び芸術関係資料に関することなど、キャリアアップセンター担当は就職の支援に関することなど、アーカイバルリサーチセンター準備室はアーカイバルリサーチセンターの設置準備に関すること、国際交流室は国際交流に関することなどを所掌している。

事務職員数は、25年5月1日現在、京都市からの派遣職員が27人、法人固有職員が7人となっており、このほか、業務の特性に応じて非常勤嘱託員と臨時職員を配置している。

京都市からの職員派遣は、京都市の職員人事異動の中で行われており、派遣期間は概ね3年間である。

イ 事務組織の見直し等

平成24年度の法人化と同時に、入試業務の一元化と専門性の向上を図るため、入試課長、入試係長を、広報機能の強化を図るため、広報調査係長を新設した。また、学習支援、進路支援、就職支援及び芸術家へのキャリアサポート等の総合的な取組を行うキャリアアップセンターを設立した。このほか、給与計算業務、附属図書館受付窓口業務についてアウトソーシングを進め、企画立案業務への人的配置の重点化を図った。

平成25年度には、理事長のスタッフ機能を強化し、計画的かつ機動的な大学運営を強力に推進するため、理事室長を新設した。また、「アーカイバルリサーチセンター（仮称）」の設立に向け、アーカイバルリサーチセンター準備室を新設するとともに、大学の国際化を積極的に推進し、海外の芸術大学との交流連携の充実や意欲的な留学生の確保などを進めるため、国際交流室を新設した。このほか、事務局職員として経験と専門性を蓄積させ、本学の永年の取組を継承しつつ、特色ある大学として本学を発展させていくため、法人固有職員の採用を開始した。

ウ 職員の採用・昇格等

職員の採用は、職員就業規則第7条第1項において、選考によるものとし、面接、経歴評定、筆記試験その他の方法により行うと規定しているが、第2項では、職員の採用に関し必要な事項は、別に定めるとしており、詳細はその都度、理事長まで決裁を取っている。【資料㉒】

平成24年度に実施した職員採用試験（平成25年4月1日採用）では、筆記試験、作文試験、2度の面接試験を実施（職員採用試験受験案内）し、法人職員としての職務遂行能力を有するかどうかの判定を行った。【資料㉓】

職員の昇格は、職員給与規程施行細則第11条第1項において、理事長は、年2回、資格基準表に定める必要在級年数又は必要経験年数に達している職員を昇格させることができると規定している。また、職員の昇給については、職員給与規程第4条において、1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う（第1項）と規定している。【資料⑫⑬】

(4) 事務組織の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

ア 人事評価制度等

法人固有職員については、人事評価制度の実施に関する要綱により、職務行動を評価する行動評価と業績目標又は貢献目標の達成状況を評価する業績評価からなる人事評価を平成25年度から実施している。これにより人材の育成と組織の活性化を図っている。制度内容は、京都市の人事評価制度に準じており、京都市からの派遣職員と評価の整合性を保っている。【資料⑭】

イ スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況等

平成24年度は、管理職員を対象とした大学管理運営や教育研究支援の資質向上のための研修を実施するとともに、公立大学協会主催の「公立大学法人会計セミナー」、大学評価コンソーシアム主催の「大学評価担当者集会」、同志社大学主催の「大学職員のグローバル化に関するワークショップ」に職員が出席した。このほか中期計画では、大学運営を担うに十分な能力・適性を有する事務職員を養成するため、SDを実施するとしており、数値目標として毎年度2回の研修実施を掲げている。

2 点検・評価

● 基準9-1の充足状況

本学は、理念・目的を実現するため、管理運営方針として中期計画や年度計画を策定している。構成員への周知としては、毎年度作成する年度計画の検討時に経営審議会、教育研究審議会、教授会等に示しており、また、各教職員には電子メールで周知を図り、学生等についてはホームページに掲載することで周知している。

組織や理事長、学長等の役職職員の権限については、規程を定めて権限と責任を明確にしている。

事務組織は、十分に機能させることができるよう、事務組織の見直し等を適宜実施している。また、中期計画では、事務局のプロパー職員の比率を65パーセントにすることを目指しており、専門的な知識・能力を備えた事務職員の採用・育成に取り組んでいる。

職員の採用・昇格については、規程に基づき行っており、職員の意欲・資質の向上を図るため人事評価制度や各種の研修等を実施している。

これらのことから、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

平成 24 年度の公立大学法人化により、迅速な意思決定が可能となるとともに、中期計画・年度計画の策定によって目標の明確化が図られた。これらは、キャリアアップセンターやアーカイバルリサーチセンター準備室、国際交流室の設置に示されるように、事務局の柔軟な組織改編を可能にしており、学生支援や地域貢献、教育研究活動への支援に効果を上げてきている。

② 改善すべき事項

法人固有職員の採用は引き続き行っており、今後、法人固有職員の事務等職員に占める割合が高くなるが、事務局内の異動だけでは人事の活性化を図ることは困難になることが予想される。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

時代の新たな要請に応じて業務内容が多様化していくことが予想されるが、今後も必要に応じて事務局の柔軟な組織改編を行い、教育研究活動の支援に効果を発揮していく。

このほか、事務局職員として経験と専門性を蓄積させ、本学の永年の取組を継承しつつ、特色ある大学として本学を発展させていくため、法人固有職員の採用を進めていく。

② 改善すべき事項

法人固有職員について、事務局内の異動だけでは人事の活性化を図ることは困難であることから、他公立大学法人等との人事交流を検討する。

4 根拠資料

- ① 9(1)-1 公立大学法人京都市立芸術大学定款 [既出資料 1-5]
- ② 9(1)-2 公立大学法人京都市立芸術大学中期計画 [既出資料 2-3]
- ③ 9(1)-3 事業報告書（平成 24 年度）
- ④ 9(1)-4 京都市立芸術大学役員等一覧（平成 25 年度）
- ⑤ 9(1)-5 公立大学法人京都市立芸術大学経営審議会規程
- ⑥ 9(1)-6 公立大学法人京都市立芸術大学教育研究審議会規程
- ⑦ 9(1)-7 京都市立芸術大学学則 [既出資料 1-1]
- ⑧ 9(1)-8 京都市立芸術大学大学院学則 [既出資料 1-2]
- ⑨ 9(1)-9 大学運営組織図（平成 25 年 4 月 1 日現在）
- ⑩ 9(1)-10 公立大学法人京都市立芸術大学理事長選考会議規程
- ⑪ 9(1)-11 公立大学法人京都市立芸術大学理事長選考規程
- ⑫ 9(1)-12 京都市立芸術大学美術学部長選考規程
- ⑬ 9(1)-13 京都市立芸術大学音楽学部長選考規程
- ⑭ 9(1)-14 京都市立芸術大学美術研究科長選出規程
- ⑮ 9(1)-15 京都市立芸術大学音楽研究科長選出規程

- ⑯ 9(1)-16 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター所長選考規程
- ⑰ 9(1)-17 京都市立芸術大学学生部長選考規程
- ⑱ 9(1)-18 京都市立芸術大学情報管理主事選考規程
- ⑲ 9(1)-19 京都市立芸術大学附属図書館長選考規程
- ⑳ 9(1)-20 京都市立芸術大学芸術資料館長選考規程
- ㉑ 9(1)-21 公立大学法人京都市立芸術大学事務分掌規則
- ㉒ 9(1)-22 事務組織図（平成25年4月1日現在）
- ㉓ 9(1)-23 公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則〔既出資料7-7〕
- ㉔ 9(1)-24 京都市立芸術大学職員採用試験受験案内
- ㉕ 9(1)-25 公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程
- ㉖ 9(1)-26 公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程施行細則
- ㉗ 9(1)-27 公立大学法人京都市立芸術大学人事評価制度の実施に関する要綱

9-2 財務

1 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

ア 財政計画

中期目標【資料①】を達成するため、本学は、予算、収支計画、資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途等を含む中期計画【資料②】を作成し京都市長の認可を受けている。さらに、中期計画期間中の各事業年度において、当該年度開始前に予算、収支計画、資金計画等を記載した年度計画【資料③④】をあらかじめ京都市に届け出ている。

中期計画期間中の予算において、収入に占める比率が最も高いのは、京都市から交付される運営費交付金で、予定額は9,022百万円、収入全体の67.7%となっている。この他、授業料等の自己収入、受託研究等収入及び寄附金収入等で構成されている。

なお、中期計画に掲げる新たな事業を展開するため、また、永年にわたり取り組んできた質の高い教育・研究活動を継承し発展させていくため、法人化初年度の平成24年度に新規充実予算として配分したものは次のとおりである。

- 就職支援のほか芸術家としての育成支援などを行うキャリアアップセンターの設置経費 [11,000 千円]
- 音楽学部 60 周年記念事業としての交流演奏会開催経費 [3,600 千円]
- 保存修復分野において幅広い教育研究を促進するための当該専攻教員の増員経費 [12,800 千円]
- 役員や会計監査人報酬、システム保守等の法人化に伴い新規に発生する経費 [38,110 千円]
- ピアノの更新や楽器のメンテナンス経費の増 [9,000 千円]
- 学長のリーダーシップに基づき採択する学長裁量研究費の増 [3,000 千円]

また、平成 25 年度に新規充実予算として配分したものは次のとおりである。

- 客員教授を採用し、学生の専攻領域における教育及び研究の一層の充実と活性化を図るための経費 [3,300 千円]
- アーカイバルリサーチセンター（仮称）の設立に向けた基本構想の策定経費 [1,000 千円]
- 教員の個人研究費の増 [12,415 千円]
- 授業コマ数増に伴う非常勤講師の人件費の増 [14,636 千円]

イ 外部資金の状況【資料⑤⑥】

科学研究費補助金については、23年度は新規14件の申請があり、そのうち5件が採択 [17,030千円]され、継続11件を含めて16件となっている。

24年度は新規11件の申請があり、そのうち6件が採択 [87,410千円]され、継続10件を含めて16件となっている。

平成25年度は新規19件の申請があり、そのうち6件が採択 [24,560千円]され、継続12件を含めて18件となっている。

受託研究費及び受託事業費については、23年度は2件 [4,628千円]、24年度は5件 [4,630千円]、25年度（平成25年10月末現在）は4件 [15,854千円]である。

寄付金については、23年度は1件 [1,000千円]、24年度は46件 [4,246千円]で、音楽学部60周年記念事業に対する寄附金40件 [2,150千円]が含まれている。25年度（平成25年10月末現在）は179件 [2,813千円]で、寄附金募集のための制度（京芸友の会）によるものである。

助成金等については、23年度は1件 [1,500千円]、24年度は4件 [4,773千円]、25年度（平成25年10月末現在）は6件 [7,050千円]であり、積極的に申請を行っているところである。

ウ 損益計算書・貸借対照表及び自己収入比率等【資料⑦⑧⑨】

本学の運営状況及び財政状況は、損益計算書及び貸借対照表に示すとおりである。

また、本学の財務内容の改善や今後の大学運営に役立てるため、損益計算書を用いて財務分析を行っており、24年度の結果については以下のとおりである。

健全性を表す指標として自己収入比率を設定しているが、科研費間接経費補助金の増や自販機設置に伴う使用料収入により、前年度に比べて高くなっている。

発展性を表す指標として外部資金比率を設定しているが、ほぼ横ばいとなっている。

効率性を表す指標として人件費率や一般管理費率を設定している。人件費率は、退職者の減により前年度に比べ低くなっている。しかしながら、本学では少人数教育を実践していることもあり、他大学に比べると高い水準である。また、一般管理費率は、ほぼ横ばいとなっている。

活動性を表す指標として教育経費率や研究経費率を設定している。教育経費率は、備品購入費の増により、前年度に比べて高くなっている。また、研究経費率は、ほぼ横ばいとなっている。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

ア 予算編成及び予算執行等

本学の予算編成にあたっては、原則として、運営費交付金や自己収入、目的積立金の範囲内で編成することとしているが、退職手当、施設の大規模改修や国等の制度改正による経費増については、京都市に対し、運営費交付金の増額要求（枠外新規充実予算要求）を行い、承認された場合に法人予算に反映させることとなる。なお、京都市への要求については、本学と京都市（行財政局総務部総務課）と協議のうえ、要求可能対象を明確にした「予算要求ルール」を策定している。

京都市をめぐる運営費交付金の動向等を踏まえつつ、目的積立金やスクラップにより生み出した財源を効率的かつ効果的に活用していくため、法人内での新規充実予算要求（枠内新規充実予算要求）の査定を行い、各所属での収入増や経費削減の努力が生かされる努力還元型を考慮しながら、予算を配分する。

一方、既存予算については、前年度同額の予算配分を基本としているが、法人経理担当が、前年度の予算執行状況等を踏まえ、各所属からもヒアリングを行い、減額が相当と判断した場合には、前年度から減額した予算を配分する。

また、平成 25 年度から教員研究費の計画的な執行促進を目的に、繰越及び返還制度を導入した。

以上の方法により、事務局原案を策定した後、経営審議会及び理事会における審議を経て、最終決定となる。

予算が決定した後、法人経理担当は速やかに各予算の配分額について、財務会計システムに登録する。

日常的な予算管理や予算執行は、財務会計システムによって運用している。予算配分を受けた各所属予算を執行するにあたっては、物品等の購入、賃金・謝金・旅費等それぞれ専用の様式又はシステム入力により、予算区分を明示した上で実施ないし支払いの依頼を法人経理担当に対して行う。これら一切の会計取引は、法人経理担当による審査を経た上で、財務会計システムにより一元的に照合・記録・処理しており、明確性、透明性、適切性が担保されている。

イ 監事監査及び会計監査人監査等

地方独立行政法人法第34条第2項により、法人の監事2名により、法人経営や大学運営の状況、事業の実施状況等を含めた包括的な監査が実施されている。【資料⑩】

また、本学は地方独立行政法人法第35条の規定に該当しないが、財務諸表等については、京都市長により選任された会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査を受けている。【資料⑪】また、期中における点検・指導を受け、予算の適正執行に努めている。

このほか、内部監査により適切な執行の確保とともに、執行体制の問題点の把握や大学運営の改善等に繋げている。

ウ 予算執行に伴う効果の検証

各所属の課題の実行状況を踏まえつつ、法人経理担当によるヒアリングを実施することにより、次年度予算の策定に結び付けるようにしている。今後は、各所属のPDCAマネジメントサイクルが一層円滑に回ることに伴い、予算執行の効果検証もより高いレベルで行うことを目指している。

2 点検・評価

● 基準9-2の充足状況

本学では、中期計画において、外部資金その他の自己収入の増加、経費の効率化、資産の運用管理の改善を含む「財務内容の改善」を定めて、外部資金の確保などに努めている。また、中期計画の予算に示すとおり、収入全体の約 68 パーセントが設置団体からの運営費交付金であり、対して授業料収入は約 31 パーセントに留まることから、授業料収入への過度な依存を避けており、大学の安定的な財政運営が可能となっている。これらのことから、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

特に、科学研究費補助金と各種助成金等の獲得に向け、申請を積極的に行っている

ところである。

また、寄附金については、寄附金募集のための制度（京芸友の会）を整備したところであるが、今のところ個人からの寄附金がほとんどであるため、大口の寄附金が期待できる各団体や法人に対し、積極的に周知を行っているところである。

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

運営費交付金の増額については今後もあまり期待できず、厳しい予算編成が余儀なくされるので、教育・研究活動の充実や中期計画を着実に実行するため、目的積立金を効率的かつ効果的に活用していくとともに、引き続き、自律的な財政運営と財政基盤の安定化を図っていくため、更なる経費の節減と外部資金等自己収入の拡大に努めていく。

4 根拠資料

- ① 9(2)-1 公立大学法人京都市立芸術大学中期目標 [既出資料 1-6]
- ② 9(2)-2 公立大学法人京都市立芸術大学中期計画 [既出資料 2-3]
- ③ 9(2)-3 公立大学法人京都市立芸術大学年度計画（平成 24 年度）
- ④ 9(2)-4 公立大学法人京都市立芸術大学年度計画（平成 25 年度）
- ⑤ 9(2)-5 科学研究費補助金申請状況（平成 23～25 年度）
- ⑥ 9(2)-6 受託研究費及び受託事業費、寄附金、助成金実績表（平成 23～25 年度）
- ⑦ 9(2)-7 決算概要（平成 24 年度）
- ⑧ 9(2)-8 財務諸表（平成 24 年度）
- ⑨ 9(2)-9 決算報告書（平成 24 年度）
- ⑩ 9(2)-10 監査報告書（平成 24 年度）
- ⑪ 9(2)-11 独立監査人の監査報告書（平成 24 年度）

10 内部質保証

1 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

ア 公立大学法人化による自己点検・評価実施までの経緯

本学は、平成16年に将来構想委員会を設置し、建学以来の絶えざる自己変革の伝統を踏まえた検討を進めて、平成18年には「京都市立芸術大学の将来に向けて」【資料①】において将来の大学像を発表し、その中で、具体的な取組47項目を明らかにし、自己改革に努めた。

一方、平成16年4月に地方独立行政法人法が施行されたことに伴い、設置者である京都市は、大学、試験研究機関、公営企業、社会福祉事業に対する「京都市における地方独立行政法人制度に関する考え方」【資料②】を平成18年3月に策定し、平成19年度には、「芸術大学の地方独立行政法人制度に関する関係課検討会議」を2回開催し、庁内における芸術大学の役割と現状・課題について共通理解を図った。平成20年度は、学識者や民間企業、芸術家等14名で構成する「京都市立芸術大学のあり方懇談会」を設置して、懇談会を5回開催し議論の内容を提言として取りまとめ、平成21年5月26日に京都市に提言【資料③】している。この提言の作成に当たっては、在学生、卒業生、関係業界・団体からも意見をいただいている。平成21年度は、懇談会からいただいた提言を十分に踏まえて教育内容の充実、関係諸機関との連携及び公立大学法人制度の導入など積極的に芸術大学の改革を進めていくための「京都市立芸術大学整備・改革方針」【資料④】を平成21年8月11日に策定した。この方針に基づき、庁内組織として、関係局と大学教員で構成する京都市立芸術大学整備・改革推進会議を平成21年8月31日に設置した。以降、推進会議を4回、推進会議の下部組織である4つの部会（施設整備部会、管理運営部会、学外連携部会、教育課程部会）を各5回開催し、京都市と大学が一体となって大学改革の内容を検討のうえ、平成22年4月19日に「京都市立芸術大学整備・改革基本計画（案）」を策定した。基本計画（案）については、平成22年4月19日から5月19日までの1箇月間、市民の皆様からの意見を募集し、182通の御意見をいただき、これらのいただいた御意見を踏まえ、再度、基本計画（案）の見直しを行い、4部会の合同部会と推進会議を経て、「教育研究の充実」及び「学外連携と社会・市民への還元の推進」を目的とした大学改革を行うため、これらの取組を支える手段として「教育研究環境の整備・向上」及び「公立大学法人制度の導入」を改革の中心に定めた「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」【資料⑤】を平成22年6月21日に策定した。

この基本計画を円滑に推進するため、京都市の関係局と大学教員・大学事務局で構成する京都市立芸術大学整備・改革推進委員会を平成22年7月27日に設置した。平成24年3月末までに推進委員会を延べ4回、その下部組織である部会を延べ4回、学内ワーキンググループ会議（全体会議、組織運営、目標評価、財務会計、施設整備、人事給与の各WG）を延べ97回開催し、「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」に基づいた自己点検を行うとともに大学改革の具体的な検討を行った。整備・基本計画の策定以降に、「定款」や「中期目標」【資料⑥】、「中期計画」【資料⑦】の策定など

公立大学法人化に向けた取組を進めた。

イ 情報公開について

情報公開に関して、本学と京都市が共に作成した方針・計画等はすべてホームページにおいて公表するとともに「整備・改革基本計画（案）」や「中期目標」は広く市民からの意見を募集するためにパブリックコメントを実施している。また、大学のホームページには次の情報を公表している。

(ア) 認証評価関係

自己点検・報告書、改善報告書

(イ) 法人評価関係

中期目標、中期計画、年度計画、諸規定、各年度の業務実績報告書、財務諸表等

(ウ) 学校教育法施行規則に基づいた教育情報等

情報公開請求等の手続きについては、本法人は「京都市情報公開条例」【資料⑧】及び「京都市個人情報保護条例」【資料⑨】に基づき実施機関とされていることから、情報公開請求及び個人情報の開示請求などはこれらの条例の規定に基づき行っている。情報公開請求等の窓口は、本学と市役所にある京都市総合企画局情報推進室情報管理担当が所管する行政情報公開コーナーに設置されており、公文書公開の手続きに基づいて誰でも請求することができる。

ウ 認証評価について

認証評価について本学は、平成18年度に自己点検・評価を行い、平成19年度に財団法人大学基準協会による大学評価ならびに認証評価を受け、「評価の結果、京都市立芸術大学は財団法人大学基準協会の大学基準に適合していると認定する。」と評価された。認定期間は、平成27年3月31日までである。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

ア 内部質保証の方針

京都市が平成21年8月に「教育研究の充実」、「関係諸機関との連携の強化」、「公立大学法人制度の導入」の3つを取組推進の柱とする「京都市立芸術大学整備・改革方針」を策定した。本学は、これを受けて本学の現状に対する市民各層の意見や評価を踏まえて、本学が自ら問題意識を持ち、主体的に自己変革や新たな創造に挑戦し、より一層市民の期待に応えられるよう努力する必要があるという認識の基に、長期的に取り組む事項を含めた改革すべき内容の基本的方向を取りまとめ、広く市民に示すものとして、「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」を策定した。

本学の自己点検評価に関する具体的な目標について、中期目標では、「自己点検・評価の結果を教育研究活動及び大学運営の改善に活用するため、点検・評価の内容、方法等について見直しを図る。」を掲げている。自己点検・評価のための体制を構築するため、中期計画では「自己点検・評価を実施する全学的な体制を構築する。」としている。また、評価結果の公表については、「評価結果をわかりやすくホームページ等に掲載し、学生及び市民に広く公表する。」としており、さらに「芸術大学の特性を踏まえ、

長期的視点に立ちつつも、達成状況が学生や市民にわかりやすい目標を設定するよう検討を行う。」としている。評価項目や評価基準の点検・検討については、「芸術大学の特性を踏まえた自己点検・評価ができるように、評価項目や評価基準の点検・検討を行う。」としている。

イ 組織の整備等

法人の組織としては、全学自己・点検評価委員会【資料⑩】を設けて、評価業務全般を担当する理事をトップに、三機関（美術学部・研究科、音楽学部・研究科、日本伝統音楽研究センター）及び事務局から委員を選出して全学的な点検・評価体制を整備した。また、中期目標について市長に述べる意見及び年度計画の策定に関する事項並びに法人が自ら行う点検及び評価に関する事項については、定款、学則、理事会規程、経営審議会規程、教育研究審議会規程、教授会規程、大学院研究科委員会規程に明記して、各機関等がPDCAサイクルの中核として機能するようにした。

法人化に伴い策定した中期計画・年度計画の自己点検評価については、規程に基づき経営に関することについては経営審議会、教育研究に関することについては教育研究審議会、教授会及び大学院研究科委員会での審議を行った後、理事会で議決している。年度計画の策定についても自己点検評価と同じ手続きの上策定している。

ウ 監査法人による監査

本学は地方独立行政法人法の規定に基づいた会計監査人の選定を要しないが、公立大学法人としての市民や社会に対する説明責任をはたすため、会計監査業務を主とした監査法人による監査【資料⑪】を実施している。特に法人移行時には、地方独立行政法人会計への理解不足や基本となる複式簿記の理解など、これまでの地方自治体の会計処理とは違ったスキルが要求されることから、公立大学法人の会計処理に精通した監査法人の監査指導を継続的に受けることで、大学の質を保障している。

エ コンプライアンスについて

コンプライアンスに関しては、中期計画では「法令遵守への意識の向上」を掲げて、「教職員の法令遵守への意識の向上を図るため、研修や啓発等の取組を定期的を実施する。」としており、数値目標としては、毎年、法令遵守に関する研修を2回実施することとしている。特に新規採用者、人事異動に伴う京都市からの派遣職員や新規採用の教員に対しては、新規採用者研修の中でコンプライアンスに関わる研修を行っている。コンプライアンスに関わる規程としては、「公立大学法人京都市立芸術大学職員の倫理の保持に関する規程」【資料⑫】、「公立大学法人京都市立芸術大学セクシュアルハラスメント防止に関する方針」【資料⑬】及び「京都市立芸術大学に置けるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」【資料⑭】を制定している。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

ア 業務実績報告書に係る自己点検・評価活動

中期目標、中期計画で定めている目標、計画については、中期目標期間の6年間に

達成できるよう、毎年、年度計画を定めて取り組んでいる。年度計画の進捗状況等については、毎年、「業務実績報告書」【資料⑮】を作成して、第三者により構成（民間企業役員2名、大学教員2名、公認会計士1名）された市の公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会に提出して評価を受けている。また、その結果については、広く社会に公表されている。

平成24年度の実施状況を平成24年度業務実績報告書として取りまとめて、平成25年6月末に評価委員会に提出した。評価委員会は、7月16日に評価委員会が開催されて、評価結果として「平成24年度業務実績評価書」【資料⑯】が作成された。

全体的な評価結果の内容は、次のとおりである。

大学から提出された「平成24年度業務実績報告書」の「全体概要」において、京都市立芸術大学は「平成24年4月から公立大学法人に移行し、理事長（学長）のリーダーシップのもとに新たな運営体制を整備して、教育・研究理念の目標達成のため、自主的・自律的な大学運営を行い自己改革、自己改善に取り組んでいる」と述べられている。まさに公立大学法人化を契機とした新たな取組の基本姿勢を示したものであるが、同報告書の「計画の実施状況等」の内容、及び25年7月16日に開催した本評価委員会で聴取した大学の説明等から、そうした自己改革、自己改善を図ろうとする取組が、緒に就いたばかりであるとはいえ、確かに進められつつあると認められる。

全体として、年度計画に定めたほとんどの事項はほぼ計画に沿った取組がなされており、創意工夫して積極的に取り組まれているものも見られる。項目別評価においても、4項目全てにおいてA評価（中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる）という結果となり、総じて順調な進捗状況にあると認められる。

ただし、より一層の取組が期待される点もあり、今回の評価結果を十分とすることなく年度ごとの取組を強化し、更なる自己改革、自己改善に努められたい。

イ 学外者の意見の反映

経営審議会は委員10名のうち5名が、教育研究審議会は21名のうち2名が学外委員で構成されており、年度計画や業務実績報告書の作成に関して、学外者の意見が反映するようにしている。【資料⑰】

ウ 認証評価機関（大学基準協会）からの指摘事項

大学基準協会からの17項目の指摘事項（平成19年度）については、平成23年度に「改善報告書」【資料⑱】を作成し、大学基準協会に提出した。その結果については、大学基準協会から「改善報告書検討結果」の通知【資料⑲】を受けた。大学基準協会からご指摘いただいた引き続き改善が望まれる事項に関しては、次のとおり改善等に向けて取り組んでいる。

○ ファカルティ・ディベロップメント（FD）の取組

ファカルティ・ディベロップメント（FD）の取組としては、国公立五芸大体育・文化交歓会にあわせて、他大学教員との意見交換会の開催や教員による他大学の授業参観を行っているほか、愛知県立芸術大学から教員を招聘し、FD意見交換会を開

催し、芸術系大学にふさわしいFDのあり方について意見交換を行っており、美術研究科及び音楽研究科独自のFD活動についても検討課題としている。

○ 音楽学部研究における研究環境の改善

教育研究環境の改善については、中期目標に「教育研究環境を確保し、向上させるため、学内のインフラ整備を行う。」を掲げており、中期計画には、「教育研究環境の向上のため、時代に即応した制作機材や楽器等を整備・充実する。」を掲げている。平成24年度にはピアノ3台、マリimba1台、ユーフォニアム1台、バスフルート1台、Vピアノ1台（デジタルピアノ）を整備して楽器の充実に努めた。

○ 年齢構成の是正

年齢構成【資料⑳】に関して特に実技系においては、その専門性から大学外における十分な実務経験を必要とするので、採用時の年齢がどうしても高くなる傾向がある。本学の理念の一つとして、「少数精鋭の高度な教育体制を維持・展開させること。」を掲げており、この理念に基づく高度な教育体制を整備するには、実績等を優先した教員採用となっている。本学の教員採用に当たっては人材の質を優先するものの年齢構成の是正にも努められるよう、FDの充実も併せて配慮したい。

○ 施設・設備の改善

施設・設備の改善については、中期計画に「機能の統合や使用できる近隣施設の状態の把握等により、教室、演奏室、アトリエ等の実習室など、教育研究のために必要なスペースを確保する。」を掲げており、平成24年度から近隣の旧音楽高校の教室の有効活用について検討を開始しており、音楽学部の施設・設備の充実が図れるように努めている。また、大学全体の施設設備の整備等に関する目標としては、中期目標に「良好な教育研究環境を実現するため、大学施設及び設備を適正かつ計画的に維持管理しつつ、立地条件、老朽化、狭あい化、不足機能、耐震化、バリアフリー化の課題解決に向け、大学施設の全面移転を基本に再整備を検討する。」としており、中期計画には、「施設整備のあり方について、京都芸大の施設が抱えている様々な課題を改善し、大学に期待される役割を十分果たしていくため、キャンパスの市内中心部への全面移転を基本に検討し、整備構想を策定する。また、その間、現在地での施設機能を維持するため、適切な改修、補修を実施する。」を掲げている。平成24年度に学内に「施設整備に関する会議」を立ち上げて、平成25年3月には京都市長に対して「市内中心部への移転・整備に関する要望書」【資料㉑】を提出し、大学が希望する地域への移転と将来的な拡張を視野に入れた新たな大学施設の整備に必要なまとまった土地の確保等について要望を行っている。

2 点検・評価

● 基準10の充足状況

本学は、法人化前は「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」などを、法人化後は公立大学法人として、「中期計画」、「年度計画」、「業務実績報告書」などを策定することで、組織運営や諸活動の状況について市民をはじめ広く社会に対して公開している。中期計画に基づいて策定する年度計画の進捗状況等について、自己点検・評価を行い、外部委員で構成された京都市評価委員会からの評価も踏まえて大学の改善・改革に繋

げている。これらのことから、同基準を概ね充足している。

① 効果が上がっている事項

教育研究の質の向上や大学運営に関する業務改善等の大学改革に取り組むため、平成22年度に「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」を作成した。特に公立大学法人化により大学が抱えている様々な課題等の解決に向けて取り組み、本学が永年の取組を継承しつつ、特色ある大学として発展していくために、教育研究や地域貢献といった点でより魅力ある大学になることを目指した。

また、大学を取り巻く状況や学生のニーズを踏まえ、とりわけ、中期計画に掲げている計画のうち、特に重点を置いて取り組む6つの計画を定めることにより、特段の成果を得ることができた。

「日本音楽研究専攻」の設置／「京都芸大キャリアアップセンター」の設立／「京都芸大アーカイバルリサーチセンター（仮称）」の構想／作品展、演奏会、公開講座等の充実／広報機能の強化／キャンパス移転検討と整備構想の策定

② 改善すべき事項

市の評価委員会が行った平成24年度業務実績報告書の評価については、「総じて順調な進捗状況にある。」との評価をいただいたものの改善すべき課題について指摘を受けている。

指摘内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画に具体的数値目標が掲げられているもので、平成24年度年度計画において、当該年度の数値目標が明確にされていないものが見受けられる。中期計画期間途中での数値目標の設定の仕方が難しい点は一定理解できるものの、評価するうえで当該年度に目指すべき具体的な数値目標を設定することが望ましく、今後の年度計画の立て方に検討・改善を要する余地があると思われる。 ○ 年度計画策定時点で実施を予定している事業や取組があれば、あらかじめ年度計画に具体的に記載し、年度終了後にその実施状況を点検して評価できるようにするなど、年度計画の内容の一層の工夫が望まれるものもある。
------	---

3 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

引き続き中期計画に掲げる業務等に取り組むことで、教育研究の充実、創造的な人材の育成、教育研究成果の公開・発信を行い、公立大学としての役割を果たしつつ、芸術文化の国際的な中心地であり続ける京都の文化的な創造力をより高め、市民に愛され、市民が誇りに思う大学になることを目指す。

特に中期計画の重点項目として定めた「キャンパス移転検討と整備構想の策定」は、本学が抱えている多くの課題（「立地条件」「老朽化」「狭あい化」「不足機能」「耐震化」「バリアフリー化」「受験生の確保」）を解決する上での最重要施策として位置づけている。平成26年1月6日に京都市において本学の移転整備方針が決定されたことから、これらの課題解決を踏まえて、市と連携して移転事業に取り組むこととしている。

② 改善すべき事項

市の評価委員会から指摘のあった次の2点について、改善に向け取り組んでいる。

- 中期計画に具体的数値目標が掲げられている年度計画において、各年度の自己点検・評価の正確性や妥当性を確保して説明責任を果たすため、当該年度の数値目標を明確に定めて、新たに評価指標を定めた。「業務実績報告書（数値目標）に係る自己点検・評価について」【資料②】
- 年度計画の作成に当たっては、予定されている取組等については、具体的に記載するよう努めている。また、年度計画の積み重ねが中期計画の達成につながることから、できるだけ年度進行による管理ができるよう努めている。

4 根拠資料

- ① 10-1 京都市立芸術大学の将来に向けて
- ② 10-2 京都市における地方独立行政法人制度に関する考え方
- ③ 10-3 京都市立芸術大学のあり方懇談会提言
- ④ 10-4 京都市立芸術大学整備・改革方針 [既出資料 2-12]
- ⑤ 10-5 京都市立芸術大学整備・改革基本計画 [既出資料 2-13]
- ⑥ 10-6 公立大学法人京都市立芸術大学中期目標 [既出資料 1-6]
- ⑦ 10-7 公立大学法人京都市立芸術大学中期計画 [既出資料 2-3]
- ⑧ 10-8 京都市情報公開条例
- ⑨ 10-9 京都市個人情報保護条例
- ⑩ 10-10 公立大学法人京都市立芸術大学自己・点検評価委員会規程 [既出資料 1-8]
- ⑪ 10-11 独立監査人の監査報告書 [既出資料 9(2)-11]
- ⑫ 10-12 公立大学法人京都市立芸術大学職員の倫理の保持に関する規程 [既出資料 7-16]
- ⑬ 10-13 公立大学法人京都市立芸術大学セクシュアルハラスメント防止に関する方針 [既出資料 6-15]
- ⑭ 10-14 京都市立芸術大学に置けるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程 [既出資料 6-14]
- ⑮ 10-15 業務実績報告書（平成 24 年度）
- ⑯ 10-16 業務実績評価書（平成 24 年度）
- ⑰ 10-17 京都市立芸術大学役員等一覧（平成 25 年度） [既出資料 9(1)-4]
- ⑱ 10-18 提言に対する改善報告書
- ⑲ 10-19 改善報告書検討結果
- ⑳ 10-20 専任教員年齢構成（平成 25 年 5 月 1 日現在）
- ㉑ 10-21 京都市立芸術大学の崇仁地域への移転・整備に関する要望書 [既出資料 7-23]
- ㉒ 10-22 業務実績報告書（数値目標）に係る自己点検・評価について

終章

1 各章の要約

第1章 理念・目的

昭和44年に、京都市立美術大学と京都市立音楽短期大学を母体に、美術、音楽の両学部を備えた総合的な芸術大学として設置された。

本学の目的は、学校教育法に規定されている大学の理念・目的を踏まえて、学則には「広く知識を授けるとともに、深く芸術に関する理論、技能及びその応用を教授研究し、もって文化の向上に寄与すること」を掲げている。

第2章 教育研究組織

平成22年6月に「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」を定め、本学の教育研究組織の体制を検証してきたところであり、中期目標及び中期計画においても、大学を取り巻く社会環境の変化や全学的な課題に対応するため、本学が目指すべき大学像を見据えながら、教育研究組織の見直しを実施していくことを明記している。

具体的な取組としては、美術学部・音楽学部・日本伝統音楽研究センター・芸術資料館が共同で「芸術資源研究センター」の設立に向けて方向性および具体的事業を検討中である。

平成25年4月には音楽研究科修士課程に日本伝統音楽研究センターの教員が中心となって指導にあたる「日本音楽研究専攻」を設置した。

美術学部では、デザイン科の体制充実に取り組むこととし、専任教員の配置を暫定的に見直し、平成26年9月から、デザイン科の専任教員を1名増員することとしている。また、美術研究科では、平成26年度から、修士課程における入学定員を増員することとした。

第3章 教員・教員組織

学生の可能性を伸ばし、世界にはばたく芸術家をはじめ、社会に創造的な活力をもたらす人材の育成を目指しており、当該目標を実現するため、本学が教員に求める能力及び資質については、教員選考基準において、職位ごとに明確に定めている。

また、大学全体として教員組織の編成に当たっては、本学の理念に沿った指導体制の強化を図るため、中期計画において「本学の理念に沿った質の高い教育を実施するため、教育内容、教育方法及びカリキュラム編成等に適切に対応できるよう、教職員の柔軟な配置等を行う。」という方針を掲げている。

教員の採用に当たっては、柔軟かつ多様な制度を導入することとしており、平成24年度から公募以外に客員教授、特任教員などの制度を導入している。

今後の課題として、教員は学部、大学院修士、博士それぞれを担当しなければならない現行の教員組織では、教員の過度の負担を軽減することに限界があり、体制の充実を視野にいれ、組織のあり方を検討していく。

第4章 教育内容・方法・成果

1 教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針

中期計画の中に学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明確化することを定めており、平成24年度に法人化に伴って設置した教育研究審議会に諮り定めている。

2 教育課程・教育内容

美術学部では、初年次導入教育（学科教育）や各専攻の実技カリキュラムと学科カリキュラムの整合性等について検討を行っており、特に学習・研究の基礎となる概括的なものの見方、考え方、知識を養うことを目的とし、併せて大学人にふさわしい総合的教養を身につけるとする役割も担う学科目の導入教育について検討を進めている。

音楽学部では、演奏技術の向上という点に関しては本学部における教育内容は確実に効果を上げている。その最大の要因は、少人数教育により学生のひとりひとりに対して目が行き届くという体制が構築できていることと考える。

3 教育方法

セメスター制（2学期制）を導入し、学年を4月1日から9月30日の前期と10月1日から3月31日の後期に分けている。また、授業形態は講義科目、演習科目、実習および実技科目に区分している。

美術学部では単位互換のメリットにより、本学部において不足しがちな科目について学ぶ機会を与えており、音楽学部での受講や他大学での受講により豊かな教養を身に付けている学生も少なくなく、教育の質の向上に役立っている。

音楽学部では、少人数の教員による少人数の学生の教育という点は本学部のなによりの特徴である。課程設計、シラバス設計などに優先して、この伝統による教育効果が卒業生の実力の底辺を押し上げていると自負している。

4 成果

学位の授与は、本学が定めるところの規程に基づいて行われている。卒業要件については、履修要項やホームページに掲載して学生に周知している。

美術学部（研究科）では、卒業制作作品及び卒業論文は、毎年度末に京都市美術館及び本学を会場として実施している制作展において展示し、その成果を広く市民に公開することによって評価を受ける仕組みを持っている。

音楽学部では、学士号の取得率は95%となっている。そのために必要な単位数と必修科目は専攻ごとにその専攻の特質を出すべくきめ細かく設定されている一方、全専攻共通で必修としている科目の設定によって本学部の卒業要件として最低限満たす内容と質を確保している。

第5章 学生の受け入れ

教育・研究理念を基に、学部・研究科の学生の受け入れ方針を定め、学部においては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を入学者選抜要項、学生募集要項、大学

案内で明示するとともに、ホームページ、オープンキャンパス、進路相談会などの場を通して、広く社会に公表している。また、研究科におけるアドミッション・ポリシーについては、音楽研究科はホームページへ掲載することで明示しているが、美術研究科は明文化されておらず、現在、平成 26 年度公表に向けて検討している。

第 6 章 学生支援

京都芸大キャリアアップセンター（仮称）の設立、奨学金の充実、奨励金制度の充実、学生の健康面のサポートの充実等に取り組んでいる。

教育理念に掲げているとおり少人数教育を実施しているため、教員一人当たりの学生数は、美術学部で 8.4 人、音楽学部で 10.8 人と少なく、修学に関する指導・助言体制を整え、一人ひとりに適切な支援を心がけている。しかしながら、様々な理由から学生の休学・退学者は、毎年発生しており、学生の状況を今以上に的確に把握し、休学・退学に至らないように指導していく必要がある。

第 7 章 教育研究等環境

施設・設備の老朽化・狭あい化が顕著になっており、また、耐震化等の安全面の確保やバリアフリーへの対応など、機能的な改善が強く望まれる状況にある。この状況を踏まえつつ、平成 22 年 6 月に定めた「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」において、今後の施設整備の方向性として、キャンパスの全面移転を掲げている。

なお、全面移転については、移転先における一定の敷地面積の確保、市民と頻繁に交流できる立地条件の見極め、その他移転経費等、多くの課題が山積していることから実現までには長い期間を要するため、その間、現在地での施設機能の維持修繕も必要であり、財政状況を十分に考慮したうえで、適切かつ計画的な改修・補修を行っていくこととしている。

第 8 章 社会連携・社会貢献

本学の理念の一つに「地域社会と連携しつつ、文化首都・京都の特質を活かした国際的な芸術文化の交流拠点となること」を掲げていることから、本学は、京都の文化的土壌に根ざしながら、芸術を広く地域社会に発信し、学術・産業・生活文化の諸分野に創造的な視点と活力をもたらすこと、そして世界の多様な芸術文化が交流しあう国際的な芸術創造と研究の拠点となることをめざして、様々な取組を実践している。

第 9 章 管理運営・財務

1 管理運営

法人化に伴い定款や管理運営に係る規程を整備して、意思プロセスの明確化や教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の責任体制を明確化し、大学運営を行っている。

また、事務組織については、運営方針や重要事業の推進に沿って効率的な体制となるよう柔軟に組織改正を行うこととしている。平成 25 年度は教務学生支援室、アーカイバルリサーチセンター準備室、国際交流室の 3 室で組織し、教務学生支援室には、総務広報担当、入試担当、教務学生担当、事業推進担当、附属図書館・芸術資料館担当、キャ

リアアップセンター担当を配置している。

2 財務

中期計画期間中の予算において、収入に占める比率が最も高いのは、京都市から交付される運営費交付金で、予定額は9,022百万円、収入全体の67.7%となっている。その他、授業料等の自己収入、受託研究等収入及び寄附金収入等で構成されている。

厳しい予算編成が余儀なくされるので、教育・研究活動の充実や中期計画を着実に実行するため、目的積立金を効率的かつ効果的に活用していくとともに、引き続き、自律的な財政運営と財政基盤の安定化を図っていくため、更なる経費の節減と外部資金等自己収入の拡大に努めている。

第10章 内部質保証

大学の質保証や質向上のための取組としては、大きく分けて平成24年度の公立大学法人化前の取組と公立大学法人化後の取組に別れる。法人化後は、中期計画に基づいて様々な取組を行っており、これらの実績については、毎年度、自己点検評価を行って業務実績報告書にまとめられ、第三者である公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会の評価を受けて、その結果は広く市民をはじめ社会に公表している。評価委員会からの指摘や助言等については、真摯に受け止め改善等に努めている。

法人化前については、平成18年に「京都市立芸術大学の将来に向けて」において将来の大学像を発表して、自己変革に努めている。その後、平成22年には、「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」を策定し、大学の質向上のため「教育研究の充実」及び「学外連携と社会・市民への還元への推進」を掲げており、これらを取組を支える手段として「教育研究環境の整備・向上」及び「公立大学法人制度の導入」を改革の中心に定めた。「京都市立芸術大学整備・改革基本計画」に掲げた内容の多くが中期目標、中期計画に反映している。

2 現状の取組

本学を取り巻く状況は大変厳しいものがある。少子化に伴い受験生の確保が難しくなり、大学間の競争も激化し、志願者数は減少傾向にある。また、市民に対する大学側からの芸術教育の必要性や意義についての働きかけ、教育研究の還元も十分とは言えず、公立大学として果たすべき役割を再考した結果、公立大学法人制度の導入を決め、平成24年4月から公立大学法人という新しい運営体制に移行した。法人化後も京都の市民の方々に支えられた大学であるという点に変わりはないが、運営の方法においてより自主的な取組が可能になり、教育研究の成果の学外への発信機能の充実、在学生、卒業生へのキャリア形成のサポート、大学院の拡充、芸術資源研究センター設立、入試方法の改善など、さらなる発展を目指して様々な方針を打ち出している。

これらの方針は、平成24年度から平成29年度までの第1次中期計画に掲げており計画数は全体で118項目となっている。特に「日本音楽研究専攻の設置」、「京都芸大キャリアアップセンターの設立」、「芸術資源研究センター設立に向けた構想の検討」、「作品展、演奏会、公開講座等の充実」、「広報機能の強化」、「キャンパス移転検討と整備構想

の策定」の6計画については、重点的に取り組むこととしている。

本学がこの西京区に移転してきたのは昭和55年であり、移転から33年が経過している。これまで地域の皆様をはじめ市民の皆様、多くの関係者の皆様の多大なるご支援のもと、公立の総合芸術大学として着実な発展を遂げてきた。しかしながら、上記の第7章「教育研究等環境」でも述べているが、現在、施設の機能改善が強く望まれる状況にあり、さらに本学が抱えている立地に伴う教育研究活動の制約や受験生の確保等の課題への対応が必要となっていることから、京都市に移転を要望し京都市はキャンパスの市内中心部への移転を検討している。

3 今後の展望

本学は、開学以来133年という芸術系大学としては我が国でもっとも長い歴史を誇っている。日本の近代芸術の屋台骨を支える美術家たちを排出し、さらに2学部1研究センターという今日の体制になって以降は、音楽家も含めて、国際的に注目されている数々の輝かしい才能を世に送り出している。

しかしながら、上記2で述べたとおり本学を取り巻く状況は大変厳しいものがあることから、法人化のメリットを最大限に活用することで、これまでの様々な課題を解決できるよう取り組んでいきたい。一例ではあるが法人化のメリットとしては、次のようなものがあり、現在、様々な改善等に取り組んでいる。

- ・法人自らが決定権（と責任）を持つことによる意思決定の迅速化を図れる。
- ・柔軟かつ多様な任用制度を活用して、事務職員等をプロパー化することで大学業務に精通した職員の配置・養成を行うことができる。また、客員教授制度、特任教授制度を導入することで大学の知名度アップや受験生へのPRに寄与できる。
- ・使途が制限されない運営費交付金による弾力的な経費執行ができる（複数年度事業、年度途中の新規事業開始、他事業からの流用などが可能）。

ただし、法人化によって大学の意思で自主運営が出来るといっても、本学の運営経費の多くは市民からの税金で賄われていることを大学関係者は認識して業務等に当たることが肝要であり、法人及び大学の運営状況・教育研究の実施状況等は市民をはじめ広く社会に公表していく。

最後に「キャンパス移転検討と整備構想の策定」については、本学は京都市長に対して、京都駅に近隣する地域への移転要望を提出しており、現在、京都市の庁内関係部局が本学の市内中心部への移転の適否について検討を行っている。平成25年度末までに予定されている京都市の検討結果を踏まえて、本学が望む移転整備構想を検討していく。